

平成28年 第3回定例会

摂津市議会会議録

平成28年10月19日 開会
平成28年11月 9日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成28年第3回定例会

○10月19日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
故小野副市長への黙とう	1－ 3
追悼の辞（南野議長、市長）	1－ 3
開会の宣告	1－ 5
市長挨拶	
開議の宣告	1－ 6
会議録署名議員の指名	1－ 6
日程1 会期の決定	1－ 6
日程2 議案第62号～議案第66号	1－ 6
提案理由の説明（市長）	
採決	
副市長挨拶	
日程3 認定第1号～認定第8号、議案第59号～議案第61号、 議案第67号、議案第68号、議案第70号、議案第71号	1－ 8
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、 市民生活部長、次世代育成部長、市長公室長）	
質疑（安藤薫議員、森西正議員）	
委員会付託	
日程4 報告第6号	1－30
報告（総務部長）	
質疑（野口博議員）	
採決	
日程5 報告第7号	1－33
報告（総務部長）	
日程6 議案第69号	1－34
提案理由の説明（建設部長）	
質疑（藤浦雅彦議員）	
採決	
日程7 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件	1－36
報告（民生常任委員長）	
休会の決定	1－36
散会の宣告	1－37

○ 1 1 月 4 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程 1 一般質問	
水谷毅議員	2- 3
増永和起議員	2- 9
藤浦雅彦議員	2-17
上村高義議員	2-25
村上英明議員	2-31
嶋野浩一朗議員	2-36
野口博議員	2-44
三好義治議員	2-51
山崎雅数議員	2-62
延会の宣告	2-67

○ 1 1 月 7 日（第 3 日）

出席議員、地方自治法第 1 2 1 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	3- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	3- 2
開議の宣告	3- 3
会議録署名議員の指名	3- 3
日程 1 一般質問	
福住礼子議員	3- 3
安藤薫議員	3- 9
市来賢太郎議員	3-17
渡辺慎吾議員	3-23
中川嘉彦議員	3-30
日程 2 議案第 5 9 号～議案第 6 1 号、議案第 6 8 号、議案第 7 0 号、 議案第 7 1 号	3-35
委員長報告（総務常任委員長・建設常任委員長・文教常任委員長 民生常任委員長、駅前等再開発特別副委員長） 討論（山崎雅数議員） 採決	
日程 3 議会議案第 1 3 号、議会議案第 1 4 号	3-38

採決	
散会の宣告	3-38

○11月8日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4-1
議事日程、本日の会議に付した事件	4-2
開議の宣告	4-3
会議録署名議員の指名	4-3
日程1 議長辞職許可の件	4-3
採決	
議長辞職の挨拶（南野直司議員）	
日程2 議選第2号	4-3
選挙	
議長就任の挨拶（野原修議長）	
日程3 議選第3号	4-4
選挙	
副議長就任の挨拶（野口博議員）	
日程4 議案第72号	4-5
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4-6

○11月9日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5-1
議事日程、本日の会議に付した事件	5-2
開議の宣告	5-3
会議録署名議員の指名	5-3
日程1 常任委員会委員選任及び議会運営委員会委員選任の件	5-3
選任	
日程2 特別委員会委員選任の件	5-3
選任	
日程3 議選第4号	5-3
選挙	
日程4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5-3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5-3

☆添付資料

審議日程	資料－	1
議案付託表	資料－	2
一般質問要旨	資料－	3
選任名簿	資料－	6
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料－	7
議決結果一覧	資料－	8

摂津市議会会議録

平成28年10月19日

(第1日)

平成28年第3回摂津市議会定例会会議録

平成28年10月19日(水曜日)
午前10時14分開会
摂津市議会議場

1 出席議員 (19名)

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員 (1名)

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
消 防 長 樋 上 繁 昭	
会 計 管 理 者 牛 渡 長 子	

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 議 案 第 6 2 号 副市長の選任について同意を求める件
 - 議 案 第 6 3 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
 - 議 案 第 6 4 号 教育委員会委員の任命について同意を求める件
 - 議 案 第 6 5 号 公平委員会委員の選任について同意を求める件
 - 議 案 第 6 6 号 監査委員の選任について同意を求める件
- 3, 認 定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 2 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
 - 認 定 第 3 号 平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 4 号 平成 2 7 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 5 号 平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 6 号 平成 2 7 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 7 号 平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 認 定 第 8 号 平成 2 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
 - 議 案 第 5 9 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）
 - 議 案 第 6 0 号 平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - 議 案 第 6 1 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 議 案 第 6 7 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件
 - 議 案 第 6 8 号 財産の無償譲渡の件
 - 議 案 第 7 0 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 7 1 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 4, 報 告 第 6 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分報告の件
- 5, 報 告 第 7 号 平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件
- 6, 議 案 第 6 9 号 損害賠償の額を定める件
- 7, 常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件

1 本日の会議に付した事件 日程 1 から日程 7 まで

(午前9時57分 開会)

○南野直司議長 おはようございます。

本定例会に先立ちまして、去る9月4日にご逝去されました摂津市副市長、故小野吉孝氏に対しまして、哀悼の意を捧げますとともに、ご冥福をお祈りし、ただいまから黙祷を行いますので、ご起立願います。黙祷。

(黙祷)

○南野直司議長 黙祷を終わります。ご着席ください。

○藤井議会事務局長 それでは、故小野吉孝氏に対する追悼の辞を、南野議長からお願いいたします。

(南野直司議長 登壇)

○南野直司議長 弔辞。

市議会を代表し、故小野吉孝副市長に対する追悼の辞を述べさせていただきます。

昨年の夏ごろから体調を崩されておられましたが、必ずや、元気なお姿でこの議場に戻ってこられるものと、議員一同、心から全快を祈っておりました。そのような中、突然の訃報に接し、言いようのない驚きで、ただただ茫然とするばかりでありました。

思えば、小野副市長は、昭和41年4月、三島町役場に勤められ、その年の11月に摂津市が誕生いたしました。人事課一筋20年、係長、課長代理を経験されて、培った人を見る目と交渉力が、その後の摂津市の新たな局面を切り開いていく原点であったと確信するところでございます。教育委員会の総務課長に昇任後、昭和63年10月、森川市長の就任時には秘書課長、平成5年には市長公室長を歴任、まさに市政の中枢部を担ってられました。そして、平成10年9月、50歳で森川市長のもとで助役につかれ、平成16年10月に就任された森山市長のもとで、副市長として、通

算5期、18年間、他に例を見ない長き歳月にわたり、行政手腕を遺憾なく発揮され、市長を支えてられました。この間、市財政が危機的な状況にありましたが、ピンチのときこそ改革・改善のチャンスと、揺るぎない信念のもと、たび重なる行政改革を最前線で牽引し、今日の市政の発展を実現してられました。

思い返せば、平成9年3月の日刊紙に掲載された記事では、不必要になった事業、サービスを30%削減し、新しい事業にシフトする業務再構築運動を導入し、「摂津市の行革マン、クビも覚悟で補助金カット」という見出しとともに掲載された市長公室長当時の小野副市長の力強いまなざしの3枚の顔写真がありました。ご本人の覚悟と責任感が一面にあらわれており、強い決意で臨まれる姿は、その後も一貫した姿勢でありました。

中でも、一大プロジェクトであった南千里丘まちづくり事業におきましては、平成22年の阪急摂津市駅の開業とコミュニティプラザの完成に至りましたが、駅前整備など市の財政負担を最小限にし、事業主体である民間企業と難航する協議をまとめられたのは、小野副市長が中心となって奔走されたものと確信をしております。

さらに、長年の懸案事業でありました吹田操車場跡地のまちづくりにおきましては、吹田市と本市にまたがる広大な区域において、大阪府をはじめ鉄道公団などの複数の事業関係者との交渉に際して、小野副市長の持ち前の行動力と機を逃さない決断力により、摂津市にとって望ましいまちづくりに導いたものと高く評価するところでございます。

摂津市は、本年11月1日に市制施行50周年の大きな節目、記念日を迎えます。

まさに多くの夢がかない、かなおうとしております。小野副市長、あなたが摂津市の将来のために生涯を捧げられたことを、心から敬服いたします。市議会といたしましても、どこまでも市民のためにという原点に立ち返り、市民一人ひとりが「安全で快適に暮らすことができるまちせつつ」の構築に、より一層の努力を注いでまいりますことを、かたくお誓い申し上げます。

ここに、小野副市長の生前のご功績をたたえ、そのご遺徳をしのぶとともに、心からご冥福をお祈りし、名残は尽きませんが、謹んで追悼の言葉といたします。

平成28年10月19日、摂津市議会議長、南野直司。

○藤井議会事務局長 引き続きまして、森山市長からお願いいたします。

(森山市長 登壇)

○森山市長 弔辞。

小野さん、市長の森山です。9月4日の早朝に、あなたの訃報に接しました。1年半の闘病生活の時間、回復を信じていただけに、まことに残念です。

小野吉孝さんと私は、同じ時代に行政職員と政治家として、ともに摂津市の発展を願い歩んだ間柄でございます。思い起こせば、昭和44年、私が摂津市の市議会議員として政治家の第一歩を踏み出したころ、小野さんは既に摂津市役所に奉職されていました。もとより数字に強い小野さんでしたので、人事畑を歩み、ばりばりと仕事をこなす若者として庁内でも評判であったことが懐かしく思い出されます。

その後、摂津市教育委員会への出向を経て、昭和63年の森川前市長就任と同時に秘書課の課長を務められました。昭和63年といえば、私が大阪府議会議員に初当選した年でございます。そのとき、小野さん

は40歳、私が44歳。府政と市政のパイプ役としてしっかりと連携をとり、小野さんにはさまざまな事業の推進にご尽力いただきました。森川前市長を支え、そしてまた、将来の摂津市について目をらんらんと輝かせ熱っぽく語られるあなたのしぐさが今でも脳裏をよぎります。

バブル景気が終わりを告げたころ、摂津市でも行財政改革の必要に迫られていました。市長公室長となられていた小野さんですが、平成8年、当時としては先進的なエスアップ30という業務再構築運動を先頭に立って断行されました。今では摂津市もしっかりとした財政基盤を築くまでに安定しておりますが、思えば、こういった機運や職場の風土は、このとき小野さんによって培われたものだったのだと改めて思うところでございます。

これら数々の功績もあり、平成10年に小野さんは助役に就任されることとなります。職員から生え抜きでの助役就任としては、当時、異例の若さであったかと思いますが、行財政の再構築をはじめ人権施策や福祉施策等、幅広い見識から生み出される確かな施策は、まさに地方自治のお手本のようでありました。

さて、運命とは不思議なもので、森川前市長の後任として私が摂津市長に就任することとなりました。平成16年10月のことでありました。私は、これまでの実績や職員からの厚い人望を踏まえ、ぜひ小野さんに引き続き重責を担ってほしいとお話をいたしました。その能力や人柄から、引く手あまたであった中、小野さんは、摂津市の発展のため、市民の幸せのためと、快くその願いを聞き入れてくださいました。「1足す1を3にしよう」、そんな言葉を交わしたのが、きのうのように思い出され

ます。小野さんというこの上のない人材を得た私は、3期12年にわたり、心置きなく思い描くまちづくりに邁進することができました。企業誘致条例の制定による歳入の大幅な増加、南千里丘の開発、JR操車場跡地開発と国立循環器病研究センターの誘致等々、数えても切りのないほど多くの仕事をともに進めてきました。いつでも小野さんは、時に市長と副市長という立場を超えて、人間対人間として言いにくいことでもきっぱりと助言してくれました。本当に熱い熱い情熱を持って、しかし表面は涼しげに、時代を駆け抜けていられました。まさにあなたが好きだと語っておられた「ケセラセラ」という言葉のようでございます。

今、二人で歩んだいろいろな出来事を思い浮かべております。振り返れば、困難にぶつかっても思い描いたまちづくりを実現させていく、すばらしい時間であったと思います。最後にお会いしたのは、あの8月の暑い暑い日だったと思います。市長室でした。あのときのあなたの柔和な笑顔は、お互いに労をねぎらっているようで、一生忘れることができません。あなたは、きょうも議場のどこか片隅で、いつものように涼しげなしぐさでみんなを見守ってくれているに違いありません。

今、ご遺族様の悲しみははかり知れず、お慰めの言葉もございませんが、この上は、小野さんのご功績が無にならぬよう、しっかりと市政のかじ取りをしてまいる所存でございます。どうか、みたまには、末永く我がまちを見守り続けていただき、よりよき道へとお導きくださるようお願い申し上げます。甚だ意を尽くしませんが、心よりご冥福をお祈り申し上げ、お別れの言葉といたします。

本当にありがとうございました。

平成28年10月19日、摂津市長、森山一正。

○藤井議会事務局長 以上をもちまして、追悼の辞を終わります。

○南野直司議長 ただいまから平成28年第3回摂津市議会定例会を開会します。

市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成28年第3回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

最初に、過日の市長選挙におきまして、4期目のご信任を賜りました。市民の皆様からお寄せいただいたご期待に沿えるよう、引き続き職責を全うさせていただこうと身の引き締まる思いでございます。今後もしっかりと市政運営に当たってまいりますので、議員の皆様には引き続きのご指導をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件でございますが、報告案件といたしまして、平成28年度摂津市一般会計補正予算専決処分報告の件ほか1件、認定案件といたしまして、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、平成28年度摂津市一般会計補正予算ほか2件、人事案件といたしまして、副市長の選任について同意を求める件ほか4件、その他案件といたしまして、平成27年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件ほか2件、条例案件といたしまして、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか1件、合計23件のご審議をお願いいたしますものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご
可決賜りますようお願い申し上げまして、
簡単ではございますが、開会に当たりまし
てのご挨拶といたします。

○南野直司議長 挨拶が終わり、本日の会議
を開きます。

本日の会議録署名議員は、村上議員及び
三好議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から１１月９
日までの２２日間とすることに異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう
に決定しました。

ここで、議長より報告をします。

去る９月９日、大澤千恵子議員から、一
身上の都合により副議長を辞職したい旨の
願い出がありましたので、地方自治法第１
０８条、ただし書きの規定により、同日、
これを許可いたしました。摂津市議会会議
規則第１３９条第３項により報告をします。

日程２、議案第６２号など５件を議題と
します。

提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長 登壇）

○森山市長 ただいま一括上程となりました
議案第６２号から議案第６６号までの提案
内容をご説明申し上げます。

まず、議案第６２号、副市長の選任につ
いて同意を求める件につきまして、ご説明
を申し上げます。

本件につきましては、摂津市副市長、小
野吉孝氏の死去に伴い、副市長に奥村良夫
氏を選任いたしたく、地方自治法第１６２
条の規定により、議会の同意を求めるもの
でございます。

なお、副市長に選任したい者が監査委員
の職にあったことから、その後任の人事案
件についても議案第６６号で説明をさせて
いただきます。

続きまして、議案第６３号及び議案第６
４号、教育委員会委員の任命について同意
を求める件につきまして、ご説明を申し上げ
ます。

本件につきましては、平成２８年１１月
１０日付で、齋藤公男氏と山手知榮子氏の
２名の委員が任期満了となることに伴いま
して、議案第６３号にて西川俊孝氏を、議
案第６４号にて山手知榮子氏を、それぞれ
摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第４条第２項の規定により、議会の同意を
求めるものでございます。

なお、今回の教育委員の任期につきまし
ては、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律の一部を改正する法律における経過
措置に、附則第４条として、新たに任命さ
れる委員の任期の特例といたしまして、施
行日から４年を経過するまでの間に任命さ
れる委員の任期は、新法第５条第１項の規
定にかかわらず、当該委員の任期の満了の
期日が特定の年に偏ることのないよう、１
年以上４年以内で地方公共団体の長が定め
るものとするとの規定を踏まえまして、任
期満了の期日を、西川俊孝氏につきましては
平成３１年３月３１日に、山手知榮子氏
については平成３２年３月３１日とするも
のです。

続きまして、議案第６５号、公平委員会
委員の選任について同意を求める件につき
まして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成２８年１１月
１２日付で寺田正一氏が任期満了となるこ
とに伴いまして、前川彰氏を摂津市公平委

員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第66号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、摂津市監査委員、奥村良夫氏の辞職に伴いまして、馬場博氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の3ページから9ページまでに添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、議案第62号から議案第66号までの提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本5件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第62号を採決します。

本件について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は同意をされました。

ただいま選任に同意いたしました奥村副市長から挨拶を受けます。

(奥村副市長 登壇)

○奥村副市長 おはようございます。

本日、このように挨拶の機会をいただきまして、議長はじめ議員の皆様方に、まずもって厚くお礼申し上げます。

それでは、貴重なお時間を拝借いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほど、副市長就任の件につきまして、ご同意いただきまして、ありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。副市長という重責、しっかり職務を果たせるのかどうか、危惧の念を抱きますが、重責をしっかりと受けとめ、最善の努力を傾注して、ただただ頑張るしかないと思っております。

周知のとおり、本年は市制50周年という節目の年となっております。この間、摂津市は大きく充実・発展してまいりました。これもひとえに先人たちの熱意と努力のたまものでございます。しかし、50周年は決してゴールではなく、あくまでも通過点にしかなりません。これからも歩みをとめることなく、未来に向けて継続発展していかなければなりません。

森山市長は、常々、1足す1は2ではなく、3や4ということをおっしゃっております。これは、人との和の大切さ、チームワークの大切さを言っております。それぞれ一人ひとりが持てる力を十分に発揮することは当然ではありますが、しかし、人が一人でなし遂げられることには限界がございます。さらに多くの仲間の和を大切にし、お互いの不足している部分を補い、協力し合えば、より大きなことがなし遂げられます。これからも、森山市長を先頭に、職員一丸となって取り組んで、1足す1は

3、さらに4となるように頑張っていきたいと思っております。

議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を、さらに一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単措辞でございますが、私のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

○南野直司議長 挨拶が終わりました。

議案第63号、議案第64号及び議案第65号を一括採決します。

本3件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本3件は同意をされました。

議案第66号を採決します。

本件について、同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は同意をされました。

日程3、認定第1号など15件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を説明させていただきます。

まず、本市の平成27年度決算の概要について申し上げます。

歳入では、市税収入において、個人市民税及び法人市民税がともに増加し、市税全体としても前年度より増加しています。

一方、歳出では、扶助費など社会保障関連経費が前年度に引き続き増加しています。

財政指標は、経常収支比率が3.3ポイ

ント改善の96.4%となっています。これは、比率を求める計算式で、地方消費税交付金等の増により、分母となる経常一般財源総額が増加したことによります。今後、本格化する高齢化社会による社会保障経費の増加に機動的に対応できるよう、さらなる行財政改革を推進し、健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

それでは、平成27年度一般会計決算についてご説明いたします。

決算概要4ページをご覧ください。

当初予算額352億7,300万円に対し、68億3,527万2,000円を増額補正し、前年度繰越事業費2億4,179万1,000円を合わせまして、予算現額は423億5,006万3,000円となりました。

まず、歳入決算につきましては、調定額420億3,643万3,775円に対し、収入済額414億858万1,494円で、収入率98.5%です。

次に、6ページをご覧ください。

歳出決算ですが、予算現額423億5,006万3,000円に対し、支出済額408億5,622万7,560円で、執行率は96.5%となっています。形式収支は5億5,235万3,934円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は3億3,888万6,054円となりました。

11ページをご覧ください。

自主財源が273億7,319万785円、66.1%、依存財源が140億3,539万709円、33.9%となっています。構成比率の上位は、市税が42.5%、財産収入が16.7%、国庫支出金が14.0%、市債が7.7%などとなっています。

次に、歳出ですが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費は176億7,146万9,143円となっており、歳出全体に占める割合は43.3%です。

普通建設事業費は23億9,540万6,976円で5.9%となっており、その他の経費では、物件費が61億3,360万4,176円で15%などとなっています。

それでは、決算書に従いまして、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入ですが、各歳入金額につきましては、収入済額で説明いたします。

10ページ、款1市税は176億730万1,222円で、前年度に比べ1.3%、2億3,353万5,319円の増額となっています。

項1市民税は66億2,996万7,400円、前年度に比べ4.5%、2億8,765万2,193円の増額です。

項2固定資産税は85億236万9,814円、前年度に比べ0.9%、8,048万4,865円の減額です。

項3軽自動車税は9,064万1,337円、前年度に比べ3.0%、260万5,301円の増額です。

項4市たばこ税は7億9,478万4,665円、前年度に比べ3.6%、2,755万4,670円の増額です。

項5都市計画税は15億8,953万8,006円、前年度に比べ0.2%、379万1,980円の減額です。

なお、市税の徴収率は97%で、前年度に比べ0.6ポイント改善しています。また、不納欠損額については3,343万6,204円となっています。

款2地方譲与税は1億5,089万1円、

前年度に比べ4.8%、686万1,000円の増額となっています。

項1地方揮発油譲与税は4,583万3,001円、前年度に比べ6.3%、270万6,001円の増額です。

項2自動車重量譲与税は1億505万7,000円、前年度に比べ4.1%、415万5,000円の増額です。

款3利子割交付金は3,649万4,000円、前年度に比べ16%、697万円の減額となっています。

款4配当割交付金は8,581万1,000円で、前年度に比べ26.9%、3,158万1,000円の減額となっています。

款5株式等譲渡所得割交付金は9,427万3,000円で、前年度に比べ52.4%、3,240万3,000円の増額となっています。

款6地方消費税交付金は18億3,808万9,000円、前年度に比べ61.7%、7億113万9,000円の増額となっています。

款7ゴルフ場利用税交付金は168万2,025円、前年度に比べ2.5%、4万845円の増額となっています。

款8自動車取得税交付金は5,487万7,000円、前年度に比べ55.3%、1,953万1,000円の増額となっています。

款9地方特例交付金は7,275万4,000円、前年度に比べ4.5%、342万6,000円の減額となっています。

款10地方交付税は6億1,298万2,000円、前年度に比べ20.9%、1億583万5,000の増額となっています。

款11交通安全対策特別交付金は1,430万3,000円、前年度に比べ10.

4%、135万3,000円の増額となっています。

款12分担金及び負担金は7億5,554万4,835円、前年度に比べ10.8%、9,150万6,756円の減額となっています。

12ページ、款13使用料及び手数料は5億9,827万8,688円、前年度に比べ0.2%、146万5,654円の増額となっています。

項1使用料は4億7,179万8,030円、前年度に比べ0.6%、258万3,238円の増額です。

項2手数料は1億2,648万658円、前年度に比べ0.9%、111万7,584円の減額です。

款14国庫支出金は57億9,538万2,171円、前年度に比べ5.4%、2億9,690万5,218円の増額となっています。

項1国庫負担金は47億6,586万6,019円、前年度に比べ5.1%、2億3,264万7,447円の増額です。

項2国庫補助金は9億6,052万1,000円、前年度に比べ5.6%、5,130万3,000円の増額です。

項3委託金は6,899万5,152円、前年度に比べ23.1%、1,295万4,771円の増額です。

款15府支出金は20億7,395万3,512円、前年度に比べ18.1%、4億5,789万1,024円の減額となっています。

項1府負担金は13億9,966万4,943円、前年度に比べ10.1%、1億2,813万4,390円の増額です。

項2府補助金は4億7,509万2,366円、前年度に比べ57.2%、6億3,

513万9,944円の減額です。

項3委託金は1億9,919万6,203円、前年度に比べ32.7%、4,911万4,530円の増額です。

款16財産収入は69億2,793万8,648円、前年度に比べ1,595.5%、65億1,932万5,174円の増額となっています。

項1財産運用収入は2,551万8,648円、前年度に比べ8.1%、225万9,059円の減額です。

項2財産売却収入は69億242万円、前年度に比べ65億2,158万4,233円の増額です。

款17寄附金は2,276万2,770円、前年度に比べ123.7%、1,258万8,356円の増額となっています。

款18繰入金金は5,789万9,535円、前年度に比べ6.5%、401万9,422円の減額となっています。

項1特別会計繰入金金は3,146万8,881円、前年度に比べ17.0%、643万1,445円の減額です。

項2基金繰入金金は2,643万654円、前年度に比べ10%、241万2,023円の増額です。

款19諸収入は9億514万3,970円、前年度に比べ21.8%、1億6,171万994円の増額となっています。

項1延滞金、加算金及び過料は6,435万4,939円、前年度に比べ11.8%、859万6,623円の減額です。

項2、市預金利子は298万8,562円、前年度に比べ288万2,864円の増額です。

項3貸付金元利収入は1億2,845万315円、前年度に比べ0.1%、9万1,130円の増額です。

項４雑入は７億９３５万１５４円、前年度に比べ３０．９％、１億６，７３３万３，６２３円の増額です。

款２０市債は３２億３９０万円、前年度に比べ３．２％、１億４３０万円の減額となっています。

款２１繰越金は４億９，８３２万１，１１７円、前年度に比べ３３．７％、２億５，２７９万６，４３２円の減額となっています。

続いて、歳出ですが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明いたします。

１６ページ、款１議会費は３億４，１５８万６，０７０円、執行率は９８．９％となっています。

款２総務費は１０６億２７５万８，８０５円、執行率は９６．８％となっています。

項１総務管理費は９８億７，８６８万５，９６３円です。その主な内容は、広報、人事、会計管理、電子計算事務、庁舎等の財産管理、自治振興、コミュニティプラザに係る経費です。

項２徴税費は３億４，６３５万５，４６３円となっており、税務事務に係る経費です。

項３戸籍住民基本台帳費は２億２，１６８万８５円となっており、戸籍関係などに係る経費です。

項４選挙費は５，８４８万９９６円となっており、府議会議員選挙事業及び府知事選挙事業に係る経費です。

項５統計調査費は６，５４８万４，０１６円となっており、各種基幹統計調査に係る経費です。

項６監査委員費は３，２０７万２，２８２円となっており、監査事務に係る経費です。

款３民生費は１４３億８，７６５万７５

円、執行率は９７．５％となっています。

項１社会福祉費は５７億２，９１３万１，３７２円です。その主な内容は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金などです。

項２児童福祉費は５４億５４１万８，７８０円となっており、保育所の管理運営に係る経費などを執行しています。

項３生活保護費は２８億９，１８５万６，２３８円です。

項４生活文化費は３億６，１２４万３，６８５円です。その主な内容は、摂津市施設管理公社委託料や文化ホールなどの施設に係る管理経費などです。

項５災害救助費は、当該年度中に市域において救助を必要とするような災害が発生しなかったため、執行いたしておりません。

款４衛生費は２２億３，３３１万１，１１０円、執行率は９４．４％となっています。

項１保健衛生費は８億４，０８８万５，９９１円です。その主な内容は、保健センターや葬儀会館の業務委託料、各種健診や予防接種費用などを執行しています。

項２清掃費は１３億９，２４２万５，１１９円です。その主な内容は、ごみの収集や処理に係る経費、リサイクルプラザ及び環境センターの維持管理経費です。

款５農林水産業費は８，４４１万８２３円、執行率は９１．１％となっています。その主な内容は、農業振興に係る事務経費並びに農業水路のポンプ場維持管理経費などです。

款６商工費は４億４，７１１万３，２１０円、執行率は８６．０％となっています。その主な内容は、地域商工業の活性化に関する経費です。

款７土木費は３４億７，６５３万３，３

50円、執行率は93.7%となっています。

項1 土木管理費は24億1,965万1,190円です。その主な内容は、公共下水道事業特別会計への繰出金、自転車・自動車駐車場管理関係経費のほか、交通安全推進経費です。

項2 道路橋りょう費は3億5,765万2,990円です。その主な内容は、道路維持補修工事、道路改良工事などです。

項3 水路費は1億4,928万5,296円です。その主な内容は、ポンプ場の維持管理経費などです。

項4 都市計画費は5億1,736万690円です。その主な内容は、公園維持管理に係る経費などです。

項5 住宅費は3,258万3,805円です。その主な内容は、市営住宅の維持管理に係る経費です。

款8 消防費は14億5,252万3,834円、執行率は94.8%となっています。その主な内容は、消防活動、救急救助活動、予防活動に係る経費のほか、消防団に係る経費です。

18ページ、款9 教育費は42億7,087万1,459円、執行率は95.2%となっています。

項1 教育総務費は5億5,056万3,931円です。その主な内容は、学校の安全対策事業や教育センターの教育相談事業のほか、学校教育充実のための各種事業に係る経費です。

項2 小学校費は14億5,988万2,763円となっています。その主な内容は、耐震補強工事のほか、小学校運営に係る経費です。

項3 中学校費は11億8,558万9,791円です。その主な内容は、耐震補強

工事のほか、中学校運営に係る経費です。

項4 幼稚園費は2億4,700万6,994円です。その主な内容は、幼稚園運営に係る経費です。

項5 社会教育費は4億9,560万9,419円です。その主な内容は、摂津音楽祭、こどもフェスティバル等の各種行事のほか、学童保育、公民館の管理運営経費です。

項6 図書館費は1億4,170万1,347円となっており、市民図書館及び鳥飼図書センターなどに係る管理運営経費です。

項7 保健体育費は1億9,051万7,214円です。その主な内容は、市長杯総合スポーツ大会に係る経費のほか、地区市民体育祭に係る補助金、体育施設の管理運営経費などです。

款10 公債費は35億5,946万8,824円、執行率は99.9%となっています。

款11 諸支出金については執行しておりません。

款12 予備費については、当初予算3,000万円に対して406万6,290円の充当額となっています。その主な内容は、損害賠償請求事件に係る弁護士費用や防災活動の増加による時間外勤務手当などです。

以上、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第4号、平成27年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容を説明させていただきます。

特別会計歳入歳出決算書37ページ以降をご参照願います。

当会計の平成27年度の決算といたしましては、歳入15億2,343万9,606円、歳出4,123万3,188円とな

り、差引１４億８，２２０万６，４１８円の剰余金を見た次第でございます。この剰余金につきましては、全額、平成２８年度の同会計の歳入といたすものであります。

以下、その内容につきまして説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、４６ページ、款１財産収入、項１財産運用収入は６，４１２万８，０００円となっており、前年度と同額となっております。

次に、款２繰越金、項１繰越金は、収入済額１４億５，９０７万９，４２９円となっており、前年度に比べ１０．１％、１億６，４３０万５，７４０円の減となっております。

続きまして、款３諸収入、項１預金利子等は２３万２，１７７円となっており、前年度に比べ６５．２％、４３万４，６７５円の減となっております。

次に、歳出でございますが、４８ページの款１繰出金、項１繰出金１，２８２万５，６００円は、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区の財産運用収入に係る一定割合、２割を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、款２諸支出金、項１地方振興事業費２，８４０万７，５８８円は、各財産区への事業交付金であり、前年度に比べ８６．９％、１億８，７８６万７，４０４円の減となっております。

この内容といたしましては、決算概要の２０５ページから２１１ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上、平成２７年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第５９号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第３号）につ

きまして、提案内容を説明させていただきます。

今回、補正をお願いします予算の内容ですが、歳入につきましては、普通交付税を算定結果に基づき新たに計上するほか、それに伴う臨時財政対策債などとなっています。歳出につきましては、各種予防接種委託料など一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第１条は、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３，８１８万３，０００円を追加し、その総額を３５０億８，２８８万４，０００円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページからの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入についてですが、款９地方特例交付金、項１地方特例交付金は、７０３万６，０００円減額しています。

款１０地方交付税、項１地方交付税は、２億５，９１３万７，０００円増額しています。

款１４国庫支出金、項２国庫補助金３６６万６，０００円の減額は、社会資本整備総合交付金です。

款１８繰入金、項１特別会計繰入金２，４０８万７，０００円の増額は、介護保険特別会計の決算に伴う精算によるものです。

項２基金繰入金８億７，３３４万４，０００円の減額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金などです。

款１９諸収入、項４雑入３１３万２，０００の増額は、地中障害物撤去費用負担金です。

款２０市債、項１市債の３億９，６９８万７，０００円の増額は、旧味舌スポーツ

センター耐震補強等事業債の減額のほか、普通交付税の交付額決定に伴う臨時財政対策債などの増額によるものです。

款 2 1 繰越金、項 1 繰越金は、平成 2 7 年度一般会計決算に伴う実質収支額 3 億 3, 8 8 8 万 6, 0 0 0 円を計上しています。

続いて、歳出ですが、款 2 総務費、項 1 総務管理費 1 億 3, 3 6 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、旧味舌小学校跡地利用に係る計画見直しに伴う減額のほか、地方財政法第 7 条の規定による財政調整基金積立金などの増額によるものです。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費 2 7 万 6, 0 0 0 円の増額は、山田川公園内への保育所等誘致に係る事業者選定委員会委員報酬です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費 1, 1 8 6 万円の増額は、予防接種法改正に伴う B 型肝炎ワクチンの定期接種化による各種予防接種委託料などです。

款 7 土木費、項 2 道路橋りょう費 4 0 0 万円の減額は、道路等詳細測量設計委託料です。

項 4 都市計画費 3 1 3 万 2, 0 0 0 円の増額は、地中障害物撤去補償金です。

款 8 消防費、項 1 消防費 6 7 0 万 3, 0 0 0 円の減額は、摂津市第 3 分団に係る屯所建替工事の延期などによるものです。

次に、第 2 条債務負担行為の補正につきましては、3 ページの第 2 表債務負担行為の補正をご覧ください。

公共施設等各種機械警備委託事業は、平成 2 9 年度から平成 3 3 年度までの期間、5, 7 1 0 万円を限度として設定するものです。

摂津市庁舎 E S C O 事業は、平成 2 9 年度から平成 4 4 年度までの期間、7 億 8, 9 2 5 万 9, 0 0 0 円を限度額として設定

するものです。

次に、第 3 条地方債の補正につきましては、5 ページの第 3 表地方債の補正に記載しています。追加分は、新たに起債同意が見込まれるものとして、旧味舌小学校解体事業債及び臨時財政対策債を計上しています。

6 ページ、変更分については、計画見直しに伴い、旧味舌スポーツセンター耐震補強等事業債の起債限度額を変更するものです。

以上、平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 7 0 号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、摂津市 E S C O 提案審査会についてですが、本件は、市庁舎の老朽化した空調機器等の設備改修に必要な企画、設計、施工、維持管理等を一括発注するとともに、省エネルギー効果が見込まれるシステム、設備などを提案・提供し、維持管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業、いわゆる E S C O 事業を導入するに当たり、その E S C O 事業の担い手となる民間事業者を選定するための摂津市 E S C O 提案審査会を新たに設置するものでございます。

次に、摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会についてですが、本件は、千里丘新町及び周辺地域の保育需要に対応するため、山田川公園内に、公園と一体となった民間保育所、または認定こども園の誘致・整備を予定しており、この運営事業者の選定を行うため設置するものです。

なお、議案参考資料（条例関係）の 1 ページから 2 ページを併せてご参照願います。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容を説明いたします。

1 ページの別表（第2条関係）の1、市長の附属機関の表中、名称の欄に「摂津市ESCO提案審査会」を、担当事務の欄に「ESCO事業（事業者が、庁舎等の設備等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的に行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。）の企画に関する提案についての審査に関する事務」を加え、また、2 ページの同表の名称の欄に、「摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会」を、担当事務の欄に「市が所有する土地又は建物内において保育所、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）又はその他の保育を提供する施設を設置し、及び運営する事業者の選定に当たっての審査に関する事務」を加えるものです。

次に、議案参考資料（条例関係）の3ページから4ページをご参照願います。

摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定に関連しまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表（第2条関係）の3ページの区分の欄に「ESCO提案審査会委員」を、報酬額の欄に「日額8,700円」を、同表4ページの区分の欄に「民間保育所等設置運営事業者選定委員会委員」を、報酬額の欄に「日額6,900円」を加えるものです。

なお、附則でございますが、これらの条例は、平成28年11月11日から施行するものでございます。

以上、議案第70号の内容説明とさせて

いただきます。

○南野直司議長 上下水道部長。

（山口上下水道部長 登壇）

○山口上下水道部長 認定第2号、平成27年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の2ページから5ページにかけての平成27年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、2ページから3ページの収益的収入及び支出でございますが、収入の款1水道事業収益は、決算額22億1,595万9,020円で、前年度に比べ1.3%、2,749万6,102円の増加となっております。

項1営業収益は20億9,664万7,151円で、前年度に比べ0.3%、646万5,503円の増加となっております。これは、主に受託工事収益の増によるものでございます。

項2営業外収益は1億1,931万1,869円で、前年度に比べ21.4%、2,103万599円の増加となっております。これは、主に納付金の増によるものでございます。

次に、支出でございますが、款1水道事業費用は、決算額18億8,872万9,015円で、前年度に比べ3.7%、7,274万4,959円の減少となっております。

項1営業費用は17億7,274万6,520円で、前年度に比べ0.1%、134万9,473円の減少となっております。

これは、主に、減価償却費が増加したものの、資産減耗費や人件費が減少したことによるものでございます。

項2 営業外費用は1億1,598万2,495円で、前年度に比べ0.1%、15万8,486円の減少となっております。これは、企業債利息等の減によるものでございます。

項3 予備費は、営業費用に880万4,400円を充当し、残額119万5,600円を不用額といたしております。

続きまして、4ページから5ページの資本的収入及び支出でございますが、収入の款1 資本的収入は、決算額1億9,961万2,000円で、前年度に比べ485.4%、1億6,551万2,000円の増加となっております。

項1 企業債は1億8,660万円で、前年度に比べ522%、1億5,660万円の増加となっております。

項2 工事負担金は、本年度は収入がなく、前年度に比べ30万円の減少となっております。

項3 補助金は、制度変更により収入科目を項4 交付金へと移行したため、前年度と比べ皆減となっております。

項4 交付金は1,301万2,000円で、前年度補助金に比べ242.4%、921万2,000円の増加となっております。これは、配水池の耐震化及び老朽管路の更新に対する交付金でございます。

次に、支出でございますが、款1 資本的支出は、決算額7億6,367万9,558円で、前年度に比べ14.1%、1億2,547万2,399円の減少となっております。

項1 建設改良費は5億2,560万5,192円で、前年度に比べ16.5%、1

億372万5,553円の減少となっております。これは、主に施設改修費の減によるものでございます。

項2 企業債償還金は2億3,779万4,966円で、前年度に比べ8.5%、2,202万6,246円の減少となっております。

項3 補助金返還金は27万9,400円で、これは前年度の補助金に対する返還金でございます。

項3 予備費につきましては、予算現額500万円を執行せず、全額不用額といたしております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額5億6,406万7,558円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,807万4,366円、減債積立金2億円、建設改良積立金2億8,876万4,075円及び平成27年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,722万9,117円により補填したものでございます。

また、たな卸資産購入限度額の予算額2,984万1,000円に対しまして、執行額は2,621万1,615円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は194万1,545円となっております。

続きまして、6ページ、平成27年度摂津市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益19億4,297万6,450円に対しまして、営業費用は17億15万7,437円で、営業利益は2億4,281万9,013円となっております。また、営業外収益1億1,383万4,200円に対しまして、営業外費用は6,890万7,448円で、差引額4,492

万6, 752円に営業利益を加えた経常利益は2億8, 774万5, 765円となっております。なお、平成27年度は特別損失等がなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。これに前年度繰越剰余金5, 591万5, 341円とその他未処分利益剰余金変動額4億8, 876万4, 075円を加えた当年度未処分利益剰余金は8億3, 242万5, 182円となっております。

続きまして、7ページ、平成27年度摂津市水道事業剰余金計算書につきましては、前年度の処分額及び当年度の変動額を内容別に記載いたしております。

続きまして、8ページ、平成27年度摂津市水道事業剰余金処分計算書（案）につきましては、当年度未処分利益剰余金8億3, 242万5, 181円のうち、資本金への組入が4億8, 876万4, 075円、減債積立金の積立が1億円、建設改良積立金の積立が1億円で、残り1億4, 366万1, 106円を繰越利益剰余金として翌年度へ繰り越すものでございます。

9ページから10ページの平成27年度摂津市水道事業貸借対照表は、平成28年3月31日における水道事業の財政状況をあらわしており、資産合計は129億9, 255万3, 486円となっております。負債合計は47億3, 296万6, 330円、資本合計は82億5, 958万7, 156円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は129億9, 255万3, 486円となっており、資産合計と一致するものでございます。

以上、水道事業の決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書61ページ、認定第5号、平成27年度摂津市公共下水

道事業特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明申し上げます。

予算現額は59億5, 812万6, 000円といたしております。

歳入につきましては、調定額59億6, 749万6, 460円、収入済額59億2, 750万2, 490円で、収入率は99.3%となっております。

歳入の主な構成比率は、使用料及び手数料が32.5%、繰入金が32.2%、市債が32.5%となっております。

歳出につきましては、予算現額に対しまして、支出済額は58億9, 846万1, 714円で、執行率は99.0%となっております。

歳出の主な構成比率は、下水道費が22.2%、公債費が77.8%となっております。

この結果、決算書85ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入歳出差引額は2, 904万776円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1, 664万776円となっております。

それでは、決算書に従い、歳入歳出の各款別に、その主な内容につきましてご説明申し上げます。

なお、決算額は、歳入につきましては収入済額で、歳出につきましては支出済額でご説明申し上げます。

決算書68ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金は4, 067万7, 087円で、前年度に比べ27.7%、1, 558万9, 907円の減少となっております。なお、不納欠損額は受益者負担金で2万8, 520円となっております。

款2使用料及び手数料は19億2,715万4,925円で、前年度に比べ1.3%、2,603万8,216円の減少となっております。

項1使用料は19億2,672万8,625円で、前年度に比べ1.3%、2,609万3,516円の減少となっております。これは、主に大口需要家の使用水量の減によるものでございます。なお、不納欠損額は285万946円となっております。

項2手数料は42万6,300円で、前年度に比べ14.9%、5万5,300円の増加となっております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は5,550万円で、前年度に比べ0.5%、30万円の減少となっております。これは、補助事業量の減によるものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は19億1,000万円で、前年度に比べ11.4%、2億4,600万円の減少となっております。これは、主に公債費の減によるものでございます。

款5諸収入は5,546万6,159円で、前年度に比べ13.7%、882万9,321円の減少となっております。

項1資金貸付金返還収入は184万5,400円で、前年度に比べ10.5%、17万5,010円の増加となっております。これは、貸付件数の増によるものでございます。

項2雑入は5,354万4,559円で、前年度に比べ14.5%、908万531円の減少となっております。これは、主に安威川流域下水道負担金精算返戻金の減によるものでございます。

項3延滞金、加算金及び過料は7万6,200円で、前年度に比べ皆増となっております。

款6市債、項1市債は19億2,880万円で、前年度に比べ3.2%、6,340万円の減少となっております。これは、資本費平準化債の借り換えの減などによるものでございます。

款7繰越金、項1繰越金は990万4,319円で、前年度に比べ16.4%、139万3,172円の増加となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

決算書70ページをお開き願います。

款1下水道費は13億813万1,112円で、執行率96.1%で、前年度に比べ0.5%、687万3,165円の増加となっております。

項1下水道総務費は1億6,505万634円で、前年度に比べ15.9%、2,267万9,407円の増加となっております。これは、主に消費税及び地方消費税の増によるものでございます。

項2下水道事業費は11億4,308万478円で、前年度に比べ1.4%、1,580万6,242円の減少となっております。これは、主に安威川流域下水道維持管理負担金の減によるものでございます。

款2公債費、項1公債費は45億9,033万602円で、執行率99.9%で、前年度に比べ7.7%、3億8,477万3,894円の減少となっております。これは、元金償還金の減によるものでございます。

款3、項1予備費は、予算現額600万円を執行せず、全額不用額といたしております。

以上、平成27年度摂津市公共下水道事業特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第67号、平成27年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成27年度に生じた剰余金につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て処分をするものでございます。

その内容といたしましては、平成27年度の未処分利益剰余金8億3,242万5,181円のうち4億8,876万4,075円を処分し、資本金へと組み入れるものでございます。

以上、剰余金処分の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、特別会計決算書5ページ、認定第3号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

国民健康保険特別会計につきましては、累積赤字解消に向け、前年度に引き続き、医療費の適正化、資格の適正化、収納率の向上対策に取り組んでまいりました。また、保健事業では、データヘルス計画を策定するとともに、糖尿病性腎症等重症化予防などにも取り組んでまいりました。その結果、国・府特別調整交付金の確保や、給付費の伸びが見込みを下回ったことなどにより、平成7年度決算から20年間続いておりました累積赤字を解消することができました。

まず、予算額につきましては、当初予算130億7,350万3,000円に対し、1億9,931万9,000円を増額補正し、最終予算額は132億7,282万2,

000円となりました。

歳入につきましては、調定額136億523万4,436円に対し、収入済額125億7,745万7,342円で、収入率は92.4%となっております。

歳入の主な構成比率は、前期高齢者交付金が23.3%、共同事業交付金が21.1%、国庫支出金が20.2%、国民健康保険料が17.9%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額132億7,282万2,000円に対しまして、支出済額124億893万859円で、執行率は93.5%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費が59.2%、共同事業拠出金が23.0%、後期高齢者支援金等が10.8%、介護納付金が3.9%などとなっております。

この結果、35ページ、実質収支に関する調書で表記のとおり、平成27年度の国民健康保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引1億6,852万6,483円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額でご説明をさせていただきます。

12ページ、款1国民健康保険料は22億5,555万2,662円で、前年度に比べ4.1%、9,544万1,730円の減額となっております。収納率は、現年度が90.6%で、前年度に比べ0.2ポイントの減、滞納繰越分が14.8%で、前年度に比べ1.6ポイントの減、全体では68.8%となり、前年度に比べ0.3ポイントの減となりました。なお、不納欠損につきましては1億2,233万3,9

7 6 円で、収入未済額は9 億7 1 万5, 3 4 0 円となっております。

款2 使用料及び手数料は4 7 万4, 9 8 7 円で、前年度に比べ8 5. 2 %、2 1 万8, 5 3 1 円の増額となっております。

款3 国庫支出金は2 5 億3, 4 9 1 万4, 7 6 2 円で、前年度に比べ0. 3 %、8 7 6 万7, 3 0 1 円の減額となっております。

項1 国庫負担金は1 8 億5, 6 8 0 万7 6 2 円で、前年度に比べ5. 1 %、9, 9 4 0 万7, 3 0 1 円の減額となっております。

項2 国庫補助金は6 億7, 8 1 1 万4, 0 0 0 円で、前年度に比べ1 5. 4 %、9, 0 6 4 万円の増額となっております。

款4 療養給付費交付金は2 億7, 0 3 0 万2, 8 9 5 円で、前年度に比べ4 8. 1 %、2 億5, 0 5 1 万3, 1 0 5 円の減額となっております。これは、退職被保険者等の減に伴う退職被保険者等に係る給付費の減によるものでございます。

款5 前期高齢者交付金は2 9 億3, 6 3 2 万2, 5 4 1 円で、前年度に比べ1. 0 %、2, 8 1 2 万8, 5 0 7 円の増額となっております。

款6 府支出金は7 億1, 5 1 0 万8, 8 4 0 円で、前年度に比べ1 3. 6 %、8, 5 7 7 万6, 6 7 9 円の増額となっております。

項1 府負担金は8, 3 7 5 万4, 5 5 9 円で、前年度に比べ4. 5 %、3 5 9 万1 円の増額となっております。

項2 府補助金は6 億3, 1 3 5 万4, 2 8 1 円で、前年度に比べ1 5. 0 %、8, 2 1 8 万6, 6 7 8 円の増額となっております。これは、特別調整交付金の増などによるものでございます。

款7 共同事業交付金は2 6 億5, 2 4 2

万2, 4 6 5 円で、前年度に比べ1 1 2. 8 %、1 4 億6 2 0 万8, 9 9 1 円の増額となっております。これは、保険財政共同安定化事業の対象医療費の拡大によるものでございます。

款8 繰入金は1 1 億9, 6 1 0 万5, 4 2 0 円で、前年度に比べ1 5. 0 %、1 億5, 5 9 0 万4, 9 3 6 円の増額となっております。これは、保険者支援制度の拡充に伴う保険基盤安定繰入金の増などによるものでございます。

款9 諸収入は1, 6 2 5 万2, 7 7 0 円で、前年度に比べ4 3. 9 %、1, 2 7 1 万2, 9 8 2 円の減額となっております。

項1 雑入は1, 6 1 4 万7, 9 7 0 円で、第三者行為による納付金、返納金のほか、指定公費などが雑収入として歳入されております。また、収入未済額4 7 2 万7, 7 7 8 円は返納金に係るものでございます。

項2 延滞金、加算金及び過料は1 0 万4, 8 0 0 円で、保険料に係る延滞金でございます。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

1 4 ページ、款1 総務費は1 億8 3 4 万3 1 6 円で、執行率は9 6. 9 %となっております。

項1 総務管理費は9, 7 7 3 万2, 1 3 2 円となっており、その主な内容は、職員に対する人件費、その他国保運営に係る経常経費を執行いたしております。

項2 徴収費は1, 0 3 7 万2, 1 0 4 円となっており、保険料徴収業務に要する費用を執行いたしております。

項3 運営協議会費は2 3 万6, 0 8 0 円となっております。

款2 保険給付費は7 3 億4, 0 3 9 万9,

4 8 6 円で、執行率は 9 3 . 1 % となっております。

項 1 療養諸費は 6 4 億 1 , 1 8 5 万 8 6 7 円で、前年度に比べ 3 . 7 %、2 億 4 , 4 7 0 万 3 4 0 円の減額となっております。

項 2 高額療養費は 8 億 6 , 1 0 6 万 7 , 7 6 0 円で、前年度に比べ 0 . 7 %、6 3 2 万 1 , 0 9 8 円の減額となっております。

項 3 移送費は執行いたしておりません。

項 4 出産育児諸費は 4 , 7 9 2 万 9 , 9 2 3 円で、前年度に比べ 2 8 . 6 %、1 , 9 1 7 万 4 0 7 円の減額となっております。

項 5 葬祭諸費は 7 1 5 万円で、前年度に比べ 1 3 . 3 %、1 1 0 万円の減額となっております。

項 6 精神・結核医療給付費は 1 , 2 4 0 万 9 3 6 円で、前年度に比べ 1 . 0 %、1 2 万 4 , 7 9 1 円の減額となっております。

款 3 後期高齢者支援金等は 1 3 億 3 , 5 8 0 万 5 , 3 3 1 円で、前年度に比べ 1 . 2 %、1 , 6 1 0 万 3 , 9 7 0 円の減額となっております。

款 4 前期高齢者納付金等は 9 1 万 2 , 4 3 3 円で、前年度に比べ 1 3 . 9 %、1 4 万 7 , 8 2 7 円の減額となっております。

款 5 老人保健拠出金は 4 万 4 , 5 1 4 円で、前年度と同額となっております。

款 6 介護納付金は 4 億 8 , 8 7 3 万 1 , 7 9 3 円で、前年度に比べ 1 0 . 5 %、5 , 7 3 5 万 8 , 4 9 2 円の減額となっております。

款 7 共同事業拠出金は 2 8 億 5 , 0 7 2 万 3 , 5 9 5 円で、前年度に比べ 1 3 7 . 2 %、1 6 億 4 , 8 9 0 万 7 , 1 3 7 円の増額となっております。これは、保険財政共同安定化事業の拡充に伴う拠出金の増によるものでございます。

款 8 保健施設費は 6 , 8 0 9 万 8 , 3 5

7 円で、前年度に比べ 1 . 5 %、9 8 万 2 2 1 円の増額となっております。

款 9 諸支出金は 1 億 1 , 7 1 4 万 1 , 2 1 0 円で、前年度に比べ 1 0 0 . 6 %、5 , 8 7 3 万 3 , 0 2 2 円の増額となっております。内容は、療養給付費等負担金精算返還金などでございます。

款 1 0 予備費につきましては、当初予算額 1 0 0 万円に対して 8 6 万 6 , 3 0 8 円を過年度分保険料還付金等に充当いたしております。

款 1 1 繰上充用金は 9 , 8 7 3 万 3 , 8 2 4 円で、これは平成 2 6 年度の不足額を補填したものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書 1 1 1 ページ、認定第 7 号、平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、当初予算 5 1 億 9 , 0 6 0 万 2 , 0 0 0 円に対し、1 億 3 , 7 5 1 万 6 , 0 0 0 円を増額補正し、最終予算額は 5 3 億 2 , 8 1 1 万 8 , 0 0 0 円となりました。

歳入につきましては、調定額 5 3 億 5 , 1 5 8 万 2 , 4 5 5 円に対し、収入済額 5 2 億 9 , 4 1 4 万 8 , 5 6 0 円で、収入率は 9 8 . 9 % となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金 2 5 . 5 %、保険料 2 4 . 7 %、国庫支出金 1 9 . 0 %、繰入金 1 4 . 9 %、府支出金 1 3 . 4 % となっております。

次に、歳出でございますが、予算現額 5 3 億 2 , 8 1 1 万 8 , 0 0 0 円に対し、支出済額が 5 1 億 7 , 1 7 4 万 6 , 8 1 4 円、

執行率は97.1%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費92.5%、総務費2.6%、地域支援事業費1.7%などとなっております。

この結果、141ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、平成27年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引1億2,240万1,746円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、金額につきましては、収入済額でご説明させていただきます。

118ページ、款1保険料は13億656万8,031円、前年度に比べ11.6%、1億3,577万1,148円の増となっております。これは、被保険者数の増加などによるものでございます。

このうち、現年度分調定額は13億2,089万7,470円で、収納額は12億9,929万9,189円となっており、還付未済額133万2,570円を除いた収納率は98.2%で、前年度より0.1%の増となっております。なお、不納欠損額は1,489万6,242円、収入未済額は4,179万9,443円となっております。

款2使用料及び手数料は11万400円、前年度に比べ5.7%、5,950円の増となっております。

款3国庫支出金は10億379万8,409円、前年度に比べ7.0%、6,572万9,245円の増となっております。

項1国庫負担金は8億8,453万5,797円、前年度に比べ6.2%、7,635万3,251円の増となっております。

これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2国庫補助金は1億1,926万2,612円、前年度に比べ14.0%、1,464万4,289円の増となっております。これは、介護保険制度の安定的な運営を図るために交付される財政調整交付金が増加したことなどによるものでございます。

款4支払基金交付金は13億4,798万7,991円、前年度に比べ3.0%、3,891万8,991円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費交付金の増によるものでございます。

款5府支出金は7億1,069万6,842円、前年度に比べ6.3%、4,188万2,125円の増となっております。

項1府負担金は6億9,224万9,036円、前年度に比べ6.2%、4,053万5,980円の増となっております。これは、保険給付費の増加に伴う介護給付費負担金の増によるものでございます。

項2府補助金は1,844万7,806円、前年度に比べ7.9%、134万6,145円の増となっております。これは、地域支援事業交付金の増加によるものでございます。

款6繰入金は7億8,828万4,000円、前年度に比べ0.8%、620万8,000円の減となっております。これは、介護保険準備基金繰入金が皆減したことなどによるものでございます。

款7諸収入は51万9,266円、前年度に比べ380.1%、41万1,106円の増となっております。

款8財産収入は9万8,260円、前年度に比べ20.8%、1万6,921円の増となっております。

款 9 繰越金は 1 億 3, 6 0 8 万 5, 3 6 1 円、前年度に比べ 6. 4 %、9 3 2 万 9, 7 8 7 円の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、金額につきましては、支出済額でご説明させていただきます。

1 2 0 ページ、款 1 総務費は 1 億 3, 6 0 1 万 2 3 2 円、前年度に比べ 0. 3 %、3 7 万 7, 0 9 4 円の増となっております。

項 1 総務管理費は 9, 4 9 9 万 9, 3 9 2 円、前年度に比べ 2. 1 %、2 0 4 万 3, 6 7 3 円の減となっております。

項 2 徴収費は 2 9 7 万 7, 4 6 1 円、前年度に比べ 3. 5 %、1 0 万 1, 6 8 7 円の増となっております。

項 3 介護認定審査会費は 3, 8 0 3 万 3, 3 7 9 円、前年度に比べ 6. 9 %、2 3 1 万 9, 0 8 0 円の増となっております。

款 2 保険給付費は 4 7 億 8, 5 3 9 万 9, 2 8 0 円、前年度に比べ 5. 9 %、2 億 6, 6 1 0 万 6, 2 0 8 円の増となっております。

項 1 介護サービス等諸費は 4 1 億 6, 3 8 6 万 2, 8 0 2 円、前年度に比べ 6. 1 %、2 億 3, 8 7 6 万 6, 3 4 9 円の増となっております。

項 2 介護予防サービス等諸費は 3 億 2, 4 4 6 万 6, 8 1 4 円、前年度に比べ 0. 5 %、1 5 6 万 1, 2 5 8 円の減となっております。

項 3 その他諸費は 4 2 3 万 3, 0 5 8 円、前年度に比べ 1 4 9. 9 %、2 5 3 万 9, 4 4 0 円の増となっております。

項 4 高額介護サービス等費は 9, 4 8 9 万 3, 8 7 4 円、前年度に比べ 1 4. 9 %、1, 2 2 9 万 4, 7 7 1 円の増となっております。

項 5 高額医療合算介護サービス等費は 1,

2 5 6 万 8, 0 3 7 円、前年度に比べ 2 9. 3 %、2 8 4 万 6, 8 2 1 円の増となっております。

項 6 特定入所者介護サービス等費は 1 億 8, 5 3 7 万 4, 6 9 5 円、前年度に比べ 6. 4 %、1, 1 2 2 万 8 5 円の増となっております。

款 3 地域支援事業費は 8, 9 4 7 万 1, 7 6 2 円、前年度に比べ 6. 0 %、5 1 0 万 2, 3 2 5 円の増となっております。

項 1 介護予防事業費は 3 5 7 万 2, 2 5 2 円、前年度に比べ 0. 1 %、3, 1 0 8 円の減となっております。

項 2 包括的支援事業・任意事業費は 8, 5 8 9 万 9, 5 1 0 円、前年度に比べ 6. 3 %、5 1 0 万 5, 4 3 3 円の増となっております。

款 4 基金積立金は 1 億 2, 4 9 0 万 5 0 4 円、前年度と比べ 2 5. 8 %、2, 5 6 4 万 9, 3 2 9 円の増となっております。

款 5 諸支出金は 3, 5 9 6 万 5, 0 3 6 円、前年度に比べ 3 1. 3 %、1, 6 3 5 万 3, 6 4 2 円の減となっております。

項 1 償還金及び還付加算金は 1, 7 3 2 万 1, 7 5 5 円、前年度に比べ 3 6. 4 %、9 9 2 万 2, 1 9 7 円の減となっております。これは、前年度決算に伴う国庫府費等への過年度分返還金の減などによるものでございます。

項 2 繰出金は 1, 8 6 4 万 3, 2 8 1 円、前年度に比べ 2 5. 6 %、6 4 3 万 1, 4 4 5 円の減となっております。これは、前年度決算に伴う一般会計への過年度分返還金の減によるものでございます。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書 1 4 5 ページ、認定第 8 号、平成 2 7 年度摂津市後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

それでは、初めに、決算概要につきましてご説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、調定額9億3,992万2,536円に対し、収入済額は9億2,624万800円で、収入率は98.5%となっております。

歳入の主な構成比は、後期高齢者医療保険料78.6%、繰入金17.4%などとなっております。

次に、歳出でございますが、予算現額9億1,380万6,000円に対しまして、支出済額は8億8,803万4,801円で、執行率は97.2%となっております。

その結果、平成27年度の実質収支は、163ページに表記のとおり、歳入歳出差引3,820万5,999円の黒字となったものでございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては、収入済額でご説明させていただきます。

152ページの款1後期高齢者医療保険料は7億2,833万7,470円で、これは、市町村が徴収し、広域連合へ納付いたすものでございます。

款2使用料及び手数料は5万1,000円で、保険料徴収事務に係る督促手数料でございます。

款3繰入金は1億6,155万2,433円で、本制度施行に係る事務経費繰入金及び軽減保険料補填に係る保険基盤安定繰入金でございます。

款4諸収入は5万7,700円で、保険料の延滞金と還付加算金補填金でございま

す。

款5繰越金は3,624万2,197円で、前年度繰越金でございます。

この結果、歳入合計は9億2,624万800円となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては、支出済額で説明をさせていただきます。

154ページ、款1総務費は426万4,762円となっており、執行率は92.4%となっております。これは、後期高齢者医療制度の事務に係る執行経費でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は8億8,244万5,178円となっており、執行率は97.3%でございます。これは、本市が徴収いたしました後期高齢者医療制度に係る保険料を大阪府後期高齢者医療広域連合へ納付いたすものでございます。

款3諸支出金は132万4,861円となっており、執行率は97.2%でございます。これは、過年度分保険料の還付金でございます。

款4予備費につきましては、未執行となっております。

以上の結果、歳出合計額は8億8,803万4,801円となっております。

以上、決算内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第60号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、国民健康保険の資格喪失等により可能となった過年度分保険料還付金につきまして、不足が生じたため、補正をお願いいたすものでございます。

それでは、補正予算書の１ページをご覧くださいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３５０万円を増額し、歳入歳出予算の総額を１２３億９，１３２万１，０００円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款９諸収入、項１雑入で３５０万円を追加いたしております。

続きまして、歳出でございますが、款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金で、３５０万円を過年度分保険料還付金として追加補正いたすものでございます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第６１号、平成２８年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容につきましては、平成２７年度決算に伴う繰越金の精算などでございます。

それでは、予算書の１ページをご覧くださいと存じます。

第１条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億２，５１８万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を５７億３，５６３万９，０００円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、２ページの第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款３国庫支

出金、項２国庫補助金２７８万１，０００円は、介護ロボット等導入支援事業特別交付金でございます。

款９繰越金、項１繰越金１億２，２４０万１，０００円は、平成２７年度決算に伴う実質収支額を平成２８年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費２７８万１，０００円につきましては、介護ロボット等導入支援事業特別交付金でございます。

款４基金積立金、項１基金積立金６，８２１万３，０００円の増額は、平成２７年度決算に伴う剰余金を介護保険給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款５諸支出金、項１償還金及び還付加算金３，０１０万１，０００円は、平成２７年度決算に伴う国庫府費等への返還金でございます。

項２繰出金２，４０８万７，０００円は、平成２７年度決算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、補正予算内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 市民生活部長。

（登阪市民生活部長 登壇）

○登阪市民生活部長 認定第６号、平成２７年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

平成２８年３月末現在、加入事業所は３１事業所、被共済者数１６０名でございます。また、平成２７年度中の退職者は４１名であり、その退職給付金額は７５２万６，７７４円でございます。

予算額は１，６３２万８，０００円で、

決算額は、歳入については、調定額、収入
済額とも1, 192万8, 033円で、歳
出については、支出済額1, 192万8,
033円で、対予算額費73%の執行率で
ございます。

この結果、107ページの実質収支に関
する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出
総額いずれも1, 192万8, 033円で
ございます。

それでは、特別会計決算書に従い、歳入
歳出の各款別にその主な内容につきまして
ご説明申し上げます。

決算書96ページの歳入について、収入
済額でご説明申し上げます。

款1 共済掛金につきましては、被共済者
1名につき月額2, 000円の掛金を納付
していただくもので、平成27年度中の掛
金総額は延べ2, 083人分の416万6,
000円でございます。

款2 繰入金は、退職給付金の支給の際に
積立金を取り崩し、歳入として受け入れる
ものが主で、平成27年度中の総額は77
4万8, 498円でございます。

款3 諸収入は、積立金等の預金利子で、
平成27年度中の収入は1万3, 535円
でございます。

続きまして、98ページの歳出について、
支出済額でご説明申し上げます。

款1 共済総務費は、平成27年度に支出
がございました。

款2 共済金は、退職給付金の支払いに7
52万6, 774円、還付金として1万円、
積立金等に439万1, 259円、合計1,
192万8, 033円の支出となったもの
でございます。

款3 予備費は、平成27年度に支出がご
ざいませんでした。

以上、決算内容の説明とさせていただきます

ます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 議案第68号、財産
の無償譲渡の件につきまして、提案内容
をご説明申し上げます。

摂津市立正雀保育所につきましては、平
成28年3月に、民営化に係る運営事業者
を学校法人成晃学院と決定し、平成29年
4月からの民営化に向けた取り組みを現在
進めているところでございます。

ご承知のとおり、市立正雀保育所の建物
は老朽化が進んでおり、旧味舌小学校跡地
内に保育所用地を確保し、新園舎建設の協
議を進めておりますが、現在行っておりま
す保育の内容や、子どもたちの保育環境の
スムーズな継承のため、同保育所の建物そ
の他附帯設備及び備品を無償譲渡するもの
でございます。

以上、財産の無償譲渡の件の提案説明と
させていただきます。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、議案第71号、
一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例制定の件につきまして、提案
内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料の条例関係5ページ
も併せてご覧いただきますようお願いいた
します。

ご承知のとおり、本条例は、地方公務員
法第24条第5項の規定に基づき、職員の
給与に関して必要な事項を定めているもの
でございます。

このたびの一部改正は、地方公務員法に
基づき実施している昇給時の能力評価の結
果活用について、対象としている職員の範
囲を、職務の級が7級以上である課長級以

上の職員から、職務の級が５級以上である係長級以上の職員へと拡大するために、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。

第１０条第３項について、能力評価の結果を昇給に活用する職員の範囲を拡大するため、「７級」を「５級」に改めるものでございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第１項は、本条例を平成２９年１月１日から施行する旨を規定しております。

第２項は、経過措置として、今回から評価の対象となります５級及び６級の職員の平成２９年１月１日の昇給に限り、本年１月から９月末日までの勤務成績、また、本年１０月から１２月末日の懲戒処分や、これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、それらを考慮して行うことを規定しております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前１１時５５分 休憩)

(午後 ０時５８分 再開)

○南野直司議長 再開します。

休憩前に、認定第１号など１５件の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。安藤議員。

○安藤薫議員 それでは、この後、委員会に付託もされるかと思いますが、１件だけお聞きしておきたいと思います。

議案第６８号の財産の無償譲渡の件についてお伺いいたします。

この無償譲渡は、昨年来から、公立の正雀保育所を民営化にするに当たって、桃林

会が選定委員会で選ばれた経過、それから、桃林会の辞退を経て、今回は、次点となっておられました成晃学院に事業を引き継いで、動産、建物、附属設備等を譲渡するという提案だと思います。

私どもは、保育所の民営化については反対してまいりました。公的な責任をしっかりと果たしていくべきではないかということで発言もしてまいりましたが、今回、改めて、この民営化に当たっての無償譲渡で、施設の瑕疵担保についてお伺いしておきたいと思います。

かつて、公立の公設公営で運営されていたせつつ桜苑の無償譲渡の際、施設の老朽化などがあるということで、摂津市のお金を数千万円かけて修理し、そういった完全といたしますか、修繕をした状況で譲渡された経過があったかと思います。今回の対象となっている建物は、築後４５年経過をしております。今回の民営化の理由の大きな一つとして、老朽化している保育所の施設の対策、または耐震工事を行うための費用が、公立の保育所では補助金が出ないと、民営化することによって民間保育施設の整備補助金というものが出てくるので、経費の面からも民営化が必要だというものがありました。古い老朽化している建物を成晃学院に譲り渡すわけでありますが、譲り渡した後の施設の整備にいろいろな問題が出てきたとき、または、あつてほしくはないんですけども、大きな地震が起きたときの建物の倒壊なども大変危惧されるわけがあります。こういった点で、公立の施設を民間に譲り渡したときの設備の整備や修繕の責任、または、子どもたちの日々の保育時間での安全対策について、市がどのようにお考えになっておられるのか、または、譲り受ける成晃学院が、こうした老朽化し

ている問題、耐震強度が弱いという点なども既に把握の上で今後の整備を行っていくという立場に立っておられるのか、確認しておきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、安藤議員のご質疑にご答弁申し上げます。

平成29年4月から無償譲渡をするわけでございますから、その後の建物の管理等の責任については学校法人のほうへ移るものと考えております。ただし、耐震の問題等もございますし、学校法人成晃学院のほうでも、一日も早く新しい建物を建設して、そこへ移りたいという希望は持っておられます。そのため、私どものほうといたしましても、全庁挙げて、旧の味舌小学校の校舎の解体工事等も含めて、できるだけ速やかに行えるように庁内で調整をしておるところでございます。

ただ、今年度は、もちろん公立で保育所を運営しておるわけでございますから、6月の補正で修繕の予算等も計上いたしまして、今、できる限りの維持補修については行っておるという状況でございます。

以上です。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今回の民営化、それから、民営化後の定員増を図るために、用地を移動して定員増を図る、新しい園舎をつくっていくという流れがありますが、その背景は、旧味舌小学校跡地の全体的な再整備の中の一つだということですね。昨日も、政策推進課のほうからお示しをいただいておりますが、新しい民営化された成晃学院の園舎ができて、新しい園舎でスタートするめどとして、平成31年度の開設を目指して、校舎の解体であるとか、移転であるとか、さまざまな諸問題を一つ一つクリアさ

れていくんだということであります。これが、当初の予定どおり、今お示しいただいている平成31年に向けて、いろいろなハードルを、住民の皆さんとキャッチボールをしながら、住民合意を得ながら進めて、うまくいったとして平成31年でございますから、平成29年、平成30年と2年間、古い老朽化の園舎で受け入れの事業者は子どもたちの安全を図っていくということが求められていると。場合によっては、これが2年から3年、4年へとなくなっていくわけですが、そういった点で、改めてもう1回確認をしておきたいと思いますが、成晃学院は今の状況のもとで無償譲渡を受けるということでよろしいのでしょうか。また、この無償譲渡の件がここで議決されるということになりますと、その後、譲渡をした状態で受け取るということ、相手、受け入れ業者も納得したということになるわけですから、その後に起きる修繕などの費用の負担については、また別問題が生じるのではないかという点を考えるんですけども、その点のお考えもお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 2回目のご質疑にご答弁申し上げます。

現状の正雀保育所の建物の状況等については、現地説明会等でもご覧いただいておりますし、さまざまな協議を行ってくる中でも現状についてはお伝えしておるところでございます。したがって、この現状という中で、当面、平成29年4月からの保育は行ってまいりますし、その後の建物の維持補修、あるいは、その間に新たな建物を建設していくということについては、成晃学院のほうも十分認識されているものと捉えております。もちろん、安全というものについて、私どももさまざまな協議はさら

に必要だと考えておりますが、無償譲渡に当たっては、さまざまな条件についてはご理解いただいているものと捉えております。

以上です。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 この場はこのぐらいにしておきたいと思いますが、やはり日々の子どもたちの生活の場であります。一日も早く安全な施設で保育ができるようにしていくということが求められると思いますし、公立の保育所であれば、摂津市が責任を持つ、何かあったときにも賠償の責任も負うという決意のもとで、いろいろな整備を行っていくことができると思うんですね。これが、民間事業者に譲り渡してしまうと。しかも、民間事業者のペースで新しい園舎をつくろうと思っても、それは、旧味舌小跡地の再整備のいろいろなスケジュールの中でございますから、引き受け事業者、成晃学院の思惑とはまた違って、おくれてしまう可能性も出てくると。そういった中で、万一の例えば建物の損壊等で事故等があったときに、この辺の責任はどうなるのか、あくまでも、もう譲り渡したわけだから、引き受けた事業者の責任でやってもらうしかない、そういうことが起こらないような整備をやってもらうしかないということか、その点は再度ご確認をしておきたいと思いますが、無償譲渡をした際、民法上、瑕疵担保責任は、その時点で知り得る情報を相手に伝えていない場合を除いて、無償ということで、受けた側は譲り受けの段階での条件で、その後の瑕疵については譲り渡し側の責任を問わないと定められていると思いますので、その点についてももう1回確認をしておきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、3回目の

ご質疑にご答弁申し上げます。

一日も早い新しい園舎での保育というのは、成晃学院のほうもそうですし、我々市の側としても考えておるところでございます。安全で安心できる環境での保育というものが求められていると認識しておるところでございます。したがって、市の内部でも、教育委員会ははじめ、全体でまず保育所の建設を最優先にしながら調整を図っておるところでございます。無償譲渡にかかわって、状況というものは説明いたしておりますし、さまざまな協議もいたしておりますし、今後も続けてまいりたいと思っております。状況というものを十分認識しながら、情報もお伝えしながら、今後も取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。森西議員。

○森西正義議員 それでは、議案第68号、今、安藤議員が質疑されましたけれども、財産の無償譲渡の件ですけれども、現有建物の無償譲渡ということでもありますけれども、建物の部分は無償譲渡だということでこの議案が出ております。土地に関してですけれども、土地はスタート段階で無償貸与でということでもありますけれども、私は、土地はやはり有償貸与で、そして有償譲渡すべきだと考えております。その点、土地に関して、教育委員会としてはどのような見解を考えておられるのか、お答えいただけたらと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 それでは、森西議員の1回目の質疑にご答弁申し上げます。

今回の正雀保育所の民営化にかかわっての事業者の募集要項に、当面、平成30年度までは土地にかかわっては無償貸与する

と記載されておるところでございます。これは行財政改革の市全体のこともかかわってまいりますので、当面、要項どおりに進めまして、その後のことについては市全体で歩調を合わせながら検討していくと、そのように捉えておるところでございます。

以上です。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 今、部長のほうからご答弁をいただいたんですけれども、将来、市全体の保育所の土地をどうしていくのかということは、今後検討していくということでもありますので、永久的に無償貸与ということは、私はやっぱりおかしいことだと思いますので、ある一定の時期が来たときには、有償貸与、有償譲渡も含めて、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 以上で、質疑を終わります。お諮りします。

本15件のうち、認定第1号及び議案第59号の駅前等再開発特別委員会の所管分については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号及び議案第67号の9件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、報告第6号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

（杉本総務部長 登壇）

○杉本総務部長 報告第6号、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件につきまして、その内容についてご報告いたします。

本件につきましては、法人市民税の申告に伴う還付費用を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年6月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

補正予算の第1条としまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,000万円を追加し、その総額を349億4,470万1,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款18繰入金、項2基金繰入金の1億2,000万円の増額は、補正財源として財政調整基金を取り崩すものです。

次に、歳出ですが、款2総務費、項2徴税費の1億2,000万円の増額は、予定納税された法人市民税を還付するものです。

以上、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の専決内容の報告といたします。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 こういった議案が、この間、何回か出ておりますので、今回、ご説明が少しありましたけども、大企業が外国で払った税金が、平成27年度決算確定を受けて明らかにしたので、今年度の平成28年

度分の法人市民税の半分、１億２，０００万円相当を払っていたのを相殺してお返ししますよということだと思いますけども、その内容について少しわかりやすく説明をいただければと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 野口議員のご質疑にご答弁申し上げます。

この法人市民税の還付でございますが、平成２７年１１月３０日、予定納税として約１億２，１００万円を市内法人が納めておられます。しかし、平成２８年６月２９日に確定申告書の提出がございまして、約１億８，６００万円が外国法人税額控除となり、法人税割額がゼロ円となりました。その結果、予定していた約１億２，１００万円が過納となり、還付加算金約１００万円を加えて１億２，２００万円を還付することとなり、１億２，０００万円の補正をさせていただくものとしたものでございます。

外国法人税の税額控除については、会計処理上のもので、損失を穴埋めするものではございません。グローバル社会になりまして、企業が海外展開されますと、法人市民税が減少する要因の一つとなることは懸念されるものではございますが、法定どおりの処理と考えております。

また、還付金が多額でございますので、日々６，０００円を超える還付加算金が発生いたしますので、一日も早く還付することによって今回の専決処分にしたということでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 大体説明は一応わかるわけがありますけども、このグローバル社会のことで、輸出関連大企業に対してさまざまな

税法上の恩恵が出されて、大きな問題の一つにもなっております。以前の国会でも明らかにいたしましたけども、トヨタ自動車が２００８年度から１２年度までの５年間、一つも法人税を払っていなかったということも大きな問題になりました。当時、その一方では、株主には１兆円を超える配当金を払っていたということで、これは大きな社会問題になりましたけども、いろんな形でそういう恩恵の仕組みが入っているわけであります。

今回、総務部長はそういうことでおっしゃったけども、いろんな税法上の改正のもとで、そういう輸出関連大企業が税金を少なくするような仕組みがしかれてきたと私どもは思っています。地方財政から見れば、国の税制改正によっていろんな影響を受けるわけであります。私ども日本共産党としては、この不公平な税金を是正していくということも従来から申し上げておりますけども、ぜひそういう角度からも見ていただきたいと思います。

その上で、この間、いつも問題にしています市内大企業で、平成２６年度の状況を見ますと、この前、ご答弁いただきましたけども、地方税法でいう第９号法人、第８号法人がいわゆる大企業でありますけども、２９社あります。その中で、この間のご答弁では、法人市民税所得割を納めていない業者、会社が八つあると言いましたけども、これを含めると、２９社の中で九つの会社が摂津市に納める企業の税金がゼロだということになりますけども、その点を確認しておきたいと。

もう１点、地方自治体の現場から、こうした問題について、やっぱりきちんと市長会も含めて関係機関を通じて声を上げていただきたいという問題でありますけども、

平成26年度の法人市民税で見ますと、9号法人と8号法人の29社が納めている税金は6億5,000万円なんです。今回、1億2,000万円でありますから、平成26年度で比較しますと、大企業が払っている法人市民税の20%が減額になるわけです。そういう点でも大きな影響を受けるわけでありますから、こうしたところからも自治体側として声を上げるべきだと思いますけども、この点について市長のほうからご答弁いただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 私のほうからご答弁させていただきますと思います。

29社というお話がありましたけども、市内の企業については、その年その年で決算の状況、景気の動向、業績の好不調がありますから、これが非常に入れかわっているという実情はございます。例えば、上位の金額のところは常に入れかわってくることはございますけど、これはもう経済活動上やむを得ないのではないかと考えております。

今回の問題について申し上げますと、外国法人税額控除ということになっております。外国法人の税額の控除につきましては、結局、当該の企業が海外で一旦課税されますと、日本でも課税すると二重課税になるということで、その分を税額控除するという仕組みですので、決して大企業優遇であるとか、そういうことではないと思います。そういう国際的な税のルールに従って、法人税の二重課税を避けるというのがこの制度の目的かと思えます。

ただ、野口議員がおっしゃいますように、グローバル化という問題を考えますと、やはりそういう大きい税額が控除されてくる、また、市に入っていないということは、

我々の財政運営上では非常に難しいものがあるという感想は持ちますけども、制度として、特に市内の企業が何か損失を受けられたとか、恣意的に税逃れをされた、そんなことでは決してございませんので、これについてはご了承、ご理解をいただきたいと思えます。

今回については税額が大きくございますけども、これはあくまでも予定納税をしていただいていたということがございますので、それに対する還付ということですので、今年度の法人税の全額が一体幾らになるかというのはまだまだ見えてきませんけども、景気がよくなって、本市の大きな部分を占めます財源であります法人市民税がたくさん入ってくることを願いますし、また、企業活動がよりよくなっていただきたいという願いを持って、我々はその状況を注視しているということでございます。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 野口議員の質疑にお答えいたします。

国の法律の中に、企業が大幅な欠損を出した場合、数年間にわたって標準化し、それを落とすといえますか、経費に算入するという法律がございます。昨今、国会でも議論されているのも目にしたことがありますけれども、そういう法律が一方にあって、片一方で、その年、その企業が非常に景気がよくて大幅な利益を得たとするならば、一般の市民から見ると非常にわかりにくい、何でかなという疑問を持たれる方も、そういう制度になっていることはそのとおりだと思います。自治体でそれを自由に変更できるのであれば、それはもうそれにこしたことはないですけども、残念ながら、今、そういう法律はございません。ただ、企業の皆さんは、固定資産税、また、多くの従

業員の市民税等々、一方で欠損を生じていても財政に非常に大きな貢献をしていただいていることも事実でございます。今後、また市長会等々でそういった議論もしていきたいと思っています。

以上です。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、要望にしておきますけども、自治体の立ち位置はそういうことでありますので、しかし、いろんな意味で金額的にも大きな影響を受けますので、ぜひ、いろんな場で、市長としても、また関係部長としても声を上げていただきたいということで再度申し上げます。

以上です。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

報告第6号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程5、報告第7号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 報告第7号、平成27年度

決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容についてご報告いたします。

なお、各指標の算定方法等については、議案参考資料1ページ、2ページ及び平成27年度決算概要36ページから37ページをご参照ください。

まず、1健全化判断比率中、実質赤字比率については、実質赤字額がないためバー表記となっています。その内容は、一般会計の実質収支が3億3,889万円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支はゼロ円で、合計額3億3,889万円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準12.57%、財政再生基準20%となっています。

次に、連結実質赤字比率についても、連結実質赤字額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計の資金剰余額が30億948万円、公共下水道事業特別会計の実質収支が1,664万1,000円の黒字、国民健康保険特別会計の実質収支が1億6,852万6,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が1億2,240万2,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が3,820万6,000円の黒字、合計36億9,414万1,000円の黒字となっています。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準17.57%、財政再生基準30%となっています。

次に、実質公債費比率については、前年度に比べ1.0ポイント改善し、5.3%となりました。この指標は、過去3か年の平均値で算出するものですが、単年度の数値で見ますと、前年度に比べ1.4ポイント改善の4%となっています。なお、本市

に適用される基準は、早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%となっています。

次に、将来負担比率については、将来負担額がないためバー表記になっています。この原因は、一般会計及び公共下水道事業特別会計において、地方債現在高が減少したことなどによるものです。なお、本市に適用される基準は、早期健全化基準 350%となっています。

次に、2 資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業会計ともに資金不足額がないためバー表記になっています。その内容は、水道事業会計では、流動負債が 7 億 2,690 万 4,000 円に対し、流動資産が 37 億 3,638 万 4,000 円で、30 億 948 万円の資金剰余となっています。

公共下水道事業特別会計については、実質収支 1,664 万 1,000 円の黒字であり、そのため、資金不足比率の算定結果はバー表記となっています。なお、水道事業会計、公共下水道事業特別会計ともに、本市に適用されます基準は、経営健全化基準 20%となっています。

平成 27 年度決算に基づき算出しました各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第 7 号、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

日程 6、議案第 69 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 議案第 69 号、損害賠償の額を定める件について、提案内容のご説明を申し上げます。

なお、位置図につきましては、議案参考資料 10 ページ、議案第 69 号参考資料を併せてご参照願います。

1、損害賠償の相手方につきましては、近鉄不動産株式会社・大和ハウス工業株式会社・名鉄不動産株式会社共同企業体でございます。

2、概要につきましては、相手方と本市との間で締結した土地譲渡契約に基づき、相手方に譲渡した摂津市千里丘新町 701 番、703 番、705 番 1 の一部の土地において、建設工事に支障となる地中障害物が発現したことから、本市が相手方に対し、損害賠償責任として地中障害物の撤去費用を支払うものであります。

3、損害賠償の額は 313 万 2,000 円でございます。

なお、この同額を、もとの所有者であります独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と締結いたしました土地売買契約に基づき、同機構に請求いたします。

以上、提案内容のご説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回、損害賠償の額を定めるということでございまして、今までよく上がっていたものは、交通事故とか、価格の決め方というのが非常に確定をされているということになります。今回は撤去の工事費用ということでございまして、損害賠償といいましても、これは公金の支出ということにも当たります。それは、先ほどの説明で、その同額をまた補填されるということにはなりますけども、通常、公金の

支出については、公平性を保つということから、入札をするとか、また、何者かで見積もりを合わすとかいうことで公平性を保っていると思うんですけども、この金額は補正予算の中にも入っていますので、そのときにもされると思いますが、ここに額が書かれていますので、この313万2,000円の金額について、公平であると、適正であるということとを判断することとして、どのようなことをされたのかをご説明いただきたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 支障物が発現した際に、近鉄不動産から連絡を受けまして、撤去前に現地で、近鉄不動産と本市、それと鉄道機構の3者で、支障物の内容及び数量を確認しております。それをもとに積算して、3者が合意した上で金額を決定したものでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 積算をされたということですが、積算をされて、結果どうであったのかということをもう一度答弁お願いします。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 近鉄不動産が積算をしまして、その額を摂津市と以前の鉄道機構のほうでそれで了解したと。ですから、3者で了解したという形で合意に至っております。（「議長、議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 これは説明を各会派の幹事長にされたと思うんですけど、これは意味を全然掌握されていないような質疑をされとるんで、何かこちらのほうが積算したようなことを質疑されとるみたいですけど、

どのように各会派に説明されたのか、その点をお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 各会派のほうには、先ほど私が一番最初に1回目で答弁させてもらった内容プラス、本市がJVに譲渡した土地において、近鉄JVが実施しました埋蔵文化財調査によりまして、建設工事が必要となる地中障害物、地中障害物は主に通常構造物のコンクリート等なんですけれども、それが発現しましたよと。その発現のため、平成27年6月、土地売買契約、これは近鉄との売買の契約ですけども、費用負担の請求を受けて本市が撤去費用を支払ったものでありますと。ただし、撤去費用につきましては、平成20年に機構のほうと土地売買契約を結んでおりますので、同額を機構のほうに請求するために、本市の負担はございませんという内容等で説明させてもらっております。

一応簡単な経過でございますけども、平成20年8月、鉄道機構から土地を購入しました。それと、平成21年から区画整理事業をしました。で、平成27年の7月には近鉄不動産JVに土地を引き渡しました。それと、平成27年10月から平成28年の6月は、近鉄不動産JVが埋蔵文化財調査を実施し、今回の地下埋の障害物の発現があったという内容でございます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 今のと全く同じような説明を幹事長にされたんですけど、そういう内容やったら先ほどのような質疑は出ないと思うので、議長、これは、議長の会派でもあるので、やっぱりきちっとその辺は言っていたきたいと思うんです。

以上です。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 私が聞いているのは、説明もありましたけども、適正な価格かどうかの判断をどうしてすればいいのかということを知っているのであって、これは、撤去したのは、近鉄不動産が発注している会社が撤去したわけですけど、通常のそういう損害賠償をするときだったら、保険で対応とかいうことで、保険会社なんぞが査定をして決定されるというものですけど、これはそうではないので、そういう公平性はどのように確保されたのですかということを知りたいのであって、私が聞いていることはおかしいですか。（「おかしい」と渡辺慎吾議員呼ぶ）おかしくないと思いますけど。（「おかしいやろ。何言っとんの。これを見積もりしたのは向こうの会社がやっとなねん。何で摂津市が見積もりしてんねん」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○南野直司議長 この件につきましては、議長のほうで適正に対処していきますので、よろしくお願いします。

ほか、ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第69号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程7、常任委員会の所管事項に関する事務調査報告の件を議題とします。

本件について、民生常任委員長から報告を行いたいとの申し出がございましたので、許可します。民生常任委員長。

（上村高義民生常任委員長 登壇）

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の所管事項に関する事務調査について報告します。

去る3月22日の第1回定例会中の委員会において調査事項等を決定の上、3月29日の本会議で閉会中の継続調査となりました所管事項に関する事務調査について、視察先の熊本市と水俣市が熊本地震の影響を大きく受けたことから中止に至りました。そこで、6月10日に、再度、委員全員出席のもとに委員会を開催し、改めて調査事項等を決定の上、委員全員及び同行理事者2名参加の中で調査を実施しました。

その内容は、7月26日に、神奈川県伊勢原市の小型家電リサイクル事業「かながわモデル」について、並びに、7月27日に、千葉県柏市の「柏市における長寿社会のまちづくり～豊四季台プロジェクト～」についてであります。

なお、その詳細につきましては、議長に報告しています。

以上、報告します。

○南野直司議長 委員長の報告は終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

10月20日から11月2日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後 1 時 4 1 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南 野 直 司

摂津市議会議員 村 上 英 明

摂津市議会議員 三 好 義 治

摂津市議会継続会会議録

平成28年11月4日

(第2日)

平成28年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年11月 4日（金曜日）
午前 9時58分 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番	上 村 高 義	3 番	安 藤 薫
4 番	野 口 博	5 番	福 住 礼 子
6 番	藤 浦 雅 彦	7 番	村 上 英 明
8 番	三 好 義 治	9 番	東 久美子
10 番	中 川 嘉 彦	11 番	増 永 和 起
12 番	弘 豊	13 番	山 崎 雅 数
14 番	水 谷 毅	15 番	南 野 直 司
16 番	嶋 野 浩一朗	17 番	市 来 賢太郎
18 番	野 原 修	19 番	森 西 正
20 番	渡 辺 慎 吾		

1 欠席議員（1名）

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森 山 一 正	副 市 長	奥 村 良 夫
教 育 長	箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長	乾 富 治
総 務 部 長	杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長	登 阪 弘
環 境 部 長	北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長	堤 守
保 健 福 祉 部 理 事	平 井 貴 志	建 設 部 長	山 口 繁
上 下 水 道 部 長	山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事	石 川 裕 司
教 育 委 員 会	山 本 和 憲	教 育 委 員 会	前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和	消 防 長	樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉 事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹

1 議 事 日 程

1,

一般質問				
水	谷		毅	議員
増	永	和	起	議員
藤	浦	雅	彦	議員
上	村	高	義	議員
村	上	英	明	議員
嶋	野	浩	一朗	議員
野	口		博	議員
三	好	義	治	議員
山	崎	雅	数	議員

1 本日の会議に付した事件
日程 1

(午前9時58分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、東議員及び中川議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、先月に発生しました鳥取方面における震災被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、全ての被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず、1番目の駅周辺駐輪場の利用状況について。

本市には五つの駅がありますが、市営の自転車駐車場、いわゆる駐輪場の平日の利用状況と、定期利用を希望する方の待機者について、どのような状況か、お尋ねします。

続いて、2番目の避難所施設での運営模擬訓練についてです。

本年は、熊本・鳥取方面で大きな地震が発生し、現地では家屋倒壊への心配や余震への不安などで多くの方が避難所や家屋外で生活をしておられる模様がテレビなどで報道されました。本市においても、万一に備えて、いつ大きな地震や水害に見舞われたとしてもスムーズな避難所運営ができるように万全の備えをしておく必要を感じます。そこで、避難所として使用される体育館や教室での学校の管理職と自治会の代表による実質的な運営の訓練を実施できているのか、お尋ねいたします。

次に、3番目の不登校についてです。

本市小・中学校の不登校児童・生徒の現状についてお伺いします。

次に、4番目の待機児童についてです。

本市における保育所待機児童の現状についてお尋ねします。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 駅周辺駐輪場の利用状況について、市内5駅のうち、市立自転車駐車場の平日の利用状況と定期利用待機者についてのご質問にお答えいたします。

まず、JR千里丘駅周辺では、9時半の時点におきまして、フォルテ摂津及び千里丘駅東自転車駐車場ともに、ほぼ満車であります。両施設における定期利用待機者は約100名となっております。

次に、阪急摂津市駅周辺では、8時半の時点で摂津市駅前第1自転車駐車場がほぼ満車状態であり、定期利用待機者は、第2自転車駐車場と合わせて約190名となっております。

最後に、モノレール駅周辺では、摂津駅前自転車駐車場において、万博公園でのイベントなどがある際に満車となる程度であり、定期利用待機者は約10名となっております。

また、南摂津駅前第1自転車駐車場においては、9時半の時点で、ほぼ満車状態ではありますが、第2及び第3自転車駐車場では、満車になることはない状態です。定期利用待機者は、第1から第3まで合わせて約40名となっております。

JR千里丘駅周辺及び阪急摂津市駅周辺においては、利用者及び定期利用待機者が多くおられる状況となっております。

以上でございます。

○南野直司議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 学校の管理職と自治会の代表による体育館や教室での実質的な運営の訓練を行っているかについての質問にお答えをいたします。

自主防災組織が中心に行っている訓練においては、地域の防災意識が高まるよう、それぞれの地域でテーマを持って取り組んでいただいておりますが、市と自主防災組織と連携した実践的な避難所運営訓練については、平成20年度に実施されて以降から行われておりません。

避難所の運営については、本市の地域防災計画において、自治会等を中心とした市民組織が自主的に運営することを原則としており、現在、本市においては、机上において模擬的に訓練を行う避難所運営ゲーム、HUG訓練と言いますが、これを公民館講座に参加される市民や地元自治会の方々に対して実施しております。

しかし、実際の避難所運営においては、市や学校関係者、自主防災組織の連携が必要不可欠なことから、学校管理職を対象とした避難所運営ゲームの実施を検討するとともに、市と自主防災組織、学校管理職が連携した実践的な避難所運営訓練の実施についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市小・中学校の不登校児童・生徒の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、不登校児童・生徒とは、病気や経済的な理由によるものを除き、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはし

たくてもできない状況にあり、1年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒のことを指しております。

さて、本市の状況でございますが、比較しやすいように、各学校の児童・生徒数を1,000人になるよう換算した千人率で昨年度までの3年間の推移を見ますと、中学校では、平成25年度が55.2、平成26年度は43.1、そして平成27年度が43.7と、全体的に見ますと減少傾向を示しております。一方、小学校では、平成25年度が7.4、平成26年度は10.6、そして平成27年度が13.5と増加傾向を示しております。また、全国的な傾向と同様、小学6年生から中学1年生にかけて件数が増加するいわゆる中1ギャップに加えて、本市においては、中学1年生から2年生に進級する段階でも増加する傾向が見られております。

続きまして、本市における保育所待機児童の現状についてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまで、認可保育所の開設や園舎建替補助のほか、待機児童の多いゼロ歳児から2歳児を対象とした保育所分園や小規模保育事業所A型の開設などにより、受入定員の拡大を図り、待機児童の解消に努めてまいりました。

しかし、安威川以北を中心に、平成28年4月1日現在では、厚生労働省通知「保育所等利用待機児童」の定義に該当する実待機児童24名に、転園希望者や希望する保育所等に空きがない方など、いわゆる私的理理由による待機児童73名を加えた合計97名、また10月1日現在では、実待機児童数107名に私的理理由による待機児童112名を加えた合計219名の待機児童が生じております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問します。

まず、駐輪場の利用状況についてです。

阪急摂津市駅は、早いもので2010年の開設から6年がたちました。ある統計では、特定日の乗車人数は、当初の約3,000人から比べると、現在では倍増の6,000人を超えようとしています。現在、定期利用を希望する待機者が約190名という数字をお聞きし、住みやすさという点から考えると、これは市として大きなマイナス要素ではないかと思います。

先日、複数の市民の親御さんから相談があり、子どもが進学し駐輪場の定期利用の申し込みをしたが、満車で待機者も多く、今はやむなく一時利用でしのいでおり、費用がかかってしまい負担であるとのお話がありました。いずれも摂津市駅と千里丘駅の駐輪場についての内容です。特に、この2駅に関して多数の待機者がおられますが、市として何か改善策を考えているのか、お伺いをいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 定期利用の待機者対策につきましては、各施設の定期利用と一時利用の配分を見直す必要がありますが、一時利用者も多くおられる中、配分を変えますと、一時利用者の自転車駐車場場所が不足する新たな問題が発生してまいります。また、自転車駐車場台数を増やすには、新たに自転車駐車場を整備する必要がありますが、用地や財源の確保などの問題があり、今すぐに改善することは困難であります。

しかし、現在、大阪府の河川であります境川の右岸側において道路整備に向け取り組んでいるところでございまして、公共用地の有効活用の考え方から、整備後は道路

幅員以外の河川敷を自転車駐車場スペースとして活用するように河川管理者と協議を行っているところでございます。協議が整えば、阪急摂津市駅前の自転車駐車場において定期利用と一時利用の配分の見直しが可能か検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 新たな駐輪場の整備には用地や財源の課題が生じることは、よくわかります。しかしながら、先の2駅では100ないし200名の待機者が生じていることについては、非常に緊急性の高い課題であると考えております。境川周辺を活用した新たな駐輪場を心待ちにしたいと思いますが、早くとも1年以上かかる懸案であり、他の方策を早急に実行していただきたく要望いたします。

幾つか提案をいたします。まずは、定期利用者を減らす取り組みとして、健康のためにも徒歩での利用を啓発する取り組みを行う。本市の健康施策の一環として、徒歩に切りかえた方には健康マイレージのポイントをもらえるようにする。また、子育て施策の一環として、通学目的の定期利用の希望者で待機状態の生徒や学生には、特定のシールを自転車に添付してもらい、文化ホールの駐輪場もしくは学校の空地を活用して、駐輪場の空きが生じるまでの一時対応を行う。また、市民サービスの観点から、民間の駐輪場やレンタサイクル事業者に市への簡素な登録制度を設け、ホームページに市営と併せて駐輪場の紹介として掲載を行う。さらに、駐輪場を増やす取り組みとして、現在、景観条例で規制されている歩道の一部、例えば、坪井踏切寄りの歩道の一部を、時限的でもいいと思いますが、条

例を緩和し、路面駐輪場として開設を行うなど、建設部長にあっては、我が子、我が孫が駐輪場がなくて困っている、何とかせなあかんというぐらいの思いで駐輪場待機者のいない駐輪場対策をお願いし、要望といたします。

続きまして、2 番目の避難所施設での運営模擬訓練についてです。

実践的な避難所運営訓練は、平成 20 年度以降、行われていないということですが、平成 23 年には東日本大震災が発災しており、それ以降も避難所の運営に関する訓練が行われていないということは、本市にとって大きな課題であると思います。防災マップ作成のパイロット的な取り組みや一部団体や職員による避難所運営ゲーム、HUG 訓練の実施については評価いたしますが、実際の体育館や教室をもとにした訓練を行わない限り、多くの避難者をスムーズに受け入れることは困難であると考えます。そこで、今後どのように避難所施設での運営模擬訓練を進めていけるのか、お尋ねします。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 過去の大規模な災害時の避難所運営の教訓から考えましても、長期にわたる避難所生活を余儀なくされた場合には、プライベートスペースや更衣室、授乳室の設置など、さまざまな必要不可欠なものが出てくると考えております。また、避難所へ避難される方は、乳児からお年寄り、障害のある方や持病をお持ちである方、妊婦さん、また、ペットを連れてくる方など、さまざまな方がおられると考えます。4 月の熊本地震の際に大きく取り上げられました車上での避難生活も想定されるところでございます。

このため、避難場所となる体育館での区

割りの方法やグラウンドの使用法、教室の使用法なども具体的に検討していく必要があると考えますし、避難されてきた方の生活場所となることから、段ボールベッドやプライベートスペース、簡易トイレの組み立てなどの技術を学ぶ必要もあろうかと考えております。

今後は、市と自主防災組織、施設管理者である学校管理職が連携を図りながら、避難所施設でプライベートスペースの確保など、実質的な運営模擬訓練を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 万一の場合の避難所運営に当たっては、運営開始の段階で、体育館や教室及び運動場の大きな間取り図を掲示し、誰が見てもわかるような区割りを明確にすることが大切だと思います。また、指示系統を一本化して進める訓練も必要だと考えております。一日も早く実際の避難所施設をもとにしたリアル避難所運営訓練の開催をお願いします。

滋賀県の湖南市では、リアル HUG 訓練として、大きなホールに避難所の数だけのテーブルを並べ、そのテーブルを学校と地域の方が取り囲んで、施設の間取り図に附せんでつくった模擬ベッドなどを配置し、実際に備えた訓練をしている自治体もあります。市長、教育長もそれに参加して、各現場の意思を尊重し訓練に汗を流しておられました。どうかスピード感のある訓練の実施を重ねてお願いいたします。

さらに、防災リーダーの育成に当たっては、運営模擬訓練などを通して、現場レベルで新たなリーダーが輩出できるよう工夫をしていただき、エキスパートである防災士の育成という面で、資格取得のために助成金制度の開設も実現していただきたいこ

とを強く要望いたします。

次に、不登校についてです。

ここ3年の不登校児童・生徒の状況について、具体性を持たせるために本市の児童・生徒数に当てはめて確認をいたします。

本年10月の児童・生徒数をもとに、平成27年度の状況で考えた場合、中学校の全生徒数2,183人のうち約95人に当たります。一つの学校当たり約20人、一つの学級当たり約1.5人の生徒が長期欠席という実情がわかります。3年間の推移は少しずつ減っているものの、1クラス当たりで1名以上の生徒が学校に通うことができおりません。また、小学校においては、全児童数4,423人のうち約60人、一つの学校当たり約6人、一つの学年について約1名の不登校児童の実態があることがわかります。特に小学校においては、3年前と比べて不登校の割合が、ほぼ倍増しており、とても気になるところであります。そこで、学校現場においてご尽力いただいていることとは思いますが、本市における不登校の問題について、どのような対策をしておられるのか、お伺いします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 現在、各小・中学校では、不登校児童・生徒対策を組織的にを行い、学校が安心して登校できる場となるよう取り組みを進めておるところでございます。現在、その取り組みを支援するため、小・中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図っております。また、市費で3名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、関係機関との連携強化に努めております。さらに、教育センターでは、臨床心理士や退職校長等による総合窓口を設けるとともに、適応指導教室パルを開設し、不登校児童・生徒の

再登校や社会的自立へ向けた支援を行っております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これからも学校が安心して登校できる場となるように、それぞれの連携を強化し、不登校が解消できる対策をお願いしたいと思います。

不登校の数字から見ると、中学校は、小学校と比べ、その比率が約3倍程度に増えております。そういう意味では、中学生になった後のいわゆる中1ギャップを克服するために、小学生のうちからもっと力を入れて小・中学校連携などに取り組む姿勢があると考えますが、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 小・中学校の接続をスムーズにするため、これまで、小学6年生が中学校で授業を受ける乗り入れスクールや、部活動体験などの取り組みを実施してまいりました。また、二つの小学校から進学してきた中学1年生の人間関係づくりを進めるジュニアハートプログラム、中学校の教員が小学校へ出向いて授業を行う小学校専科加配の活用なども行い、これらを通して、小学6年生が中学校進学への不安を減少し、期待感が高まるよう取り組みを進めてきたところでございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 中学校入学前後の取り組みについてはよく理解ができました。子どもから見て小・中学校で大きく異なるのは、担任と接する時間が極端に少なくなる点だと考えます。中学校では、教科ごとに先生がかわり、ホームルームを除いて担任の受け持ち教科の授業のみが接点となります。したがって、小学校からの激変を少しでも和らげるためにも、例えば、1年生の1学期

間だけでも家庭とのやりとりを行う連絡帳の導入などを検討いただきますよう要望いたします。

また、中学校入学後の不登校の対策として、同一中学校区での小学校間の交流が重要だと思いますが、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 議員がご指摘のとおり、同じ中学校に進学する児童が小学校段階で交流を深めることは大変重要であると考えておるところでございます。これまでも、小学6年生が参加する連合水泳大会での同一中学校に進学する小学校同士のエール交換や、一部の中学校区ではございますが、5年生が運動会の演技を披露し合うなどの交流を行う取り組みを行ってまいりました。中学校進学を見据えたいわゆる小・小連携の取り組みは、人間関係に対する児童の不安を軽減することが期待でき、今後もさらに有効な取り組みを研究・検討してまいります。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 小学校を卒業しまして、不安と期待を持って臨む中学校生活、兄弟も少なくなり、子ども同士の縦のつながりも薄くなってきた昨今、合同遠足なども検討いただき、小・小連携の機会を多くつくっていただきたいと思います。

また、先に説明をいただいた不登校の児童・生徒の人数は30日以上欠席者です。今回、お伺いしておりますけれども、短期であっても学校に、なかなか通えない子どもがいるかもしれません。今後、不登校をなくすために、教職員の皆さんに、早期の段階でその前兆をキャッチできる眼を養い、そして、子どもの心のひだにずっと手を差し伸べることのできる人間味の豊かな

児童・生徒とのふれあいを大切にし、築いていただきたいことを要望いたします。

続いて、待機児童について。

4月と10月の比較を見ると、実待機数では24名から107名に増加、転園希望などの私的理由を含んだ数字では97名から219名へと増加の一途をたどっております。他市では、待機児童対策に特化したプログラムの作成を行い、緊急を要する取り組みと中長期的な取り組みを進めていますが、本市においては、今後どのような施策により待機児童の解消を行おうとしているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 本市では、現在の待機児童の現状を踏まえ、当面の待機児童対策として、安威川以北地域での小規模保育事業所A型の開設のほか、安威川以北の児童を定員に余裕のある安威川以南の保育所等に送迎する送迎保育ステーションの実施に向け、他市の事例にも学びながら検討を進めているところでございます。また、中長期的には、今後予測される保育需要に対応するため、正雀保育所民営化後の園舎建て替え、山田川公園内への民間保育所誘致などの施策を着実に進めてまいります。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 当面の対策として検討されている送迎保育ステーションを一日も早く実現し、即効性のある取り組みとしていただきたいと思います。中期的な取り組みも大切だと思いますが、緊急対策として、公共施設を活用した分園の開設などの取り組みにも早急に検討いただきたいと思います。また、やむを得ず待機中の方が利用される場合のファミリーサポートセンターの拡充や、子育て支援にかかわるNPO法人などの民間事業者の支援についても、市の総合

力の一環として力を注いでいただくことを要望いたします。

さらに、施設の充実と併せて、保育を担う保育士の確保が不可欠だと考えますが、本市の保育士確保に向けての取り組みをお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 本市では、平成２７年度から、民間保育所の保育士確保を支援するため、法人が借り上げた宿舎に保育士を入居させる場合、その経費の一部を補助するほか、平成２８年度からは、保育士が担当する書類作成等の業務の負担軽減をＩＣＴ化によって図る保育業務支援システム導入に必要な経費の一部を民間保育所に対して補助しております。保育士の確保が受け入れ人数の増にもつながることから、潜在保育士の掘り起こしや新たな保育士の確保、離職防止につながる取り組みを今後さらに研究・検討してまいります。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 保育士確保については、やはり待遇の改善が必要であると考えます。近隣市と比較してどうなのか、また、通勤の利便性を向上させる取り組みや、保育士の子どもへの優先預かりについても大阪市で導入をされておりますけども、工夫し、実施できるよう検討いただきたいと思います。また、働き方の改革にも目を向け、時間的な面や体力的な面にも考慮したリリーフ型の体制づくりなど、潜在保育士が再度現場復帰できるような施策の実現を要望いたしますして質問を終わります。

○南野直司議長 水谷議員の質問が終わります。

次に、増永議員。

（増永和起議員 登壇）

○増永和起議員 それでは、順位に従いまし

て一般質問させていただきます。

まず、質問番号１、介護保険制度の新しい総合事業と介護保険給付費準備基金についてです。

来年度から、要支援１、２と認定された方のホームヘルプサービスとデイサービスは介護給付から外され、市町村の行う総合事業に移行します。今までどおりのサービスが受けられるのか、市民の中に心配が広がっています。６月議会では、総合事業費に上限が設けられているために、緩和された基準を導入し、サービス単価を引き下げざるを得ないというご答弁でしたが、総合事業の上限額はどれぐらいになるのか教えてください。

次に、質問番号２、マイナンバー制度の摂津市での運用と特別徴収事務における事業所への個人番号通知についてです。

先日、ある自治会長から、「自治振興課がマイナンバーを提出しないなら拒否確認書を出すように言ってきましたが、これはおどしか」と質問を受けました。このようなことがなぜ起こったのか、どのような対処をされたのか、お聞かせください。

次に、質問番号３、別府コミュニティセンターと市営住宅跡地等の活用、市民サービスコーナーについてです。

別府コミュニティセンターの利用開始に際し、公民館が果たしてきた役割をどう継承するのか、お聞かせください。また、今年度の別府公民館まつりについてもお聞かせください。別府コミュニティセンター利用開始と同時に公民館は閉館となりますが、住民票等の交付をしている市民サービスコーナーはどうなるのか、お聞かせください。

１回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 市が実施する新しい総合事業の上限額についてのご質問にお答えいたします。

新しい総合事業の上限額につきましては、国の示す計算式を用いて算出いたします。原則としましては、新しい総合事業を実施する前年度の予防給付に介護予防事業を加えた総額に75歳以上の高齢者の伸び率を掛け、当該年度の予防給付費の総額を引くことで算出いたします。本市では、平成29年度から新しい総合事業を開始するため、本来、平成28年度実績を用いて算出するものでありますが、仮に平成27年度実績で算出いたしますと、2億5,156万3,000円となるものでございます。

○南野直司議長 市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 マイナンバー制度の運用についてのご質問にお答えいたします。

議員がご質問の自治振興課の事案につきましては、源泉徴収事務において、個人番号未提出者に対し、改めて提出をお願いする際に、会計室担当者及び自治振興課担当者の認識不足により、本来提出を求める必要のない拒否確認書を送付したものであります。当事者市民の方には、本市の個人番号の取り扱いについて、懸念を抱かすこととなり、まことに遺憾に存じます。本案発覚後、直ちに会計室と協議し、改めて会計室より全庁に個人番号取り扱いの留意事項の文書通知を行うとともに、当課におきましては、関係者に改めておわび申し上げ、ご理解を賜ったところでございます。

続きまして、公民館の機能継承に関する取り組みについてのご質問にお答えいたします。

別府コミュニティセンターでは、生涯学

習の拠点として、学習機会の提供、学習団体への支援などの役割を引き続き担ってまいります。団体支援の継承に関しては、7月3日及び8日に、現在の別府公民館登録クラブを対象とし、別府コミュニティセンター運用について説明を行うとともに、団体と個別に意見交換を行ったところでございます。また、地域の方々とのかわり合いを含め、学習機会の提供を継承するため、現在の別府公民館職員が12月1日から別府コミュニティセンターで勤務する予定でございます。

公民館まつりに関しましては、昨年度の実行委員会において、本年度は実施しないこととなったと聞いております。なお、公民館クラブの方々から、別府コミュニティセンターのオープンに花を添えたいとのご意見をいただいたこともあり、公民館クラブの活動発表の場としてプレオープニングイベントの実施を予定いたしております。

次に、市民サービスコーナーについてのご質問にお答えいたします。

市民サービスコーナーにつきましては、本年2月から証明書のコンビニ交付サービスの運用を開始したことにより、全国のコンビニエンスストアで、早朝から夜間まで、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるようになったことから、本年度末をもって全ての市民サービスコーナーを廃止する方向で考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 2回目の質問を行います。

これからは一問一答形式で行います。

まず、介護保険についてです。

訪問介護の緩和された基準A型を導入し、介護報酬の単価を引き下げること、事業所からも、「やっていけない」、「新しい人の受け入れは無理」という声が上がってい

ることは前回ご紹介いたしました。他市では、現行相当のサービスのみにし、緩和された基準は導入しないところもあります。

再度、摂津市のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 新しい総合事業における訪問介護につきましては、国は、事業者については一定の研修を受けていれば無資格でも構わないという方針を示しております。その分、安価で実施することが可能であるということでございますけれども、本市では、訪問型サービスAにつきましては、身体介護を含まない家事援助のみを提供する内容と考えておまして、国の示すとおり、一定の研修を受けた場合には無資格でサービス提供可能と考えております。ただ、高齢者の個人宅を訪問し、家事援助を行う上では一定のスキルが必要となりますため、本市は、これまで、旧ホームヘルパー3級程度の資格を持った者によるサービス提供を念頭に、一方では、身体介護は要らないので少しでも安くサービスを受けたいというお考えの高齢者の方もあることから、介護保険事業所に対しましては、現行サービスの3,124円に比べ約3割低い2,200円という金額を提示し、協議を重ねてまいりました。提示金額につきましては、北摂各市と比べまして遜色のある金額ではないと考えておりますが、平成29年度の総合事業導入に当たりましては、総合事業のスムーズな導入と、介護事業者や利用者の急激な変更に対する不安の声に配慮いたしまして、現行相当のサービスを希望する方には、できる限り現行相当のサービスを受けていただくこととし、少しでも安くというお声には、現在、大阪府において検討中でございます府下統一の訪問型サービスAのサービス提供に必要な研修の履修を条

件に、低額でのサービス提供を行う方向で進めてまいりたいと考えております。どちらを選ぶかにつきましては、ケアマネジャーとご相談の上、利用者が選択していただけるというものでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 緩和された訪問型サービスAは導入するけれど、来年度は、本人が希望する限り、現行相当のサービスが受けられるというご答弁でした。前回より大きく前進したと高く評価をいたします。摂津市が訪問型サービスAに振り分けることはしないということによろしいですね。また、訪問介護だけでなく、通所介護についても同様か、確認をお願いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 通所介護につきまして、本市では短期集中予防サービスを行います通所サービスCを実施する方針で進めておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたように、通所介護につきましても、どちらを選ぶのかは、ケアマネジャーとご相談の上、利用者の方が選択していただくというものでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 財源に関しては、どうお考えかお尋ねします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 財源につきましては、新しい総合事業につきましては、効率的・効果的な事業実施に努め、上限の範囲内で適切な事業実施に努めてまいりたいと考えておりますが、仮に費用が上限を超えた場合には、介護給付費準備基金を取り崩して、その費用に充ててまいりたいということも検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 前回、介護給付費準備基金

は、2014年度末で1億6,000万円積み上がっていると指摘いたしました。先日、2015年度決算額が確定し、基金はさらに積み上がり、3億円近くなることがはっきりしました。上限額との差額どころか、新総合事業の上限額2億5,000万円を上回る基金が積み上がっています。来年度だけと言わず、今後も利用者が希望する場合は必ず現行相当のサービスが使えるよう要望いたします。安かろう悪かろうのサービスは、介護事業所の経営を厳しくするだけでなく、要支援の人の心身の状態悪化を招き、結果、介護給付費が増大することにもつながります。大阪府の基準ができて、それに乗らず、現行相当のサービスのみでいくことを強く要望いたします。

次に、マイナンバーの問題です。

拒否確認書という文書の送付は不適切だったということです。それでは、個人番号提出について、どのような対応をすべきだったのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 国の指導では、源泉徴収票等への個人番号の記載につきましては、国税通則法、所得税法等で定められました義務であることをお伝えし、提出を求め、それでもなお提出されない場合につきましては、その経過等を記録・保存し、単なる本市の義務違反でないことを明確にしておくこととなっております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 誰の義務なのか、もう一度ご答弁ください。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 誰の義務ということではなく、源泉徴収票等に個人番号を記載するという市の義務につきまして、市としてはマイナンバーの提出を求める努力を

しており、市として義務違反をしていない、あくまでそういう意味でございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 誰の義務かはっきりしています。番号法には個人番号提供が国民の義務だとはどこにも書いていません。もちろん罰則也没有。源泉徴収票等を作成する場合は、事業所や行政の義務ということになります。しかし、提供されなかったという記録を残しておけば義務違反にはなりません。それなのに、まるで番号を提供しなければ不利益があるかのような、「そういうことがあるぞ」と言わんばかりの法的根拠の全くない拒否確認書なる文書で市民をおどすなど、行政がすることとも思えません。国は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを出していますが、摂津市はこれに基づいて、どのように取り組んできたのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 特定個人情報につきましては、番号法の第4条、5条に、国及び地方公共団体は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされております。本市といたしましても、摂津市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を策定して、特定個人情報等の適正な取扱いの確保についての取り組みを行っております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 さまざまな体制をとり、取り組みも行ってきたということですが、それでは、なぜ今回のようなことが起こったのか、今後どのようにしていくのかをお聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 番号法の取扱いについては、先ほど市民生活部長のほうの答弁もご

ございましたけども、取り扱う各職員自身がしっかりとした認識を持たないといけないということは明白でございまして、この点については個人情報を担当いたします総務部としても問題と考えておりますので、今後とも職員個々の個人情報に対する認識を十分とれるように、研修等、また、職務を通じて確認をし、その確実性を高めていくようにしていきたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 自治振興課だけの問題ではありません。今後のしっかりとした対応をお願いしておきます。

さて、来年度から、住民税の特別徴収税額通知書に従業員のマイナンバーを一覧にして、事前通告もなく事業所に送ると聞いています。中小企業の体制などをつかんでおられてのことでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 民間企業で、特に中小企業事業所では、情報管理に関する専任担当者がいない、また、セキュリティ対策に費用がかかるなどの理由で十分な管理体制を整えることができず、対応がおくれている事業所もあるかと思われます。今後、関係部局、関係機関と連携し、機会を捉まえて情報の管理体制等を整えるよう周知してまいりたいと思っております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 マイナンバーのセキュリティ対策には1社当たり平均約109万円の費用がかかると言われています。日本商工会議所の昨年6月調査では、70%の企業が「対応が進んでいない」と回答しています。番号発送による情報漏えいの危険について認識しているのでしょうか。さらには、会社にマイナンバーを提供していない人の

分まで市が調べて送るということです。これは大変な問題ではないでしょうか。プライバシー権をかけてマイナンバー制度に対して訴訟も起きていますが、自分の知らないところで摂津市が勝手に自分の個人番号を会社に教えるということは、市民にとって大きなショックです。どうお考えなのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 個人番号を記載して特別徴収義務者に対して送付することについては、平成29年度から考えておりますけども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に利用範囲が定めておりまして、地方税に関する事務でございまして、地方税に基づいた通知とさせていただきたいと考えております。

また、ただいまの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第1号にありますように、個人番号の利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で代理人又は個人番号関係事務実施者に特定個人情報を提供する場合という規定がございまして、この法律の規定に基づいて通知をするということでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 法律の規定があるからということですが、DVやストーカー被害などで住所を移し、自分の個人番号を知らない人や会社が知っていたら恐怖を感じるのではないのでしょうか。また、今、住民票が削除されていないという人は数十万人、戸籍がないという人は1万人いると言われています。個人番号がない人がいるわけです。番号を調べ切れない人は空欄で送ると市は考えておられるようですが、そ

の方々の人権が侵害されないという保証はありますか。今、インターネットで検索すれば、服務規律や就業規則に個人番号の提出を義務として入れるとか、採用時に個人番号の提出を必須にするなどと会社の従業員対策が幾つも出てきます。また、個人番号の提供を拒めば解雇されてもやむを得ないなど間違った情報もあふれています。今回、摂津市ですら法的根拠のない拒否確認書をとるといふとんでもない事態を起こしたのに、民間の事業所がマイナンバーについてどれだけ理解が進んでいるのか検証もせずに、普通郵便で従業員の個人番号一覧を送りつけるということはやめるべきではないでしょうか。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 先ほどご答弁をさせていただきましたように、国で決められ、法律となったものがございますので、地方自治体としては、当然、その法に対して執行するということが前提でございます。ただ、議員がご指摘のように、個人番号については、さまざまな間違った認識があることも事実かと思えます。こんな中で、DVなどについては個々のケースとして対応を市として検討しなくてはいけないかと思いますが、全体の話としましては、個人番号は利用していくという全体の方針、国の方針がございますので、これに沿ってやっていくということでございます。

また、普通郵便で送ることということでございましたが、普通郵便につきましても、これは信書でございますので、信書に対しては郵便法での一定の秘密の確保がされていると考えておりますので、普通郵便で送っているということでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 普通郵便で送るなんていう

のは、もってのほかです。東京の各区の調査では、書留で送るところもたくさんあります。書留で送ればそれでいいということでは、もちろんありません。自分の思想信条で個人番号を教えたくない、会社の管理体制が不安で教えたくない、自分の個人番号を知らない、個人番号がない、さまざまな人がいるわけですけれども、そういう人が職を失う、社会的に排除されるようなことがあってはならない、そういう方々の人権をどう守るのかということこそ行政の仕事ではないでしょうか。決められているから送るということで済むのでしょうか。そこに対してきちんとした対応をしていただきたいと思います。

東京都では、税務事務協議会を通じ、税額通知書へのマイナンバー不記載を求める要望を国に上げています。国に対して番号記載をやめるよう要望を上げるべきではないでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 さまざまな動きがあることは私どもも承知をしております。近畿地区につきましては、近畿都市税務協議会が国に対しての要望を取りまとめて要望しております。今年度、マイナンバーにつきましては、社会保障・税番号制度に係る運用面について、迅速かつ詳細な情報提供を行うとともに、地方団体と十分協議し、地方団体の意見を反映されるよう図られたい、また、制度導入後のシステム改修等に係る経費についても、引き続き、地方団体に経費負担が生ずることのないよう、国が責任を持って財政措置を講じられたいということを要望しておりますが、今、議員がおっしゃったように、さまざまなケースが、今後出てくるかと思えます。こういったことについても、都市税務協議会を通じて国等に

要望してまいりたいと考えますし、また、近隣各市との情報交換等によって、どのような取り扱いができるのかについても検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 さまざまなことが起こってからは遅いと思うんです。早急に国に対して要望を上げていただきたいと思います。マイナンバー制度は個人のプライバシーと人権を侵害する憲法に反する制度です。制度そのものの廃止も国へ要望していただくよう要請をしておきます。

最後に、別府コミュニティセンターにかかわる問題です。

他の公民館と地域の皆さんとともに連携し、公民館の果たしてきた役割をしっかりと継承していただけるようお願いいたします。別府コミュニティセンターの利用申し込み状況、使用料に関しての意見などをお聞かせください。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 まず、別府コミュニティセンターの利用申し込みの件でございますが、現在、12月から2月末までの利用希望を別府公民館で受け付けております。10月22日までの申し込み件数は253件となっております。このうち、現行の別府公民館登録クラブによる申し込みは176件となっております。

それから、使用料に関してでございますが、7月3日と7月8日に登録クラブ向けの説明会を実施しております。使用料についても説明を行っております。本説明会では、使用料設定の考え方とともに経過措置につきましてもご説明し、おおむねご理解をいただいているものと思っております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 登録クラブの利用が多いよ

うですが、登録クラブからは利用料が高いという声を私は聞いています。激変緩和措置が講じられていると思いますけれども、柔軟な対応を要望しておきます。

次に、市民サービスコーナーについてです。別府地域から市役所までのバスの便も不便です。市民サービスコーナーは地域に必要なだと考えますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 市内では、先ほど答弁いたしましたように、コンビニでの証明書の交付を始めております。市内にはコンビニエンスストアが40店舗以上ございます。市民サービスコーナーよりも身近にコンビニエンスストアがございますので、お買い物や散歩に出られたついでに、お近くのコンビニエンスストアに立ち寄って、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得していただくということも可能になると思われます。したがって、市役所にお越しになることが難しい方につきましては、来年度以降は基本的にはコンビニ交付サービスをご利用していただきたいと思いますと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 コンビニ交付ができるから市民サービスコーナーは廃止するのご答弁ですが、これは、先ほどから問題にしていますマイナンバー制度のマイナンバーカードの普及を前提としたものです。摂津市のマイナンバーカードの普及はどの程度でしょうか。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 マイナンバーカードの普及率でございますが、現在、市民の約8.3%の方にマイナンバーカードを交付しております。カードの申請はしておられますが、まだ受け取っていない方も含まれますと約10%でございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 マイナンバー制度がスタートして1年たつのに申請10%、これは摂津市だけではなく、全国的にも同じ状況です。カードの取得は任意ですし、高齢者や障害者など、取得そのものが困難な方もおられます。市民サービスコーナーは存続すべきではないでしょうか。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 カードの普及率でございますけども、来年度にはマイナポータル運用開始が予定されているなど、今後、カードの活用が広がっていく予定でございますので、市といたしましても、さらに制度の周知を図り、普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 マイナンバーカードがたった1割しか普及していないのにサービスコーナー全廃です。サービスを受けられる市民にとって大変不利益が起こります。マイナンバーカードがしっかりと普及してから廃止しても十分間に合うのではないですか。お考えはどうでしょうか。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 サービスコーナーでの証明書の交付につきましては、今後、マイナンバーの番号利用によりコンビニでの利用が増えていくことが予想されまして、市民サービスコーナーの利用件数も今後は減少していくものと考えております。このような状況から、市民サービスコーナーを廃止することにより、市民サービスコーナーに要しております年間2,000万円以上の経費を、今後、証明書交付の主流になるでありましょうコンビニ交付をはじめ他の事務事業に充てることで行政運営の効率化

を図ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 これから増えていくというのは市側の希望的観測ですよね。マイナンバーカード制度はもう1年たっているわけですし、マイナポータルが始まってこのカードが普及するという保証はありません。そうおっしゃるのなら、本当にしっかりと普及してから廃止されればいいと思います。急いで廃止をされることはないと思います。存続を強く求めておきます。

次に、旧鰯生野市営住宅跡地についてです。コミセン残地の売却はやめるように何度も求めてまいりました。また、今年7月に、別府校区連合自治会より別府公民館の活用についても要望が出ています。これですね。（資料提示）お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 別府公民館の用地につきましては、以前から、別府コミュニティセンターの建設財源に充てるために売却したいということで、平成25年のワークショップの折にも地元の方々に何度も何度も繰り返し説明させていただいております。ですから、公民館の用地につきましては売却したいと考えていますけども、このコミュニティセンターの残地につきましては、ワークショップの折にも、例えば、子どもの遊び場を確保してほしいとか、駐車場を広くしてほしいとか、そんな要望もございました。また、7月の25日、別府自治会のほうから要望が出てきております。その中でいろいろ活用したいということで聞いておりますので、今後は維持管理経費なども勘案しながら具体的な活用方法について検討を進めていきたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 残地の売却については、今までの方針を変更し、凍結というご答弁でよろしいのでしょうか。もう一度お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 凍結をさせていただきたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 地域の声を聞き入れていただいた答弁と高く評価いたします。連合自治会からの要望書にもさまざまなことも書いてあります。これもぜひ受けとめていただいて真摯に対応をしていただきたいと思います。残地の売却が凍結ということであれば、別府公民館についても、慌てて取り壊すことはなく、きちんと地域の皆さんと話し合いをしていただいて、それも活用できるような方向へ持って行っていただきたいと思います。と思っています。

コミセン敷地内に健康遊具を置いた広場ができています。しかし、今まであったちびっこ広場はなくなりました。子どもたちにとっては遊び場が減った形になっています。今、市長公室長もおっしゃられていましたワークショップでは、子どもたちが伸び伸びと自由にボール遊びができる場所が欲しいという声が上がっていました。鳥飼野々市営住宅跡地は、自治会の管理する広場として活用がされている、子どもたちのボール遊びもできていると聞いています。コミセン残地もそんな活用はできないのでしょうか。これは一つの提案にすぎません。さまざまな活用方法があると思います。地域の皆さんとしっかり議論をしていただいて、残地も公民館の建物も活用して、地域にとってよりよいものとしていただくことを強く要望いたします。

これにて私の質問を終わらせていただき

ます。

○南野直司議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

1 番目に、一般廃棄物処理の広域化と課題整理についてです。

明年3月末に茨木市と広域連携の基本合意書の締結を目指し、これまでにさまざまな検討や協議をされてきたと思います。一方で、広域化を優先する形で棚上げにされてきた中間処理システムの構築の方向性や、プラスチック容器包装収集とストックヤードの整備問題、ごみ減量とプラスチック類の焼却を開始したこと、リサイクル率20%問題などがありますが、これらの整理について、現在までの到達点をご答弁ください。また、基本合意に向けた現在までの交渉経過と残る課題についてもご答弁をお願いします。

次に、2番目のJ R千里丘駅連絡通路の不衛生な天井面の改修についてです。

現在、J R千里丘駅改札から西口階段までの連絡通路の天井面のペンキが激しく剥がれて垂れ下がり、また、ハトよけのネットには大量のほこりが付着しており、改善を求める声が多く、市民や地元自治会長からも届いております。駅構内のトイレが臭いと苦情が多かったのですけれども、この件は、ようやく改修工事が実施されています。橋上駅舎が整備されてから随分時間が経過しており、改札前からフォルテまでの区間は駅前再開発の際に改修されておりますが、吹田市側は改修時期をとくに超えているのではないかと思います。本市としてどのように対応されてきたのか、ご答弁を

お願いいたします。

次に、3番目に、フードバンクの活用で食品ロスの減少と生活困窮者施策の充実を求めることについてです。

日本の食品ロスは今や世界的な問題となっており、食品加工メーカーやスーパーなどさまざまなセクションから、まだ食べられるのに捨てられる食品が大量に廃棄されています。その総量は年間約632万トンにも上り、これを日本人一人当たりで換算すると、毎日お茶わん約1杯分の食べ物を捨てていることになります。私たちは多くの食べ物を海外から輸入しながら大量に捨てているのです。国もその対策に本気で乗り出そうとしているところですが、その解決策の一つとして、近年、フードバンクの取り組みが広がっており、NPOが運営する団体以外に、群馬県太田市や大阪府泉大津市のように行政で実施するケースも出てまいりました。

私たち公明党議員団は、本年8月に、堺市にあるNPOが運営するふーどばんくOSAKAに視察に参りました。その後、本年10月11日に、森山市長に今回の質問と同趣旨の要望書を提出させていただきました。また、視察の折には、摂津市が本年8月に、ふーどばんくOSAKAと協定を結び、生活困窮者対策が行われると聞きました。1回目に、まずその詳細についてご答弁をお願いいたします。

次に、4番目に、千里丘小学校区にある竹之鼻ガード周辺を通る通学路の安全対策についてです。

去る10月28日、横浜市で、登校中の小学生の列に軽トラックが突っ込み、小学1年生が死亡するという痛ましい事故がまた起こりました。千里丘小学校にも同じように大変危険な場所があります。数年前に

千里丘4丁目の千里丘送水所横に34軒の分譲住宅が開発され、現在、ベビーブームでたくさんの子どもが誕生しております。この場所から小学校に向かうには竹之鼻ガードの出入口付近を通らなければいけないのですが、特に朝の登校時は、通勤ラッシュと重なり、車が信号待ちで渋滞する中を子どもたちがすり抜けていく状況が続いています。将来的には小学校に向かう子どもが爆発的に増えるため、保護者や地域から改善の声が上がっています。千里丘小学校PTAからも改善要望が出されていると思います。市として放置できないと思いますが、どのように認識されているのか、ご答弁をお願いいたします。

次に、5番目に、旧三宅小学校の跡地について、地域のニーズを踏まえて有効活用する方向を検討することについてですが、最初に、先日、地元地区の代表と懇談会があったようですが、概略をお示ください。

次に、6番目、千里丘公民館駐車場の跡地及び別府コミュニティセンターの残地を地域のニーズを踏まえて有効利用することについてですが、先ほど質問がありましたので、千里丘公民館駐車場跡地に絞って質問させていただきます。

当初は売却方針であったと思いますが、先日の小学校跡地の売却方針の凍結を受けて、現在ではどのような方針になっているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 一般廃棄物処理の広域化と課題整理についてのご質問にお答えいたします。

本市の一般廃棄物の処理につきましては、平成23年度に策定いたしました一般廃棄物処理基本計画におきまして、「ごみゼロ

で住みよいまち摂津」を基本理念に、循環型社会構築に向けて、ごみ減量化と資源の再利用化に向けて取り組んでまいりました。「捨てればごみ、分ければ資源」をモットーに、市民の皆様のご協力を得て分別収集を実施し、瓶、缶、ペットボトル、食品トレイ等の資源化により、ごみ量が減少してまいりました。その結果、ご承知のとおり、2炉あるごみ焼却炉を交互に運転する1炉運転が可能となりました。そして、この10月からは使用済小型家電の資源化の取り組みを開始いたしました。

ご質問の容器包装プラスチック等を燃やせないごみから燃やせるごみへと区分変更したことについてでございますが、これまでの分別の結果、燃やせるごみの中に水分の多いごみの占める割合が高くなっております。ごみ焼却炉の延命化を図るため、効率的な燃焼を継続していくこと、市民の皆様から、燃やせないごみの中でも容器包装プラスチック類の量が多くなっているため、収集回数を増やしてほしいという長年の要望に応えることが分別見直しの理由でございます。

中間処理施設、リサイクル率20%の問題につきましては、現在、協議を進めておりますごみ処理施設広域化との関連がございますので、その進捗状況も見ながら検討していくことになろうかと考えております。

最後に、茨木市とのごみ処理広域化についてでございますが、平成27年6月に広域ごみ処理連絡調整会議を設け、今日まで14回の会議を開催し、現在の処理施設のごみ処理棟の分析、車両の進入ルートや運営形態等の議論を行ってまいりました。今後も広域化の実現に向けて協議を継続するとともに、課題の整理に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 千里丘駅連絡通路についてのご質問にお答えいたします。

J R 千里丘駅改札から西口を結ぶ連絡通路につきましては、昭和58年に千里丘駅が橋上駅舎になったときに整備されたものでございまして、整備後33年経過しております。また、施設につきましては、J R 西日本が所有しており、管理も行われております。

議員がご指摘の連絡通路天井部の状況につきましては、エレベーター前天井のハトよけネットにはほこりが堆積しており、また、建物の構造部分である鉄骨や配管の表面塗装が剥がれ、落下のおそれもあり、景観上も安全上も問題があると考えております。この件につきましては市民からも苦情が寄せられており、J R 西日本に対しまして、現場の写真を提出し、利用者からの要望を伝え、改善を求めているところでございますが、残念ながら改善には至っておりません。本市といたしましても、引き続きJ R 西日本に対し連絡通路屋根部分の改善を要請してまいります。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市のフードバンクの活用状況についてのご質問にお答えいたします。

昨年4月より実施しております生活困窮者自立支援制度の支援活動の一端といたしまして、今年8月にN P O 法人ふーどばんく O S A K A と協定書を締結し、食糧支援が必要な方に食品提供を実施いたしております。

具体的な取り組み状況でございますが、生活困窮者自立支援窓口に相談に来られた

方の中で支援が必要な相談者のニーズに合わせて、提供食品の種類や量をふーどばんく O S A K A と調整し、できる限り速やかに相談者への食糧支援を行っております。食品提供の支援を通して、利用者が生活困窮に陥ったさまざまな原因を支援機関と一緒に考え、生活・就労・家計支援等、自立に向けた必要な制度につなぐなど、きめ細かな支援が実施できるようになったところでございます。

今後、生活困窮者自立支援制度のネットワークを通じ、市内の社会福祉法人等の関係機関にふーどばんく O S A K A の活動内容の紹介や利用促進を図り、地域づくりや社会資源の強化につながるよう努めてまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 竹之鼻ガード北側の通学路の安全対策についてのご質問にお答えいたします。

現在、千里丘送水所横に登校している児童は6名で、その付近には未就学児約40名がいると推測いたしているところでございます。その地点は、議員からもございましたように、歩道がなく、幅員も狭小な道路で、朝の通学時間帯には多くの車両が通行していますことから、平成27年5月に地元自治会長から安全対策についてのご要望がございました。これを受けまして、道路担当部局とも協議をいたしまして、「学童多し注意」と表示した電柱幕と看板を設置し、通行する車両に対して注意喚起を行い、安全対策に努めているところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧三宅小学校跡地について

のご質問でございますが、旧三宅小学校における活用用地につきましては、今年4月に発生した熊本地震により、南海トラフ大地震への不安がさらに深刻な状況となるなど、防災空地等の必要性を認識し、売却方針の凍結に至っております。これを受け、地区連合自治会との懇談会を開催し、売却方針凍結に至った経緯のご説明とともに、跡地活用に当たっての地域の意向をお聞かせいただいたものでございます。地域の皆様の意向につきましては、福祉や教育、健康など多岐にわたるものでございましたが、とりわけ、市内でも比較的に海拔の高い位置に位置しているという地域の特性を生かした防災拠点の整備など、防災面を重視した要望であったと認識しております。

次に、千里丘公民館駐車場の跡地についてのご質問でございますが、千里丘公民館駐車場の跡地につきましては、千里丘公民館増築に係る建設財源に充てるため、売却の方向で検討を進めてまいりました。しかし、その後、市長にもみずから現地視察をしていただきながら庁内議論を進めていく中で、付近には防災広場もあり、一定の防災空地の確保ができていることなどを踏まえ、例えば地域ニーズを反映した有料駐車場とするなど、公共用地としての活用可能性も考えられることから、現在、同跡地の方向性について再度検討を進めているところでございます。いずれにしましても、最後は議会にお諮りして決めてまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。これからは一問一答で行います。

1番目のごみ処理の広域化問題ですが、プラスチック収集については、以前にも説

明があり、理解しております。中間処理施設やストックヤードの拡張問題は、広域化と併せたさらなる検討が必要とのことです。また、広域化については、現在、相手市に浄化槽汚泥やプラスチック類焼却を委託しておりますが、その費用の調整などに加えて、更新する焼却炉の建設費用やランニングコストの負担問題など、市民の理解を得られる合意を導き出すことが最大の課題だと認識をしています。副市長は、先日就任をされ、いきなりこの正念場を迎えることになりましたが、ごみ行政の広域化に対し、どのように考えておられるのか、その意気込み、決意をお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 副市長。

○奥村副市長 それでは、ご答弁申し上げます。

都市化に伴いまして、従来の行政単位では対応できない行政領域の対応というのが出てまいります。あるいは、共同処理による事務の効率化には、やはり広域行政が有効となってまいります。とりわけ、ただいまご指摘の茨木市とのごみ処理施設の広域化につきましては、類似施設の乱立を避けることも当然ございますし、効率的かつ的確な施設整備が求められてまいります。本市の焼却炉の更新時期は平成40年、それから、茨木市では平成38年と聞いております。また、将来の安定したごみ行政、あるいは広域化によるスケールメリットを図るとともに、茨木市と鋭意取り組んでいるところでございます。

今日まで、担当部局での精力的な協議によりまして広域化の機運も醸成されてまいりましたが、やはり基本合意に向けましては費用負担のあり方が成否を分けるのではないかと考えております。今後、厳しい交

渉になるかもしれませんが、しっかりと対応していきたいと思っております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ごみ問題ですけれども、きょう、11月4日から、COP21、パリ協定が発効されることで、温室効果ガス規制もさらに厳しくなり、ごみ減量やリサイクル率向上が求められてまいります。そういうことから、発電機能を持った熔融炉の導入が必要になってきます。そして、現存地での建て替えができない本市の状況にあって、ごみ行政の広域化は最重要事項でもあります。市民が納得できる費用負担の合意形成を図り、基本合意書の締結に至るように粉骨砕身の取り組みをお願いし、要望いたします。

次に、2番目のJR千里丘駅の通路問題ですが、この場所は自由通路で通り抜けることができますが、通行されている方のほとんどは千里丘駅を利用されるJRのお客さんです。以前に、ホームの段差の解消と子どもの通り抜ける手すりの取り替えについて、議会と行政が一緒になって強く交渉を続ける中、改善を勝ち取った経緯があります。今回も、JR西日本の改修責任を追究し、一日も早い改修が行われるよう、引き続き強い態度で交渉をお願いしたいと思います。JR西日本は、近年は市民の直接の声に反応するともお聞きをしますので、私もJR千里丘駅の西口で朝立ちをする際にはメガホンで市民に呼びかけてまいりたいと思います。

次に、食品ロスの件ですが、今後は、市内の社会福祉法人等の関係機関にフードバンクの利用促進を図るとのことですので、徹底をお願いしたいと思います。

フードバンクを活用した取り組みには、ほかにもさまざまな事例があります。例え

ば、子どもの貧困対策や孤食問題の解決を目指し、現在注目を集めているこども食堂での食材提供です。現在、多くの市でNPOなどにより実施されていますが、池田市のように開設支援補助金制度を創設した市もあります。このようなフードバンク等を活用し、子どもの貧困問題と組み合わせた広がりのある取り組みを誘発することの必要性について、本市としてどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

また、障害者授産施設の食材などをフードバンクから提供することで、食費の負担を軽減し、もらえる賃金の目減りの改善に寄与することもできると思います。

そして、フードバンクにはお菓子類もたくさん寄せられています。こうしたものを災害時の非常食として障害者団体などの施設に備蓄し、期限が切れる前に通常のおやつとして消費することなども考えられると思います。

このように、フードバンクの有効利用について、本市としてどのように認識をされているのか、ご答弁お願いいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 フードバンクに関するご質問のうち、こども食堂に関するご質問にお答えをいたします。

議員から紹介がございましたこども食堂と申しますのは、地域のボランティアの方々が食事を提供していただく取り組みで、経済的な理由により栄養バランスのとれた食事がとれていないお子さんであったり、お一人でお食事をするいわゆる孤食を防ぐ等々の目的で設置されて実施されておられるところが多いようでございます。また、保護者の方であったりお友達、ふだん顔を合わせている方々にはなかなか相談できない方々に対して、自分の悩みとかの相談

をする、近隣の大人に悩みを打ち明けるということもやっておられるところでございます。こういうさまざまな支援を行って、異年齢での交流等々の相互理解につながっていくという取り組みであると理解をしているところでございます。

大阪府の集計によりますと、今年6月現在でございますが、19の市町において30か所のこども食堂が実施していると理解しているところでございます。フードバンクの方々からこども食堂の食材を提供されている事案も全国的にはございます。今後、地域の方からこども食堂の新たな開設等々のご相談があった場合には、フードバンクの活用についても情報提供をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員、一問一答方式でお願いします。

保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 フードバンク等を利用して障害者授産施設の食事負担等を軽減することに関してのご質問にお答え申し上げます。

市内の就労継続B型の事業所における平成27年度実績の工賃が月平均1万4,781円で、作業日の昼食代を負担すると、手元に残る生活資金はごくわずかなものとなっております。そのため、工賃の向上や自己負担額の軽減が必要であると認識をいたしております。

事業所における食事やおやつの提供に関する現在の状況といたしましては、多くの事業所が調理施設を備えていないため、外部から購入をしているものと推察いたします。今後、各事業所の実態の把握や他市の状況の確認に努めながら、フードバンクから提供される食材がどのように活用できるか、また、どのような方策がとれる

のか、研究してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 本市では、現在、千里丘こども食堂くらぶにより、千里丘1丁目のロハスカフェを利用してこども食堂を実施いただいております。安威川以南でも実施できるように、市として啓発するとともに、誘発する施策を実施していただくように要望しておきたいと思っております。また、障害者施設等に対しましても、その活用のすそ野が広がっていくように、啓発と利用促進をお願いし、要望いたします。

さて、本市には食品を扱っている会社も多くありますし、スーパーもたくさんあります。利用のすそ野が広がってくれば、摂津市が主体となってフードバンク事業を立ち上げ、本市から食品ロスゼロを目指すことができるのではないかと思います。このことは本市が掲げます人間基礎教育に通ずる大切な取り組みであると思っておりますが、認識をお答えいただきます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 フードバンクの立ち上げと食品ロスをなくすことにつきまして、本市の認識についてお答え申し上げます。

フードバンクの活動は、安全に食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を企業や個人の方から無償で提供していただき、食糧支援を必要としている方々へ無償で提供する活動でございます。現在、この活動は全国的に展開されており、自治体との連携も少しずつ広がっているのが現状でございます。現在、大阪府下におきましては、本市が他の自治体に先駆け、ふーどばんく O S A K A と協定書を締結いたしました。その後、羽曳野市が締結し、現在、吹田市が協定書締結に向けて作業を進めてい

るように聞いております。

食品ロスをなくしていくことにつきましては、議員がご指摘のとおり、本市が取り組んでおります人間基礎教育の柱の一つ、節約につながるものと考えております。現在、本市におきましては、生活困窮者自立支援相談窓口業務を通じましてフードバンクと連携しているところでございますが、提供していただける食品には偏り等もございます。また、平成22年にフードバンクのガイドラインがつくられており、その中で、フードバンクの活動基準として、トラブルが発生したときの責任の所在の明確化、食品転売の防止、食品の品質保持等についての遵守制約がございます。本市のフードバンクの立ち上げにつきましては、市内の N P O 法人の育成等を含めまして、取り組んでいく内容の研究をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 食品ロスの問題は、各家庭から出される期限切れ食材や食べ残しの問題、給食の食べ残し問題、飲食店から出る残飯問題など、取り組むべき課題はたくさんあると思います。人間基礎教育の観点から、オール摂津で食品ロスをなくすことによって大きな成果が得られると思います。また、このフードバンクの取り組みは、これから国が力を入れて取り組むであろう食品ロスの問題にいち早く取り組み、貧困対策や社会的弱者の救済ができ、ごみ減量・地球温暖化対策にもなり、そして何よりも、食物に対する感謝の思いを実践する人間基礎教育にもつながります。一石三鳥にも四鳥にもなる取り組みです。こんなええ話はないと思います。しかも、今なら大変先進的な取り組みになります。最後に、市長として、人間基礎教育の実践人として、本市

から食品ロスゼロを目指すことについてのお考えをご答弁お願いいたします。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

昨今、世界でグローバル化が進んでいる中ではありますけれども、一方で、年間に何百万人という飢餓といえますか、苦しんでいる方がおられ、そして一方では、それに匹敵する食数が廃棄されてしまっている。どうにかならんのかと、これは皆さんもそれぞれ同じ思いだと思いますけれども、そのことが非常に身近に具体的に取り上げられたといえますか、これがフードバンク制度ではないかと思っています。

一方では、食べ物を残さない、廃棄しない、もったいないといえますか、こっこのほうをやっぱりしっかり押さえることがまず第一でございます。そういった意味も含めて、食育の中においても、こういった問題はしっかりとまた教育委員会のほうでも取り組み方を進めていっていただきたいと思っています。

その上で、今、るるご指摘ありましたけれども、社会的弱者・困窮者等々、こども食堂や作業所、いろんな施設等々ございます。このフードバンクとの接点を、今、協定は結びましたけれども、まだまだ機能しにくい面も多々あります。今後、安威川以南も含めて、こういったこども食堂等々、その輪がいかにどういう形で広がっていくのか、きっかけづくりといえますか、環境づくりを模索してまいりたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 次に、通学路の安全対策ですが、できることからやるということで、今までに電柱巻きと看板を設置いただいた

ことには感謝します。しかし、現場を見ていただければわかりますが、現状の道路は車同士がかわすのがやっとの道幅で、信号待ちをする車は幅いっぱい寄せて通れるすき間ありませんから、反対側を通りながら進んでおります。まさにいつ事故が起きてもおかしくない状況です。現在、毎朝は保護者がついて誘導していますが、人数が増えれば対応できないと思います。そこで、例えば、千里丘送水所の敷地内にフェンスで囲った通路をつくり、朝だけでも通らせることや、また、交差点を改良して信号機や横断歩道を設置して、反対側から遠回りをして登校することなども考えられると思います。PTAとも十分に協議を重ねながら、さらなる検討をよろしく願いいたします。要望いたします。

次に、5番目の旧三宅小学校跡地についてですが、地元が要望されているように、確かに周辺には広場がありませんので、防災的には大変貴重な空間であり、また、地域の皆さんの心のよりどころでもあります。跡地保存は三宅地区の悲願であり、凍結と言わずに、ぜひとも永久に残る取り組みを考えていただきたいと思います。

そこで、これからまち・ひと・しごと創生総合戦略を展開していく中で、国の交付金メニューもいろいろあるように聞いていますが、そういったものをうまく利用して防災拠点として整備することができれば、費用面でも助かり、また、当面は保存する必要性も生じます。市としての認識をご答弁お願いいたします。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 国におきましては、地方創生が主要課題となる中で、地方における少子・高齢化対策をはじめとした地域の実情に応じた取り組みを支援する動きが進めら

れております。旧三宅小学校の跡地活用につきましては、国の動向を見定めながら、交付金活用も視野に入れ、地域はもとより、市全体にとって最も有益となる方法をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 三宅小学校の統合のときは私も賛成をした一人ですが、地域の方に残してほしいと訴えられるたびに心に重くのしかかっていました。そして、このたび、方針転換され、売却凍結となり、喜ばれる地域の方の顔が脳裏に浮かび、心が少し軽くなりました。今後、跡地は、地域の切なる願いをしっかりと受けとめていただき、知恵と工夫を凝らし、地域特性を生かした防災拠点の整備ができますようお願いし、要望としておきます。

次に、千里丘公民館駐車場の跡地ですが、以前に、私も地域の思いを受け、千里丘公民館の増築に合わせて土地を整理して売却し、建設費用に充てるように質問した経緯があります。しかし、これまでの熊本地震など頻発する災害に対応するため、小学校跡地が売却凍結に方向転換をされることもあり、地域としても売却予定地を残してほしい、有効利用してほしいという声が出てきました。私自身も、過去には一般質問しておきながら方針を変えることになりましたけれども、このたびの地域の要望をしっかりと受けていただいて、そして、この売却方針を変更し、有効利用していただくように強く要望したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりました。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に従いまして質問を行います。

まず1点目、都市計画道路新在家鳥飼上線の整備についてお尋ねします。

一昨年より取り組んでおりました新在家鳥飼上線の歩道未整備区間の整備や、それに合わせた車道も計画どおり整備されて、供用され、自転車通行がそれまでと比べ格段の安全性が確保され、通行しやすくなってきており、感謝しております。まずはこれまでの整備状況についてお聞かせください。

次、2点目、府道大阪高槻線の整備についてお尋ねします。

府道大阪高槻線は、都市計画道路大阪鳥飼上上田部線として、幅員20メートルの道路として整備する内容で都市計画決定がされ、一部が整備された状態で、大阪府での見直しにより平成25年に都市計画決定が廃止されました。しかし、この道路延長線上にある隣接の高槻市においては廃止されていないと伺っておりますが、統一した見解での連携がとれなかったのか、伺います。

次、3点目、阪急摂津市駅周辺への郵便ポスト設置についてお尋ねします。

この件につきましては、過去に何回か質問しており、そのときの答弁では検討してまいりますとのことでありましたが、その後の報告では非常に設置は困難であるという報告もいただいております。しかし、市民からの依然強い要望があり、最近の取り組み状況についてお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 都市計画道路新在家鳥飼上線の整備状況についてのご質問にお答えい

たします。

新在家鳥飼上線は、大阪中央環状線と鳥飼土地区画整理事業区域を結ぶ道路でありますことから、交通量も多く、地元より歩行者や自転車の安全対策について多くの要望をいただいた道路であります。歩行者や自転車の安全確保を図るため、平成8年度から平成16年度までの間に、道路に並行いたします約2メートルの水路にふたをかけ、上部を歩行者空間とする整備を行ってまいりました。さらに、平成25年度には、水路のなかった約180メートルの区間について用地買収を行い、平成27年度末には、大阪中央環状線から鳥飼土地区間整理事業区域まで歩道を連続させることができ、歩行者、自転車の安全に努めまして、一定の確保ができたものと考えております。

続きまして、府道大阪高槻線の整備について、都市計画道路大阪鳥飼上上田部線についてのご質問にお答えいたします。

都市計画道路の見直しにつきましては、大阪府におきまして、平成23年3月に見直しの基本方針を作成し、長期末着手の都市計画道路について、計画の必要性、事業の実現性を再点検され、本市域における都市計画道路大阪鳥飼上上田部線につきましては、大阪府より廃止の方向性が示されました。本市といたしましては、存続に向けて協議を重ねましたが、平成25年度の大阪府都市計画審議会において計画廃止と決定されたものであります。高槻市域につきましては、新名神高速道路の整備が進められていましたことから、整備に伴う影響も含め、全市的な見直しを進めるため、平成25年度の都市計画変更を見送られたものと聞いております。

○南野直司議長 市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 阪急摂津市駅前への郵便ポスト設置についてのご質問にお答えいたします。

これまで、阪急摂津市駅前に限らず、摂津郵便局に対し郵便ポストの設置要望を幾度となく行ってまいりましたが、実現には至っておりませんでした。摂津市駅前につきましても、近くに香露園郵便局があること、また、周辺に郵便物取り扱い可能商業施設があることから、設置については困難との回答をいただいております。

このような中、阪急摂津市駅は、平成22年3月の開業から6年が経過し、南千里丘周辺開発も進み、駅利用者が大きく増加しております。地域住民の方々からいただいている駅周辺の利便性を求めた要望の中に郵便ポストの設置もございました。このような状況を踏まえまして、議員がご指摘のとおり、地域住民の利便性向上という観点からも、駅前に郵便ポストは必要との判断から、改めて本年6月に摂津郵便局長に対しポスト設置の要望を行い、協議を重ねた結果、周辺環境の大きな変化や地域住民の数多くの要望、また、周辺商業施設の郵便物取り扱い廃止などの特別な状況を再考し、今年度中に設置可能であると摂津郵便局から回答をいただき、現在、設置に向け調整を行っております。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。これ以降は一問一答方式で行いたいと思います。

まず、1点目の都市計画道路新在家鳥飼上線の整備についてでございますけれども、今までの整備状況についてお聞かせいただきました。次にお尋ねいたしますのは、この都市計画に示されている整備区間の中で未整備の区間についてお尋ねいたします。

整備完了地点から近くのコンビニ前のＴ字路交差点までの区間が車道未整備であります。整備完了区間はセンターラインも引かれ、非常に安全に走行できますが、未整備区間に入った途端に道路幅も狭くなり、特に大型車とすれ違うときには接触の危険性もあるということを感じております。この未整備区間の整備についての考えをお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 ご指摘の区間は、道路幅員が５メートル程度しかなく、大型の通行時には支障を来していますことは十分認識しているところでございます。本路線につきましては、歩行者や自転車の安全確保と併せまして、交差点部の改良や新幹線側のＵ型側溝を改良するなど、わずかではありますが車道幅員の拡幅にも努め、車両の安全確保も図ってきたところでございます。この区間を都市計画道路として整備するためには、現在歩道として利用しております水路が車道の荷重に耐えられないことから、水路を全面的に改修する必要があります。また、その水路に近接して関西電力の高圧電力ケーブルが埋設されておりますことから、これらの移設も必要となるものと考えておりまして、現時点では車道を拡幅することは困難であると考えております。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 今の答弁では、非常に道路の拡幅は難しいということでありました。しかし、これは都市計画道路として決定した道路であります。当然、今、部長の述べられた水路の荷重の問題、そして電力ケーブルがある等々はわかっている中での都市計画決定であったと思うんですよ。そういう難しい問題があるんだけど、ここに道路をつくりたいということがこの都市計画

決定を決めたときの理由だと思うんですよ。私は、やっぱりこういう課題があっても何としてもやっていかなければならないと思っていますので、これは市長にお尋ねいたしますけども、やはり長年の懸案だった歩道が整備されて、未整備区間もこのままやってくれるんだろうなと市民は当然思っていると思うんです。近隣住民のみならず、鳥飼地区の人は、あそこの道路を走ってきたら、当然、この道路もすぐきれいになるんだなと思っておると思うんですけども、先ほどの部長の答弁では非常に困難であるということでありましたけども、そうすると、今後はもうしないのかということも危惧するわけですけども、このことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 上村議員の質問にお答えをいたします。

先ほども出ておりましたけれども、国も府も各市町村もそれぞれ都市計画というのを持っております。そして、都市計画道路が設定されております。ほとんどと言っていいほど手つかず状態になってしまっています。大阪府の場合は５０年前の遺物みたいなものがありましたけれども、でも計画決定されておる。そこで、大阪府は、見直しをされたわけですが、我々も同意しかねるものもありますけれども、審議会で決定された経緯がありますが、我々の市におきましても都市計画道路は各所にございます。今まで、できることは一つひとつ整備をしまいましたが、手つかず状態になっておる道路もございます。

今、懸案の課題、阪急電車の連続立体交差事業、これが間もなく大阪府のほうで具体的な動きが出てまいります、これに伴う都市計画道路改修があります。今おっし

やった新在家鳥飼上線、これももう早くからの課題になっております。今日まで困難、困難、困難ということでした。これは事実でございます。その中には、あの下には摂津市の水路じゃなくて神安土地改良区の水路が、どちらかといえば、軟弱とは言いませんけれども、非常に弱い形式といいますか、水路がある。それから、関電の高圧施設がある等々、非常に難しい問題が内在しております。費用対効果といいますか、財源の問題、そして、今、申し上げましたような状況からいって、なかなか難しいということで今までお答えをしてきたんですけれども、といっても、この道は大阪府のように都市計画道路の廃止をするわけにはまいりません。さすれば、今後いかにあるべきか、これはやっぱりしっかり考えていくということで、今ご指摘があったんだと思います。ご指摘のように、今、非常に難しい要素、電信柱の問題、軟弱な水路の付け替えの問題等々には膨大な財源を伴います。そして、いろんな課題も出てまいりますが、これだけでノーと言ってしまうのではなくて、これらを何とか克服するためにどうしたらいいのかということを、一遍その調査にまず入っていききたいと思います。現在のところ、これ以上の答弁は。その上で検討課題に入っていくと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 ただいま、市長から一步踏み込んだ答弁をいただいたものと私は理解いたします。

実は、先日、東京のほうから私の友人が来られまして、一緒にドライブしながら、新名神工事があったので、ここに新名神ができるんですよと話していたら、「実は東京も環状八号線がやっとこの前できたんで

すよ」という話になって、この環状八号線というのは、東京大空襲のときにグランドデザインされた道路なんですよ。それが今になって、戦後70年たってやっとでき上がった。非常に難しい課題がいっぱいあってなかなかできなかった道路なんですけれども、長年、月日をかけてでもやっぱりやるんだという思いがその道路の完成につながったと思っています。私も、この新在家鳥飼上線については、そういった気持ちでぜひやっていただきたいと思います。

これが整備されますと、聞くところによりますと、ここに路線バスも走れる可能性もあると聞いております。そうすると、鳥飼地区の発展に大きく寄与するのではないかと考えています。そういった意味で、今、市長がおっしゃった一步一步この課題解決に向けて前向きに取り組んでいただきますように強く要望しておきます。

次に、二つ目の府道大阪高槻線の整備についてであります。

先ほど答弁ありましたように、都市計画決定が廃止されました。これは事実であります。ということで、今後の取り組み方が非常に重要になってくると思っています。いまだに交通安全上の課題もたくさんありますし、また、鳥飼地区の住民にとっての生活道路でもあるのと同時に基幹道路でもあります。そういった位置付けもある中で、我々住民にとっては非常に大きな意味を持つ道路であります。今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 府道大阪高槻線につきましては、以前から現況道路の安全対策を継続的に要望しており、都市計画道路の見直しの際にも現道路部の安全対策を要望してまいりました。府道大阪高槻線は、慢性的な

交通渋滞を来す混雑道路でありながら、歩道の凹凸や安全性に欠けるなど、いびつな状態が多く見受けられるにもかかわらず、平成26年2月19日、都市計画決定告示による都市計画道路が廃止されたことにより、交通安全上の課題を残したままであり、現道路面につきましては劣化が見受けられることは十分認識しております。都市計画事業として整備の見込みはなくなりましたが、現道部の道路管理者の責務として、安全な通行ができるよう、現道面の維持補修はもちろんのこと、歩行者などの安全確保が図れますよう、引き続きまして道路管理者であります大阪府茨木土木事務所に対しまして要望を行ってまいります。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 3回目の質問ですけれども、大阪府茨木土木事務所に引き続き要望されていくとのこととあります。実は、先日、鳥飼八防交差点付近にお住まいの方から、大型車両が通るたびにドンドンと非常に振動がするというので、私に苦情が寄せられました。現場を見に行きますと、マンホールの外周のところにひびが入っていて穴があいていたので、これだと思って、すぐに補修をお願いして、1週間、2週間ぐらいで直ったんですけれども、その後、市民に振動はどうですかと、全然変わってないですよということであって、改めて見に行くと、道路が若干陥没しておるんですよ。陥没していて、そこに大型車の車輪が入ったときにドンと来るということで、これは一例ですけれども、この府道大阪高槻線を走ってみると、至るところにそういった陥没しているところがある。こういう振動と、あと、交差点上の問題も当然ありますけれども、近隣に住む住民にとっては、振動、騒音等々があって、特に小さい乳児の家庭とか、

あるいは病気で家に寝てはる人の家族等々については、非常にこの振動が気になるんですよね。そういった意味でも、この府道大阪高槻線について、私はなかなか今でも道路保全がきっちりできているとは思っていないんですけれども、そこらについて、茨木土木事務所との取り組みについて再度お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 茨木土木事務所からは、舗装補修につきましては、茨木土木事務所管内4市1町の管理道路の中から計画的に舗装の悪い箇所を補修しており、今後も、現場状況を踏まえ、順次補修していくということの回答を伺っております。

以上でございます。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○南野直司議長 再開します。

上村議員。

○上村高義議員 それでは、府道大阪高槻線の件について、4回目、質問させていただきます。

先ほどの答弁では、大阪府茨木土木事務所管内4市1町の管理道路の中から計画的に舗装の悪い部分について今後も要望していく、順次補修していくということでありました。実は、この摂津市管内で茨木土木事務所が計画している具体的な計画等があれば答弁願いたいということと、もともとこの大阪高槻線は20メートル幅員ということで都市計画決定されたんですけれど、それが廃止になったということなんですけれども、この20メートルの幅員確保については今後どうしていくのか、そのことも併せて答弁をいただきたいと思います。

○南野直司議長 建設部長。

○山口建設部長 平成28年度当初に公表されました茨木土木事務所発注予定工事に計上されておりませんでした。今年度中に府道大阪高槻線の鳥飼中付近において舗装補修工事を予定されていると伺っております。また、今後の整備につきましては、毎年度、府当初予算に対する要望、並びに、府議会各会派での大阪府政の諸問題についての意見交換会や、都市計画道路の廃止に伴う交通安全対策事業などの充実についても要望を行っております。引き続き、粘り強く働きかけてまいります。先ほど20メートルとおっしゃられた件についても引き続き粘り強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 これも引き続き要望していくということでありました。今の答弁を聞いていますと、大阪府の茨木土木事務所とも連携はとれておるという認識を持ちました。先ほどもずっと申していますように、この府道大阪高槻線は、鳥飼地区住民にとっての生活道路であるということと同時に基幹道路でもあります。この道路のよし悪しが鳥飼地区の発展にも大きく影響していくものと思っております。長年、鳥飼・新在家地区で、この府道大阪高槻線の環境美化活動を行っているんです。もう30年も前ぐらいからやっておると言うんですけども、私も毎年参加しております。当初は非常に電柱にビラが貼ってあって、へらで落とすというのが非常に大変な作業でしたけども、今ではそれもなくなって、ごみも非常に少なくなって、そういった粘り強い取り組みが、今、府道大阪高槻線でもずっと行われていますし、多分、今年も行われる

と思っています。そういった意味で、道路については、鳥飼地区住民、新在家地区住民は非常に大事だということと、愛着を持ってこういう環境美化活動を行っておるわけです。そのことが鳥飼地区の発展につながるという思いで皆さんがやっておると言うんですけども、今、環境担当課の方が来ておりますけども、道路管理者として、大阪府の窓口担当課としてもぜひ来ていただいて、やっぱり住民の熱い思いというのを感じてほしい、ぜひこのことは強く要望しておきます。そういったことも念頭に置きながら、やっぱりこの府道大阪高槻線というものに対して担当部署としても今後も取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

次に、3点目の摂津市駅周辺への郵便ポスト設置についてでございます。

さっきの答弁で、設置に向けて前向きな取り組みがなされているという非常にありがたい答弁をいただきました。ありがとうございます。市民の方も大いに喜ばれていると同時に、担当の方にも感謝を申し上げたいと思います。具体的な設置場所やスケジュール等について、再度お答えいただきたいと思います。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 郵便ポストの設置場所やスケジュールについてでございますが、現在、設置に向けまして、摂津郵便局と場所の選定及び工事日程等の調整を行っております。場所につきましては、阪急京都線連続立体交差計画を勘案し、駅前ではなくコミュニティプラザ敷地内の屋上庭園入口階段横で調整を行っております。埋設物等調査は終わっており、行政財産使用許可等申請書類の受付事務やコミュニティプラザの利用状況、周辺安全対策などを確認した

後、施工業者との調整を行い、早ければ11月中にも設置が完了し、供用が開始されるものと考えております。

○南野直司議長 上村議員。

○上村高義議員 11月中という答弁がありました。もうすぐですよ。非常にありがたい話であります。このポスト設置については、開業当初より、地域住民のみならず、我々多くの議員からも要望してまいりました。今回、摂津郵便局長におかれては、地域住民の熱い思いを真摯に受けとめていただいて、設置に向け前向きに検討していただきました。本当に感謝を申し上げたいと思っています。担当課から摂津郵便局長へのお礼も述べていただきますようお願いいたします。当初は、非常に困難、困難ということで、「無理です、無理です」と言われたことが、こういう形で実現にこぎつたということでは、本当にありがたいことだと思っていますので、このことを申し上げます。私の質問を終わります。

○南野直司議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1番目の食品などの出張販売についてでありますけれども、近年は高齢化世帯や独居が進展しておりますけれども、これまでの高齢化の問題は高齢化の進展の速さであったと思いますけれども、最近は高齢者数の増加が問題であると昨今言われております。生活していく基礎の衣・食・住の食におきまして、特に鳥飼の東方面におきましては、外食店は少なくないとは思いますが、スーパーが1軒であった状況であると思います。先日、高齢夫婦が買い物

をされていたときに、ここまで遠くて何回も来れないから、少し今回は多目に買っておこうとか、そういうお話をされていたということを聞かれた市民の方も、「買い物弱者」の言葉を改めて認識させられたと話しておられました。今後の高齢化の進展や、歩行が困難な方などへの日常生活支援として、食材、お菓子、調味料などの食品といったものの出張販売を行うことも必要なことと認識しておりますけれども、総括的にどのように考えておられるのか、1点目、お尋ねをしたいと思います。

2番目の窓口業務の休日開庁についてでありますけれども、平成26年から、引越し等が多い時期の3月、4月、あるいは3月のみとして実施されてきた市民課窓口の休日開庁については、来庁された方から、「引越しと同日に届け出ができた」、また、「印鑑登録などになかなか行けなかったのを助かった」など、好意的な意見があったとのことであったと思いますが、成果も含めての認識についてお尋ねをいたします。

3番目の地下鉄延伸についてでありますけれども、現大阪市営地下鉄2号線、いわゆる谷町線の延伸につきましては、昭和46年の都市交通審議会答申におきまして、昭和60年を目標に新設すべき路線と位置付けられていましたけれども、平成16年の近畿地方交通審議会答申で、各自治体で考えるべきものであるとのことで、かなり困難な状況になり、平成21年には計画を断念されたということであったかと思えます。谷町線の延伸による駅が設置されれば、摂津市のほぼ全域が鉄道駅から1キロ圏の範囲に含まれるとの位置図面と、また文章が平成12年度都市計画マスタープランには記載されておりましたけれども、平成27年度のマスタープランからは消えており、鳥

飼東部は駅からの徒歩圏が空白になっております。延伸を断念した経過につきましては承知の上でありますけれども、市民の方からも子どもや孫のためにと駅設置の待望論はまだまだございます。最近では、地下鉄民営化への基本方針も含めた議論が大阪市の議会等においても行われておりますけれども、この状況の中で、地下鉄延伸の認識についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者や歩行が困難な方などへの日常生活支援として、食品などの出張販売を行うことへの総括的な考え方についてのご質問にお答えいたします。

歩行が困難な高齢者への日常生活支援といたしましては、食品などの購入の支援として、介護保険の認定を受けることで、ホームヘルパーなどによる買い物の支援が提供されております。また、歩行が困難な障害のある方にも同様のサービスがあり、昼食、夕食についてはふれあい配食の制度もございます。このほかに、民間の事業者による食料品の宅配サービスも多く、多くの事業者が実施しており、簡易な手続きで利用できるようになっております。さらに、一部の地域では、食品販売業者が独自で出張販売を行っているとも聞いております。このように、ホームヘルパーによる公的支援のほか、ほかにもさまざまなサービスや制度があり、これらのサービス等を組み合わせてご活用いただけたらと考えております。

○南野直司議長 市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 窓口業務の休日開庁についてのご質問にお答えいたします。

市民課では、平成25年度から、転出入や転居等の異動が多い年度末に、臨時的に日曜日に開庁し、窓口業務を行っております。昨年度末の休日開庁では、マイナンバー関連業務を除き、2日で約120件の取り扱いがございました。

休日開庁の成果ということでございますが、取り扱い実績といたしましては、平日に比べ、それほど件数が多いというわけではございません。しかし、休日開庁につきましては、日々の市民等からの問い合わせの中でも一定のニーズがあり、利用者からは高い評価をいただいているものと認識しております。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 大阪市営地下鉄延伸の認識についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、大阪市営地下鉄谷町線の延伸を目指して、過去に淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会を組織し、大阪市や運輸局に要望を行ってまいりました。しかし、平成16年の近畿地方交通審議会答申において、地下鉄谷町線の延伸は関係自治体を中心に検討することが適当であるとの答申がなされ、莫大な費用負担を要することとなったため、平成21年に計画を断念し、地下鉄延伸連絡協議会を解散した経緯がございます。しかし、最近、大阪市議会において地下鉄民営化の議論がなされており、未着工路線の整備に向けた基金創設など、具体的な今後の方針にまで踏み込んだ議論が活発になされております。そこに本市への延伸の可能性を見出すことができないかなど、大阪市など関係市の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 2回目からは一問一答でさせていただきます。

食品などの出張販売についてでありますけども、コンビニでの野菜販売、また、民間事業者による宅配サービスなどがあることも一定は認識をしております。

その上でなんですが、3週間ほど前の新聞に、大阪市阿倍野区内におきまして、大型商業施設の進出によるスーパー撤退によりまして、買い物弱者救済として民間会社の出張マーケットを開催されて、今後も定期的で開催される予定とのこと、大阪市内も、息の長い取り組みにするため、行政としての支援にもつなげていきたいということで新聞にも掲載されておりました。また、神奈川県海老名市におきましては、スーパーと市社会福祉協議会とで相談し、高齢者が気軽に集える場として協力したことで出張販売会が実現した、市社協担当者は、ふだんサロンを利用していない人たちも買い物へと足を運んでくれるようになったと、高齢化とともに外に出るのもおっくうになることが多く、ひきこもりが増える事例もあると、こうした取り組みで解決できる可能性もあると期待を寄せているということでニュースもなされました。

そういう中で、経済的理由などによる交通弱者への支援、また、地域内でのふれあいとひきこもりなどを防ぐ効果もあると思いますので、高齢者が集っているサロン、健康体操や住宅内などの販売におきまして、市社協、またNPO法人などからの業者委託も含めたあらゆる方策での出張販売につきまして、どのように考えておられるのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 高齢者が集われている場に出張販売ができないかというご質問にお

答え申し上げます。

健康体操やサロンなど高齢者が集う場としましては、集会所など公共施設を利用している場合も多くあり、物品の販売等はできないところもございます。高齢者が集う場に行き物に行くことでひきこもり防止の一助になる面はございますが、どのような場を対象にするのか、また、市社協、NPO法人などが出張販売にかかわっていくのかどうか、どのような事業形態であれば福祉的な利用と考えられるのかなど課題が多くございます。高齢者が集う場合の出張販売に関しましては、どのような方法がよいのか、研究してまいりたいと考えます。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 この出張販売についてでありますけども、今、市内全域といいますか、灯油の販売もされておられる会社もあるんですね。そういうことで高齢者の方が本当に助かっているなという意見もございます。そういう中で、この食品関係につきましては、消費者の保護、また日常生活支援、そして地域内でのふれあいとひきこもりの防止、そしてまた買い物弱者の救済、そういった観点で、継続できる方法も含めまして検討をお願いし、要望とさせていただきます。

2点目の窓口業務の開庁についてでありますけども、3年実施されているということでありました。市民課の休日開庁における申請などの件数は、先ほどもございましたけども、転入転出、そして各証明書の交付、印鑑登録など、本年の個人番号カード等々を除けば、過去、この3年間で1日当たり約70件から80件であったかと聞いております。答弁でも、一定のニーズがあることや、利用者から高い評価があったとのことでございますし、また、平日、窓口

に来にくい人が多く来られたということで、これも就労支援にも好影響があると、そしてまた、市民サービス向上への取り組みとして、私は高く評価ができるものであると思います。これまでの同僚議員の質問もございましたし、また、私も、平成26年10月の委員会等々におきましても、市民課だけでなく、転出入に伴う関係部署を追加した休日開庁することへの要望を行ってまいりました。一方でコンビニ交付も広がりつつありますけども、特にこの転入転出による福祉関係、教育関係の申請手続きを休日に行えることが、男女ともに就労への支援にもなると思いますし、また、平日の来庁が困難な方などへのサービス向上の一端として、転出入などに伴う関係部署を追加した休日開庁を行っていくべきだと思います。職員体制のことや経費なども含めた課題、そして近隣市の状況もあると思いますけども、今の検討状況についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 今年度に入りまして、政策推進会議での議論を重ね、年度末に集中する転入転出等の市民ニーズに対応するべく、来年3月に休日開庁の受付業務を拡大し、市民課以外の窓口業務も含めた形で試行実施を行う旨の大枠での庁内決定を行ったところであり、現在、その詳細について検討を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、対象窓口業務としては、これまでの市民課窓口業務に加え、福祉分野、子育て関係分野など、転出入にかかわる窓口業務を追加する方向とし、受付場所については、利便性や防犯対策の観点を踏まえ、1階部分での執務を想定しております。また、実施体制につきましては、市民課を軸に、各所管課からも必要最低限

の職員配置を行う必要があると考えており、経費につきましては、休日出勤に伴う時間外勤務手当や光熱費等の発生を想定しているところでございます。

なお、他市状況につきましては、取り扱い業務や実施頻度などの対応形態が異なりますが、本年3月時点で、府下43自治体中31自治体、北摂10自治体中、本市を含めた8自治体で休日開庁を実施している状況でございます。

いずれにいたしましても、実施方針の詳細が固まりましたら、改めて議会にお知らせさせていただきたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほど、府内の実施の自治体状況等がございましたけれども、本当に約3分の1から4分の3程度までだんだん増えてきているのかと思います。そういう中で、本市におきましても、来年3月に市民課以外では福祉や子育て関係の窓口業務を試行実施するということが大枠で決定したということでありましたけれども、これはぜひとも実施をしていただきたいと思います。

その上で、平時におきましても休日開庁の声を私も聞きます。摂津市の魅力の向上の一端として、平時の月1回の休日開庁も検討してはと思いますけれども、考え方についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 平時の毎月1回の休日開庁の考え方ということでございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、市民課の窓口業務に加えて、転出入にかかわる他課の業務を追加する形で試行実施を考えており、現在、運用に当たっての課題等に対応するべく庁内調整を図っているところ

ろでございます。やはり試行実施によって想定していなかった課題などが出てくる可能性もございますし、アンケート等で、市の対応としてよかったところ、悪かったところを含め、市民の意見をしっかり確認する必要もございます。したがって、まずは評価・検証をしっかり行った上で今後の方針を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどの答弁の中で、平成29年度にやる内容について、アンケート、また、評価の検証をしていくということでございましたけども、やはり現在の社会状況は多様な状況でもございます。また、男性、特に女性の就労支援というところで、また、平日の来庁が困難な方への対応として、毎月の休日開庁の検討を行っていく必要があると私は思います。各市のホームページを見てみますと、平時に実施しているところは月末の休日を設定されているところが多いように見受けられますので、そういうことも含めて、平時からの定期的な休日開庁の検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

次に、3番目の地下鉄延伸についてでありますけども、これは市長にお尋ねをしたいと思いますが、先ほどのご答弁の中で動向を注視していくということもございましたけれども、鳥飼方面におきましては、昭和50年から60年のころは、この鳥飼の地に地下鉄が開通し、そして、鳥飼五久付近に駅ができるという話があって、そのことを大きく待望して、市内以外から引っ越されてきた方々や会社を設立された方も少なくありませんけども、夢幻泡影だったというお声も聞きます。やはり生活面、商業の活性化、また人口増加という面では、阪

急摂津市駅、また千里丘新町の件もということで、人口増加が見込まれるということもございますので、そういう意味ではしっかりと実施をしていただきたいと私は思っておりますが、その上で、約40年前の夢をもう一度見たいと思っておられる方も多くございます。その意味で、夢を実現したいという方のために、市長の思い、また、夢の実現に向けて考えをお尋ねしたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 村上議員の質問にお答えをいたします。

地下鉄谷町線の延伸の話でございますが、その前に、よく話していることですが、今、国民的というか、国家的な深刻な問題は人口減少問題でございます。それに伴って、各自治体で将来の人口ビジョンを想定して総合戦略の策定をいたしておりますけれども、その中で、この大阪、特に北摂、三島での一つの解決策といえますか、高槻市、茨木市、摂津市、吹田市の一部に、それから島本町を含めて、南部のこれからのまちづくりが大きな一つのポイントになってくると思います。それには、何よりも利便性の確保、これはやっぱり必要条件でございます。そこで、この地域に鉄軌道という話が、もう前々から、ずっと昔からあったわけでございますが、先ほどからいろんな説明の中で、今は事実上立ち消えになっております。

地下鉄は、ご承知のとおり、大阪市の直接取り扱う事業になっております。そして、今まで地下鉄は、大阪市の圏域は超えないという独特の縄張りじゃないですけども、一つのあり方があったんですが、大阪市から出る場合は、車庫があるところ、これは大阪市から例外的に出ております。その一

例が大日だと思います。そんな中で、非常に難しいハードルがあります。平成16年以降、各自治体で独自に取り組んでくれという方向の大きな転換があったのは今おっしゃったとおりでございますけれども、以降、それまで3市1町で地下鉄延伸連絡協議会を組織して府や国に働きかけてきた経緯がございますが、そういういろんなハードルの中で立ち消えになってしまったと。今回、民営化という一つの方向性が打ち出されて、かなり具体的な話が今なされております。民営化になりますと、車庫がなければ外へ出ませんよという非常に難しいハードルが一つ取れることになります。そういうことで、この動向を見据えなくてはなりませんけれども、こういったことを見据えて、もう一度延伸連絡協議会等々を立ち上げることができないのか、これを探っていきたいと思っております。

そこで、直近の話ですけれども、ちょうど3日前、4日前ですか、北摂市長会がございました。これは、毎年、北摂の各市町村7市3町で共通課題、広域的な課題について要望をまとめ上げて、そして知事に対して要望・懇談する一つの会議でございますが、当日は副知事がお見えでございましたが、そのときに、一番初めに地下鉄の話があるんです。ただ、これは、健都イノベーションパーク、健康と医療のまちづくりということで、井高野まで来ている地下鉄をまず健都のほうへ延伸してはどうかと。それと、さらに北のほうに地下鉄を延ばすことがこれからの摂津市の大きな課題ですという項目があるんですけれども、それはそこに書いてあるんですけれども、そのときの懇談会の中で、私のほうからあえて各首長さんに、これからの広域問題、いろんな問題はあるけれども、地下鉄延伸の話を

取り上げまして、特に北摂にかかわることにはなりますけれども、さっき言いましたように、これからの人口減少問題等々に鑑みて、もう一度地下鉄延伸を考えてみたいと。ついては、摂津市だけで言っていることではないので、皆さん、その節にはひとつ協力をして一緒にテーブルに乗っていただきたいという話をしたばかりでございます。今、これから緒につけようということで、そういうことで、非常に時間のかかる問題かもわかりませんが、やっぱり将来に向けてしっかりと道筋をつけねばと思っていますが、そんな中で、ほんならいつのこっちゃねんという話になってしまいます。やはり、直近では、利便性、施設巡回バスの増便等々の見直し等々も、目の前ではそういうことも並行して考えながら、この地下鉄延伸についてもしっかりと目を向けていきたいと思っています。

以上です。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 鳥飼東部の発展のために、駅というのが本当に人口増加のキーポイントだと思いますので、そういう意味で、未来の発展した鳥飼東部が描けるように、地下鉄延伸と駅設置に向けての取り組みをお願いし、私の一般質問を終わります。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

（嶋野浩一朗議員 登壇）

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、安威川以南の雨水対策についてお聞きをしたいと思います。

昨今は、全国各地で異常気象と申します

か、ゲリラ豪雨等、また、台風につきましても、今年は今までになかったような進路で北海道に上陸したということがございまして、非常に大きな被害をもたらしてきたところでございます。それ以前にも、鬼怒川が大氾濫をいたしまして、茨城県を中心に非常に大きな被害が出たということもございました。

この間、我が摂津市におきましては、そのレベルの大きな被害はなかったのかと思いますけれども、ただ、嵐山が大きな被害を受けたあの台風の際には、非常に危険な状況になったということもお聞きをしておりますし、また、平成11年には、鳥飼野々3丁目で100戸以上の床上浸水が起こったという状況があるわけであります。そういう状況の中で、今の状況を見ておりますと、そういった危険性は増えることはあっても減ることはないのかというのが私の認識であり、皆さんの認識なのかと思っておりますが、特に安威川以南の雨水の整備ということにつきましては、非常に大きな課題ではないのかと思っております。

そこで、安威川以南の雨水整備の状況について、また、ここ数年の被害等はどのような状況になっているのか、一度お聞かせをいただきたいと思います。

2点目は、労働条件審査の導入についてお聞かせいただきたいと思います。

なかなか聞き慣れない言葉かもしれませんが、今、先ほど市長もおっしゃっておられましたけれども、人口の問題が我が国にとっても非常に大きな課題であるということで、少子化対策、人口を増やしていくということについては非常に大きな国家的な課題であるわけでございます。ただ、このことにつきましては、いろいろ状況を調べてきた中で、結婚はしたいけれどもな

かなかできない、あるいは、子どもを持ちたいけれども持てないと。それは、経済的な問題であつたり、あるいは働き方の問題であつて、なかなか仕事以外のところに時間も意識も割けないという状況があるということにつきましては、私も一定理解をしているところでございまして、まさにこれは公の責任として、いま一度、働き方ということについても見直していくということは重要な視点なのかと思っております。

そこで、摂津市の行政としても、例えば入札行為であるとか、あるいは指定管理者の指定について、さまざまに民間の業者と接点を持つわけでございますけれども、その際に、労働条件審査といったものがどのような形で導入されているのか、まずは1回目、その点について現状をお聞かせいただきたいと思います。

それから、三つ目ですね。2025年問題への備えということについてお聞かせいただきたいと思います。

今年は2016年でございますから、あと8年余りすると2025年になるわけでございまして、この2025年問題というのは本当に今クローズアップがされているわけでございまして、およそ国民の5人に一人が75歳以上になるという超高齢社会を迎えるわけでございまして、その際には、医療費の増加でありますとか、あるいは施設が足りるのかというお話であつたりとか、さまざまな危惧がなされているわけでございますが、そこで、1回目はちょっと大きな視点になりますけれども、まず、行政として、この2025年問題について、今どのような認識を持っておられるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。上下水道部理事。

(石川上下水道部理事 登壇)

○石川上下水道部理事 安威川以南の雨水対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、安威川以南の浸水被害の状況でございますが、過去５年間は、平成２４年８月１４日に、時間最大６５ミリの降雨により、床上浸水３４件、床下浸水１０５件、道路冠水４９件の被害が発生しております。また、翌年、平成２５年８月２５日には、時間最大４２ミリの降雨により、床下浸水２件、道路冠水が１３件発生しております。

一方、浸水対策の根幹となる公共下水道の雨水整備については、平成２７年度末の安威川以南の面積整備率は３４．１％という状況でございます。雨水整備のおくれに対しては、水路などに雨水を排除するポンプや、水路に集まる雨水を下水道へ取水する施設を要所に設置するなどの対策を講じていますが、多くの水路は、雨期には用水が流れていることや、下水道の雨水渠として整備されておらず、勾配や断面が不足していることから、下水道の計画降雨には対応していないものでございます。

平成２６年度以降、安威川以南において床下・床上浸水に至るような降雨は発生しておりませんが、農地の減少による雨水流出量の増加に加え、気候変動による大雨頻度の増加も予想される状況から、下水道計画に基づく雨水整備を着実に推進する必要がありますと考えているところでございます。

○南野直司議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 労働条件審査に係る現状についてのご質問にお答えをいたします。

現在、一部の市町村では、公共工事や指定管理者の選定時において、労働条件審査

制度を導入し、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に取り組んでおられるところでございます。また、適正な労働条件の確保という観点からの取り組みといたしまして、国土交通省において、建設業における社会保険等未加入対策として、一定金額以上の工事における一次下請企業を社会保険等加入業者に限定するなどの取り組みが行われており、各市町村には、法令に違反して社会保険に加入していない建設業者の排除の取り組みを要請されております。

本市においても、入札要綱や仕様書等で各種関係法令の遵守を明確にうたっており、公共工事設計労務単価の改定に伴う技術労働者への適切な賃金水準の確保に努めるよう各事業者へ通知を行い、公共事業や公共工事の品質確保とともに、将来の担い手が確保されるような適正な労働環境の整備に努めているところでございます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 ２０２５年問題へへの備えについてのご質問にお答え申し上げます。

２０２５年に向かって、急激に増加する医療給付費、介護給付費に対応するため、国は、平成２６年に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法を制定し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進し、疾病予防、介護予防を推進することになりました。この法律の内容は、医療、介護のさまざまな分野にわたりますが、市町村の役割としましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域社会全体で高齢者の生活を支える仕組みとして、地域包

括ケアシステムを構築することであり、そのために、在宅医療、介護連携などの地域支援事業の充実を図り、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を行うこととなります。

また、全国一律の予防給付を地域支援事業に移行し、多様化を図り、地域によって異なる高齢者のニーズや、医療、介護の実情を正確に把握し、どうすれば豊かな老後の生活を営めるかを検討するとともに、住民や医療・介護施設などと連携、協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することが求められているものでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 そしたら、これ以降は一問一答でお願いしたいと思います。

まず、安威川以南の雨水対策について、石川理事からご答弁をいただきました。この本会議場で初めてお声をお聞かせいただいたかと思いますが、平成27年度末で34.1%の面積整備率であるということでございます。あの平成11年の鳥飼野々の浸水を受けて番田水門が設置されました。また、ポンプ施設の機能もしっかりと更新をされて、一定、内水対策はされてきたのかと思います。ただ、これが抜本的な対策につながるのかというと、まだ十分ではないと思います。それは皆さんも同じ認識ではないかと思います。具体的に言うと、雨水幹線をしっかりと敷くことができるのか、そこにかかっているのかと思います。もっと具体的に言いますと、この議会の中でも再三多くの議員から指摘がされてきたのかと思っておりませんが、三箇牧と東別府地域、あの地域に雨水幹線をしっかりと敷くということが本当に抜本的な解決につながるんじゃないかと思っているところでございま

す。

そこで、この安威川以南地域の今後の雨水整備は一体どのようになっているのか、この際、確認をさせていただきたいと思います。

○南野直司議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 雨水整備の予定でございますが、本年度の当初に債務負担行為を設定しております三箇牧鳥飼雨水幹線の工事について、年度内の着手を予定しているところでございます。本工事は、番田水門設置に伴う内水対策事業の一環として実施するもので、番田水路やその支川水路の溢水防止に資するものでございます。

また、平成30年度から平成32年度の3か年で東別府雨水幹線の工事を実施したいと考えております。これは、東別府地域において、過去、何度も浸水被害が発生していることや、さらには農地の減少による雨水流出量の増加が予想される地域であることから、早期の工事着手を予定しているものでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 まず、三箇牧については、債務負担行為もされておまして、今年度中に着手をしたいということでございましたので、まずは肅々と工事に取りかかっていたらいい、しっかりと完成に向けて鋭意努力をしていただきたいということで、この際になりますけれども、改めて要望させていただきたいと思いますが、やはり問題は東別府なのかと思うわけであります。特に東別府地域については、非常に雨が降ったときの水の経路といったものが大変特殊だということもお聞きをしておまして、今現在でいいますと、用水路などを使って何とかしのいでいると、それでも本当に危険な状況になるということでございますし、

ただ、実際にこの東別府地域で雨水幹線を敷いていくということになると、非常に難しい工事になるということについても以前からお聞かせいただいているところでございます。先ほど、理事から、平成30年度から平成32年度の中でしっかりと実施をしていきたいというお話でありましたけれども、その工事の工法等を含めて、今、どのようなお考えを持って臨んでおられるのか、少しその点についてお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 東別府雨水幹線は、水路下の非常に軟弱で地下水位が高い地盤に埋設するもので、新幹線横断や急曲線区間、家屋近接区間を含む路線でございます。厳しい施工条件のもと、高い施工精度と周辺への影響が及ばないよう十分な配慮が求められる極めて難易度の高い路線であることから、その設計、積算、施工に当たっては、豊富な経験と高い技術力を有する日本下水道事業団などへ委託する方向で協議を重ねているところでございます。事業団などへ委託することにより、安全かつ確実な施工を実現したいと考えているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 今まで、我が市において事業団に委託をしたといったケースはなかったのかと思っております。それほどこの東別府の雨水幹線の整備は非常に難しい工事になるのかと思いますが、しかし、今の状況を考えたときに、これは本当に時間の猶予がない大きな事業になると思います。また、予算も非常にかかる事業になるのかと思っておりますけれども、市長、ここは、安心・安全という観点からも、三箇牧と併せてこの東別府も、雨水幹線の整備といっ

たものは非常に重要なポイントになると思うんですね。幹線ができて初めてその枝線が生きてくるわけでありますから、ひょっとして事業団に委託をするということであるかもしれません。今までにないやり方になるかもしれませんし、また、予算も非常にかかるかもしれませんが、夢づくりの前に、安心・安全という観点からしっかりと対応がされているということが土台になるのかと思っておりますので、ぜひ、ここはしっかりと進めていただきたいということで要望とさせていただきますと思います。

続いて、労働条件審査の導入について、2回目にちょっと細かいことについてお聞かせいただきたいと思いますとお聞かしておりますが、まず、入札をするときに、そのやり方としてプロポーザル方式を採用することがございますよね。例えば、中学校の給食の調理の委託なんかについてもプロポーザルでされてきたと思っておりますが、私は以前に、プロポーザルを採用する際には、その企業を決めるときにCSRといった観点を持つべきじゃないかということについて一度提案させていただいたことがあったわけですが、今後、本市でプロポーザルで業者を選定する際には、いろいろと庁内的にも議論をされて決めていくわけなんですけれども、労働条件からしっかりとその事業所が取り組んでおられるのかということについても、今まで以上に重きを置いて選定していくべきではないのかと思っておりますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 総務部長。

○杉本総務部長 業者選定に係る経緯、特にプロポーザルの関係についてのお問いだと思います。業者の選定に係るプロポーザル方式というのは近年増えてきております。

この中での労働条件審査についてでございますが、業者選定をプロポーザルで行う場合には、主に関係各課の部課長級職員を委員とした選定委員会を組織し、選定をいたしております。その経過の中におきまして、応募業者の提案内容の確認や、企業理念及び労働者の賃金体系等の雇用実態の確認も行っております。

先ほど、CSR、企業の社会的責任というお話がございましたので、そもそもプロポーザル方式というのが安かろう悪かろうではないかと。安かろう悪かろうは、市にとってだけではなく、社会に対しても安かろう悪かろうでは困るということの議員のほうのご提案かと思えます。これは我々も同じ意見でございますので、今後の選定におきましても、応募業者の法令の遵守、また、適正な労働条件の確保や賃金の確保、労働条件といいますと、単に福利厚生だけではなく、今、社会的に非難されておりますけど、長時間労働であるとか、こういったものもあるかと思えますので、非常に難しいところはございますけども、こういったことにも留意しながら良質な公共サービスの提供の整備に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ぜひ強くお願いをさせていただきたいと思えます。

次に、指定管理者の管理先を指定する際なんですが、これも庁内的に委員会を設けられて、応札されてきた業者についての中身をしっかりと審査されてきたわけでございます。その項目を見させていただいておりますと、例えば、地元雇用でありますとか高齢者雇用ということについてはしっかりとチェックをする項目があるわけなんですけど、それと併せて、やはり今回私が提案

させていただいております労働条件についてももう少し重きを置いて審査すべきじゃないのかと思います。そうなってくると、実際に審査される方が、庁内の職員だけではなくて、外部の方からの視点も要るのかと思っておりますが、具体的にどのようなになっているのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 指定管理者制度にかかわる部分での労働条件審査についてのご質問にご答弁申し上げます。

ご承知のとおり、指定管理者につきましては、選定、指定、評価の各段階がございます。

まず、選定の段階でございますが、公募する際に開催する附属機関である指定管理者選定委員会で応募団体の審査を行っております。労働分野に詳しい学識経験者の方にも委員として参画いただいております。収支計画書をはじめとする提案書をもとに、応募団体から聞き取りの上、法令にのっとりしっかりと業務を遂行する団体かどうかのチェックを行っております。

次に、指定の段階でございますが、指定議案の議会承認をいただいた後に締結いたします協定書におきましても、各種労働関係法令の遵守を規定してございます。

最後に、評価の段階でございますが、毎年度実施しております指定管理者評価の評価項目に、法令・協定書等の遵守を設定しております。

このように、指定管理者側の被雇用者の労働条件が適正なものであるかどうか、各段階で関与し、指定管理者における法令遵守の徹底を推進しているところでございます。

今後につきましては、選定時をはじめ、選定後の指定管理者のPDCAサイクルの中で、市のチェック機能の強化を高めるべく、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 学識経験者の方にも入っていただいているとチェックをしているというお話でございます。私は、こういった経歴の方に、今回、指定管理者を選定する際に意見を求められたのか、ちょっとわからないんですけれども、私は、学識経験者というよりも、むしろ現場のさまざまな状況に精通している方をお願いをするといったことのほうが、今回の趣旨には沿うのかと思っておりますので、ぜひ、具体的にどういった方に外部の目として選定作業に入っていただくのかということについても今後検討していただきたいと思うところでございます。

もう1点といたしましては、外郭団体が幾つかあるのかと思っておりますが、外郭団体でもしっかりと労働条件についてチェックがされておられるのかということについても少しお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 外郭団体に係る部分での労働条件審査についてのご質問でございます。

当然ながら、外郭団体は市とは別の自立した団体であり、労働条件等の法令遵守については団体自身が自律的に取り組んでいくべきものであると考えております。ただし、設立に市が関与した経緯もございますので、直接かかわりのある外郭団体の各所管課が中心となり、さまざまな場面を通じて外郭団体の法令遵守の徹底を注視してまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 確かに外郭団体という団体が自立をした団体であるということについてはおっしゃるとおりでございますので、決定をすることはできないかもしれませんが、今、市長公室長がおっしゃられたように、状況はしっかりと注視をしていただいて、是正すべき点がもしあるという場合であれば、助言じゃありませんけれども、意見を言うなり、今後、何らかのかかわり方はあるのかと思っておりますし、しっかりと対応していただいて、行政全体として労働条件ということについても取り組んでいけるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、3点目、最後、2025年問題に移りたいと思いますけれども、部長からお話をいただきました。午前中に増永議員が介護保険の新総合事業の話を質問されておられました。これは、2025年問題といたしますか、今後の超高齢社会を見据えた中で、果たしてどういったことができるのかということから出てきたものなのだろうと思っております。

その中で、1回目、部長からご答弁いただきましたけれども、市町村でできることをしっかりとその特徴を見据えた中でやってくれという方向が示されているわけですよ。そうすると、摂津市の特徴といったものを踏まえて、今後、この2025年問題への備えとして具体的にどういったことをされていかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 2025年には、先ほども議員がおっしゃいましたように、日本人の約5人に1人が75歳以上の高齢者になり、医療、介護の需要が急激に高まると予

想されております。その中でも、特に認知症につきましては、２０２５年には６５歳以上の高齢者の５人に１人、約７００万人の方が罹患すると予想されております。市といたしましては、認知症になられた方が地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、できる限り認知症にならないよう、予防に力を入れてまいりたいと考えております。具体的には、市民の皆様のご要望など多い認知症予防体操につきまして、次年度より摂津市オリジナルの体操を考案してまいります。この体操につきましては、地域の予防事業においても普及できるよう講座を開設することや、新しい総合事業における「つどい場」などでも展開してまいる予定でございます。

一方、２０２５年問題では、医療、介護とともに「在宅」がキーワードとなっているところでございます。ご家族で介護をされている方の相談支援などは今後さらに必要があると考えております。また、独居の方につきましては、どのような様子でいらっしゃるのか、その状況把握と見守りが課題であると思われれます。本年１１月から、ライフサポーターの訪問による７５歳以上の高齢者の状況確認を順次開始いたします。そのほかにも、愛の一声訪問などさまざまな見守り活動を実施しておりますが、さらなる工夫を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 最後は要望にさせていただきたいと思うんですけれども、今、部長からお話をいただきまして、認知症の予防体操に取り組んでいくんだというお話があったわけでございます。摂津市の大きな特徴というのは、これは皆さん同じかと思

ますけれども、これだけ本市の各地域に集会所があるというものは、非常に大きな武器なんだろうと思っております。つまり、そういった集会所を、より身近に行ける施設として、例えば、認知症の予防体操等に使っていただく、従前からされてこられた介護予防のさまざまな取り組みにも使える施設になるんだろうと思っておりますので、ぜひこの集会所を有効に使っていくということで、「つどい場」というお話もされておられましたけれども、そういった視点から、今後そういったことについて組み立てられていくのかと思いますので、しっかりと行っていただきたいと思っております。

そして、最後に、２０２５年問題を考えるときに、「在宅」といったことがキーワードになるんだというお話がございました。当然、施設の数も限られているわけでございますので、介護を家族、家庭に押しつけるのかという話があるのかもしれませんが、しかし、私も在宅といったことについては、そうだろうと思っているところでございます。これは、本会議の中でも、私は二度、三度と提案をさせていただいてきましたけれども、やはり多世代で同居するか、あるいは近居をするということをしっかりと戦略的に持った中で、この２０２５年問題といたしますか、今後の超高齢社会に向けいかに備えていくのかということは非常に大きな課題なんだろうと思っておりますので、もう一度になりますけれども、摂津市の特徴、そういったことをしっかりと生かしていきながら、その一方で、やはり家族、家庭で今後どういった形でこういった問題に立ち向かっていけるのかという視点を持った中で、今後、この２０２５年問題にもしっかりと備えていただきたいということ

要望として申し上げて質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、9月の市長選挙後に市長名で配付された挨拶状についてお尋ねします。

9月末に、市長公室秘書課名で、市役所の封筒を使って市長名の挨拶状が配付されました。テレビでも報道されました。この挨拶状では、「皆様方からお寄せいただいた期待と信頼にお応えすべく」とか、文面の最後に「書中をもちまして御礼と就任のご挨拶とさせていただきます」と書かれています。今回、初めてこうした文書が手元に届いたのですが、何人もの方から、これは選挙違反ではないかななどの意見を言われました。早速、懇意にしている弁護士の方に見解を求めました。「明確に公職選挙法第178条違反」だと、「おごりですな」という返事でありました。

日本共産党摂津市議会議員団として、10月7日に、市長に市民から見ても「納得できる」対応を求めるとの申し出を行いました。その回答は先日いただきました。しかし、その内容は、全く反省のない、ルールを守る人づくりを提唱している市として指摘を真摯に受けとめるというものではありません。送付先は272名だと言われていますが、その内容と併せて、改めて公選法違反との指摘に対してどういう対応をされるのか、お聞きいたします。

次に、北摂地域で一番高い上下水道料金の引き下げについてお尋ねします。

これまで、この問題については何回となく求めてきました。長年にわたり、摂津市

は北摂で一番高い状態です。ですから、近隣自治体から転居された方がまずびっくりされるのが、2か月に1回来る上下水道料金であります。箕面市がこの4月から値下げをする予定であります。昨年9月時点での1か月20立方メートル使用の数字を紹介します。摂津市が4,985円、箕面市が4,869円、茨木市が4,266円、高槻市が4,240円、池田市が3,930円、豊中市が3,846円、吹田市が3,647円であります。お隣の吹田市の1.36倍であり、1年間で計算しますと、吹田市とでは1万6,056円摂津市が高いということになります。ぜひ世間並みになるように引き下げ努力を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、旧三宅小学校跡地の活用についてお尋ねします。

先ほども議論がされましたが、私は、今日までの経過に触れながら、跡地の活用策をどういう形で進めていくのかについて議論したいと思います。

今から11年前、平成17年の12月22日、12月議会最終日に、反対5人、賛成14人、退場3人という状況の中、二つの小学校廃校条例が強行されました。当日、三宅地域の役員の方々が、大雪が降る中、むしろ旗を掲げて統廃合反対と訴えておられたことを今でも思い出します。今回、政治的な判断も伴う中で、売却の凍結、防災空地として活用するとの方針転換のもと、歴史的な経過も踏まえて、地元住民合意を基本に進める、当該地域のまちづくりの全体像を共有しながら進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 9月の市長選挙後に市長名で配付された挨拶状についてのご質問にお答えいたします。

公職選挙法第178条第1項は、「何人も選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつする目的をもって次に掲げる行為をすることができない」とし、同項第2号で、「自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること」と規定し、選挙期日後の挨拶行為を制限していることから、これに抵触することのご指摘と存じます。

しかしながら、9月末に秘書課から発送いたしました挨拶状は、市政運営上、特につながりのある方々に対する4期目就任に当たってのご挨拶であり、併せて、これまでの市政運営にご理解とご協力をいただきありがとうございましたことへのお礼を述べるとともに、4期目の市政においても変わらぬご協力を行政の長として求めたものでございます。そこには選挙とか当選といった文言は一切使っておりませんし、そもそも選挙の挨拶やお礼といった意図もございません。したがって、今回の挨拶状は公職選挙法第178条に抵触するものではないと考えております。

また、業務の一つとして行っておりますので、郵送料を公費で負担することも問題はないと考えております。

なお、今回の挨拶状の送付先でございますが、これは、地区振興委員である自治会長が108名、民生児童委員協議会会長など各種団体の代表者54名、大阪府知事など大阪府関係者6名、大阪府選出国會議員

をはじめとする大阪府関係国会・府議会議員59名、全国市長会事務総長など市長会関係者3名、大阪市長など府内市町村長42名の合計272名でございます。

続きまして、旧三宅小学校跡地の活用についてのご質問にお答えいたします。

三宅地区の方々とは、これまでの懇談会や地域住民の願いである旧三宅小学校跡地の活用を求める要望書において、地域の実情を踏まえ、防災広場などの必要性を伺っております。地域のまちづくりの方向性については、公共施設等の現状を把握した上で、今後の人口減少等も勘案し、公共施設等の需要の変化を踏まえ、将来への展望を見通すとともに、それぞれの地域の特性にも鑑み、適正な公共施設のあり方を検討することが重要であると考えております。

跡地活用に当たっては、持続可能な行政運営を第一に考え、今後とも市民の意見に耳を傾けつつ、地域をはじめ、市として最も有益となる方策を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 上下水道料金の引き下げはできないのかとのご質問にお答え申し上げます。

上下水道料金については、市民の皆様にお知らせする使用量及び使用料金は、上水道料金と下水道料金を合算して請求させていただいておりますが、両者は独立採算形態で事業運営を行っておりますので、事業別に説明をさせていただきたいと思っております。

上水道事業につきましては、水道ビジョンでもお示しさせていただきましたが、安全・強靱、そして持続を目標に、市民の皆様へ安全な水を安定的に供給できる上水道事業を推進しているところであります。昨

今のライフラインの事故や大地震による市民生活への影響は多大であると考えており、基幹施設の老朽化対策や地震対策へ資金を集中して行っておりますが、その一方で、景気の低迷や節水意識の定着による水需要の減少により料金収入が減少しており、上水道事業経営に及ぼす影響も例外ではなく、本市のみならず全国の水道事業体においては喫緊の課題となっております。

現状におきましては単年度黒字を計上しておりますが、今後の設備投資により、現在保持しております留保資金が枯渇することも想定されるところでございます。社会経済状況の見通しが不透明な状況であります。災害時におきましても市民生活への影響を抑制し、後世の次代を担う市民の負担を軽減するためにも、現行の上水道料金の水準を維持し、将来に向けて可能な限り資金を温存してまいりたい、このように考えております。

次に、下水道事業でございますが、平成27年度末の人口普及率は99.0%となったところでございます。市民が快適に生活を送るため、維持及び管理を行っておりますが、経営状況は、企業の節水、家庭への節水器具の導入により、使用料の収入は減少傾向となっております。併せまして、今後、更新経費の増加も見込まれ、継続的に経費の削減及び支出の平準化に努めておりますが、現在、使用料の収入で汚水処理費が賄えないという、こういう状況でございます。

これまでも経費の削減に努めてきたところではございますが、現状では上・下水道とも使用料の値下げは困難であると考えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目、最初に市

長の挨拶状の問題です。

これは市長に答弁を求めますが、当然、顧問弁護士からもご意見をいただいていると思います。私は二つの問題があると思っています。一つは、お話にありましたように、選挙後の選挙の当選お礼などの挨拶行為を禁止している公選法の第178条の関係です。もう一つは、地方公務員法及び個人情報保護条例との関係であります。

最初に、公選法の関係で改めてお尋ねします。この間、挨拶状をいただいた方も含めて、多くの皆さんからおかしいと、そうしたタイミングを考えても選挙のお礼じゃないかという意見をたくさん実際にいただきました。2万202円の公金が選挙のお礼に使われたんだから、市長が当然返金すべきではないかと、こういうご意見も届いているわけであります。公選法からしてもほんまに少なくともグレーな部分だと思いますけれども、ぜひ改善をしていただきたいということも含めて市長の答弁を求めたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 野口議員の質問にお答えをいたします。

先ほど、市長公室長からもご答弁申し上げましたとおりでございます。期が変わるごとにといいいますか、これまでも、これまで行政運営に直接的、間接的、いろいろとお世話になった方、これからもお世話になる方、そういった関係団体・機関等々に就任のご挨拶、これを差し上げている。これはあくまでも社会通念上の行政行為として行っておるわけでございますので、個人が経費を負担すべきものではないと捉えております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 もう一つの問題が、地方公務

員法と個人情報保護条例の関係について市長にお尋ねしますが、私は、市長自身が選挙前に送った先の多くの方々に電話などを含めて支援のお願いをしたと聞いております。そうならば、市長という立場のもとに知り得た情報に基づいて選挙に使ったということになります。そうしますと、職務上知り得た情報を漏らしてはならないと想定している地公法第34条、または、知り得た情報を不当な目的に利用してはならないと規定している個人情報保護条例第3条に抵触するおそれがあると思いますけれども、改めて市長の受けとめを聞きたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 お出しした方に直接選挙のお願いとかご依頼をした、ほんでその名簿を使ったという話では全くございませんで、これまで市の審議会とか等々で参加をしていただいた方、そして、地区振興委員さんは直接市長名でご委嘱申し上げておるわけがありますから、当然、私の知り得ることですので、抵触しないと思っております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 改めて厳密に受けとめていただきたいと思うんですよ。慣例であってもおかしい部分はきちんと改善すべきだと思いますし、多くの市民の方々がおかしいと言っているわけですよ。そういう問題について真摯に受けとめて見直し改善を図ることが大事だと思いますけれども、その点はどないでしょうか。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 摂津市では、年間を通じまして、いろんな案内状、挨拶状、礼状、いろんな形でお出しすることがございますが、ご指摘の点も踏まえまして、どれにいたしました

でも挨拶という言葉に関係してくるわけがありますから、しっかりともう一度その辺は精査をしたいと思っております。

以上です。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 よろしく願いしておきたいと思います。

続いて、上下水道料金の問題に入ります。

箕面市が、この4月から、今後の施設整備計画を精査して、下水道料金20立方メートル使用で4.29%引き下げを実施いたしました。本市もぜひ箕面市を参考にしまして、市民負担を軽くする方向で再検討していただきたいと思います。

そこでまず、水道会計について改めてお尋ねします。先ほど答弁がありましたけれども、将来的に資金が枯渇するから値下げは困難だという話でありました。しかし、少し水道会計の中身を見ますと、この14年間、水道会計事業そのものは黒字であり、その総額は42億5,000万円になります。これに加えて、毎年、自己資金として積立している減価償却費は、同じ14年間で53億円に達します。昨年度決算では、減価償却費は22億円残っていると聞いておりますけれども、企業会計という決まり事があるにしても、毎年、二つのこの項目で3割近く予算を浮かして、それをもとに毎年の新たな企業債、借金を加えて施設整備を行っていると思っておりますけれども、それだけ水道会計に対して市民の側もたくさん貢献していると思えます。昨年9月の大阪府下の料金の順番を申し上げます。高いほうから33市中、水道料金は13番目、下水道料金は14番目です。ぜひ、水道会計の中においても精査をして、引き下げていけないかという視点で努力をすべきだと思いますけれども、再度ご答弁を求めます。

○南野直司議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 2回目の野口議員のご質問にお答えいたします。

水道の平成27年度決算でございますけれども、ご承知のとおり、利益の計上は純利益2億8,700万円余りということになってございます。この内訳といたしまして、約3,000万円余り、3,200万円程度が、過去に下水道の移設補償とか、例えば国庫補助金、これは少ないですけれども、いただいた分で構築をした施設の減価償却相当見合い部分を、その減価償却費の財源に充てるために長期前受金戻入として収益で受けたものでございますので、実質的にこれは資金としてはございませんので、2億5,000万円と考えていただければ結構かと思えます。

それから、減価償却として、今まで大体100億円以上の減価償却をいたしておるわけでございますけれども、全体としての第1次拡張事業から第4次拡張事業、それから、本日までの投資に対しまして、108億円ほどであったと思えますけれども、減価償却しております。この減価償却費と申しますのは、もちろん水道料金の原価を構成するものでございまして、これは企業という利益ではございません。先行投資をした資金を料金という形で何十年間かけて回収させていただいて、また今後の新たな更新費用に充てるというものでございます。

そして、実は、この拡張事業の時代が大体平成2年度末で終わったわけでございますけれども、それから約20年間程度は維持補修の時代と捉えておりました。実は、もう維持の時代がとうに終わりを告げておりまして、今度は維持管理をしながら更新をしていくという時代になってまいりました。その中で、よく財政健全化法の中でい

います連結実質赤字比率、これによく水道の黒字が打ち消してマイナスになっているのでバー表記であるとかいうことがあります。この中身を見ていきますと、水道の中で、現在、大体37億円程度の流動資産を持っております。これに対して流動負債が約9億円ぐらいです。それを差し引きしましたら約27億円から28億円ということになりまして、これが通常の黒字とみなされて健全化比率がバー表記になると、こういう仕組みでございますが、我々にとりましては、この27億円と申しますのは、今後の投資財源として減価償却費として回収した部分が約22億円、それから、約4億円が固定負債であります退職給与引当金、それから、修繕引当金等々の固定負債として今後も必ず支出しなければならないというものでございます。残りの1億円程度が繰越剰余金ということで、前年度から繰り越した現金でございます。

ということで、私どもとしましては、今後、もう既に更新の時代を迎えておりますので、その更新の費用を賄うためには、減価償却費だけでは、やはり非常に困難と考えておりますので、現在のところ、上・下水道とも、特に下水につきましても、来年度から地方公営企業法を適用して約500億円の資産を償却していくという中においては、値下げをできる状況にはないと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 水道会計という企業会計の仕組みから見ればそういう答弁になるだろうと思えますけれども、いわゆる市民の負担を見た場合、いつも申し上げているように、摂津市は所得が低いのに北摂で最も多い料金を払っていると、少なくとも世間並みに

すべきだという観点で、じゃ、会計上どうするかという切り口から検討していただきたいと思います。

次は市長に答弁を求めたいと思うんですが、水道会計という企業会計であっても、一般の行政分野と同じく、その目的は住民福祉の向上であります。ですから、受益者負担を建前としている企業会計であったとしても、多額の費用を要する設備の整備については、その何割かの費用について、一般会計から負担するというルールをぜひ検討していただきたいと思いますし、そうであるならば負担も軽くなると思います。

併せて、市長は選挙中にある方に値下げをするんだということをおっしゃったという声が届きました。そういう点で、ぜひ値下げに向けて市長の決断を求めたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

今度は上・下水道の話でございますけども、水といえば人の命にかかわる非常に一番大切な要素の一つだと思います。その水を各ご家庭にお届けする、これは安全・安心、そして安定が求められます。そのためにコストがかかるわけでございますが、水道の使用料金の問題で、上・下水道の料金の問題についてお尋ねだと思いますけれども、今、るる説明がございました。料金を決めるときには、コスト等々、いろんな条件があるんですね。それに基づいて料金が設定されるんですけれども、全く同じ条件ならまだしも、それぞれみんな状況が違うわけですが、私は、摂津市の場合、かなり厳しい条件下ではありますけれども、大阪府下でちょっと真ん中前後になりますけれども、料金体系を何とか維持させていただ

いていると思っております。御党からいいますと「高いやないか」と。北摂では高いんですけれども、そうやって企業努力をしておると私は確信いたしております。

ところで、そんな中、老朽化の更新とか耐震化とか、一方で、今、この社会の水需要がだんだん減ってくるというギャップがあります。そのことについてしっかり目を向けておかなければならないと思います。その上で、やっぱり料金体系等々について、また論ずる機会もあろうかと思いますが、現在のところ値下げは到底考えられないと私は思っております。一般会計から持ち出したらどうやろというお話でもありますけれども、それはもう安いにこしたことはないです。そやけど、いつも言いますけれども、福祉の問題も触れられましたけれども、何とか持続可能といいますか、長期にわたっての福祉、これも構築をしっかりしておかなくてはならない、そんな観点からいいますと、現状の単価を維持せざるを得ないと、これが今の心境でございます。その上で、しっかりと取り組んだ上でまた議論を重ねたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 先ほど、市長に選挙中の話をしましたけども、それはどんなもんなんですか。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 私、記憶にないですね。例えば、今までの実績の中で2回ほど水道料金の値下げをしたということを、どなたかがおっしゃっていただいていたことは耳にしましたが、私自身が上下水道料金に直接は触れておりません。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 水道会計は、先ほど申し上げ

たように、１０年間黒字なんです。一般的に財政を見たときに、この期間が黒字なのになぜ今の状態を放置できるのかという、そういう素朴な市民の側のご意見もあるわけですね。少なくとも、いつも市長もおっしゃっているように、世間並みにということがあります。そういう切り口で見ますと、やっぱり世間並みの水準に下げんばいかんのですわ。ちょっと長崎弁が出ましたけども。そういう角度で、ぜひ再検討していただきたいと思うんですけども、なかなかできないとおっしゃっていますけど、もう１回ご答弁を求めます。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 私は、先ほども申しましたけれども、かなり厳しい条件下のもとで、大阪府下で真ん中より、ちょっと下になりますけれども、維持しているということで、何とか世間並みとご理解をいただけないでしょうか。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、要望にしておきますけども、いつも言っていますように、先ほど申し上げましたけども、箕面市や吹田市と比べれば、年間の一人当たりの所得金額は１００万円違うんですね。その摂津市が逆に大変高いという実態があるわけで、やっぱりいろんな理由をつけても、手をつけて、きちっとそういう水準に戻すということが市長としてやっておくべき問題の一つだと思いますので、ぜひ再検討を強く求めておきますので、よろしく願いいたします。

次に、三宅小学校の問題であります。

改めて進め方の問題について再度お尋ねしたいと思うんです。少し地域の現状について感じている点からお話したいと思いますが、当該地域は千里丘東１丁目から３

丁目地域で、人口は２，７２９人、ゼロ歳から１４歳までが２８６人です。旧三宅小学校がある東１丁目地域は第一種中高層住居専用地域で、市内では２番目に住みよい環境という用途地域であります。しかし、残念ながら、この地域には公園も一つありません。ですので、この地域で最も多い面積を擁しているのが駐車場なんです。残念ながら用途地域にふさわしくない状況に今なっていることも、ぜひ見ていただきたいと思います。

その上で、先ほどもお話がありましたように、地元と懇談もされました。地元としても、７月１２日にさまざまな要望を再度出されました。今回の事態を受けて、いろんな方々からいろんなご意見をいただいております。少し紹介します。図書施設をつくってほしいと。次に、公民館であります。公園はもちろんであります。今後、阪急連続立体交差事業の代替地としての位置付けも考えなければなりません。いろんな方々がおっしゃっているんですが、跡地に対する出入口を南側に変更すべきじゃないかというご意見もいただいております。それに、論議されているように、防災拠点としてどういう整備を行っていくのかといういろんな課題がありますけども、この千里丘駅前周辺の東の地域でどういう将来のまちをつくっていくのか、市が持っているノウハウを全て吐き出して一緒に考えていただきたいと、そういう場を設定していただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 旧三宅小学校跡地につきましては、防災空地の確保等に向けた売却方針の凍結を踏まえまして、地区連合自治会へ経緯説明及び地域の皆様の意見を拝聴させていただきました。地域の皆様の意向と

いたしましては、市の方針に賛同いただいていると認識しております。今後、地域の皆様への丁寧な説明を行うとともに、ご意見を伺いながら跡地活用の検討を進めていきたいと考えております。いずれにいたしましても、最終的には市民の代表である議会にお諮りして決めてまいりたいということでございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 再度強調しておきますが、やっぱり役員もそうでありますし、いろんな方々の要求をきちんと聞いていただいて、地元住民を巻き込んでいただいて一緒にまちづくりを考えていただくと。少し時間がありますので、そういう準備も含めてぜひお願いしたいということを強調いたしまして質問を終わります。

以上です。

○南野直司議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、一般質問の前に、10月19日には、市長並びに議長から故小野吉孝副市長のこれまでの功績に対する追悼の辞もありました。私も27年間おつき合いさせていただいた中で、この場をお借りしながら、これまでの功績と敬意を表しておきたいと思います。そして、奥村新副市長におかれましては、市長の補佐役という立場の中で、これから行政判断も含めて十二分に期待しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、この第3回定例会におきましては、森山市長4期目の当選で初めての議会でございます。改めて当選のお祝いを申し上げたいと思いますし、さらに摂津市政の良好なかじ取り、安全・安心・健康なまちづく

りに邁進していただくことを冒頭をお願いしておきたいと思います。

それでは、通告しております順位に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目に、摂津市環境の保全及び創造に関する条例についてですが、地球温暖化による異常気象が世界的に大きな影響を与える中、昨年、パリでCOP21が開催され、平成32年度以降の地球温暖化対策を定めたパリ協定が採択されました。我が国では、平成42年度までに温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%削減するという目標を掲げており、本市においてもより一層の地球温暖化防止に向けた取り組みが求められることとなります。そのような中で、摂津市環境の保全及び創造に関する条例が改正されるということですが、本条例改正の進捗状況と改正の内容について教えてください。

次に、第2点目の小型家電リサイクルの推進についてですが、これも平成28年第1回定例会で質問を行い、それ以降、小型家電の回収の実施と、ふれあいの里にありますひびきはばたき園の障害者雇用と工賃の向上に寄与する取り組みを随時行っており、いただいております。小型家電リサイクル回収状況と障害者雇用と工賃の現状をお聞かせいただきたいと思っております。

第3点目の子ども・子育て支援についてですが、日本は、少子化による急激な人口減少や、地域社会の変容による子育て家庭の孤立等、子育てをめぐる社会状況は目まぐるしく変化しております。摂津市では、「最善の利益は子どもに」「地域や社会による子育て支援」「こどもとともに育つ都市（まち）づくり」等が実現される社会を目指して、平成27年から平成31年の5

年間の事業計画が策定され、進行しております。昨今、多くの自治体において、少子化対策、子育て支援の観点から、乳児期の子育て応援をする意味として、子育て応援券と称する事業を展開していますが、子育て支援担当としてどのような理解をしているのか、併せて、摂津市での親のリフレッシュを含む子育て支援施策についても伺いたいと思います。

第4点目に、水道事業会計についてですが、公営企業については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増してきております。総務省は、中期的な経営の基本計画であります経営戦略の策定を要請しておりますが、摂津市水道事業の経営戦略作成状況は現在どのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、水道事業の中長期的な目標として平成26年度の水道ビジョンを策定され、平成27年度より本格的に実施しておりますが、水道施設の設備投資と企業経営として水道原価のコストダウンをどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

これで1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 環境の保全及び創造に関する条例の改正の進捗状況と改正の内容についてのご質問にお答えいたします。

本条例は、庁内の関係会議、審議会を経て、8月26日に答申を得まして、12月議会に上程を予定いたしております。

答申の論点は大きく3点でございます。

1点目は、地球温暖化を踏まえた適応策を推進すること、2点目は、学校や事業者等

と連携し、環境教育、環境学習を推進すること、3点目は、環境美化に係るモデル地区等の創設を検討し、美化活動を推進することでございます。この3点の答申を条例改正案の骨子とするとともに、具体施策の一例といたしまして、適応策につきましては、熱中症予防の一環として市内公共施設にドライミストの設置、美化活動の推進につきましては、環境美化推進区域の設定と美化推進ボランティア登録制度を創設する等、庁内関係各課とさまざまな連携を図りながら、本市のブランドイメージが向上できるよう、環境施策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、小型家電リサイクル回収状況について、ご質問にお答えいたします。

平成25年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が制定され、使用済小型家電等から有用資源回収の仕組みが整えられました。使用済小型家電等の分別によって、ごみ処理費の削減が期待されると同時に、小型家電等に含まれる希少金属の再資源化が図られることから、これまで近隣市の状況を参考に分別収集の方法を検討してまいりました。

使用済小型家電等の回収方法でございますが、本年7月に、モデル的にコミュニティプラザと新鳥飼公民館に回収ボックスを設置し、試行してまいりました。この結果を受けて、10月から本格実施に向けまして、自治会への説明会、ごみの出し方のチラシ配布等のPRを行い、新たに回収ボックスを市役所本庁舎、市立公民館に設置し、合計8か所の拠点で使用済家電等の回収を実施いたしました。ちなみに、10月31日までの回収実績でございますが、ノートパソコン11点、携帯電話23点、デジタルカメラ10点、ほかに16品目310点

となっております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 小型家電リサイクルに関する障害者雇用と工賃の現状についてのご質問にお答えいたします。

小型家電リサイクルに関する障害者雇用に関しましては、障害者の雇用促進を目的とし、本年9月から、ひびきはばたき園において、就労継続B型の事業として4名の作業員が小型家電リサイクル作業に従事いたしております。

障害者の工賃の現状としましては、摂津市内の就労継続B型の事業所における工賃は、平成27年度実績で月平均1万4,781円となっており、平成26年度実績の月平均1万767円に比べ改善はいたしておりますが、議員がご指摘のように、まだまだ低い水準にあることに変わりはなく、工賃向上への取り組みは必要であると認識いたしております。また、他市において、小型家電リサイクルによって収益を上げ、工賃向上に結びつけている例もあり、小型家電リサイクルを拡大していくことは有効な施策の一つであると考えております。

今後は、リサイクル品の量及び安定的な確保が重要になってくることから、市民や事業者、市職員に対し協力を求めることにより、障害者の自立支援に向けた工賃向上に向け、取り組みを進めてまいります。

○南野直司議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子ども・子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

乳幼児の保護者にとって、休養やリフレッシュ、通院などで保育や支援が必要なときにサービスを気楽に利用できることは、子育て支援として重要であり、その観点か

ら、ご質問のような子育て応援券事業を実施し、不安の解消に努めておられる自治体があることは把握いたしております。

東京都文京区におきましては、4時間以内のベビーシッターサービスを1時間1,000円の自己負担で利用できる子育て訪問支援券を、2歳未満の児童を対象に年間48枚まで交付しております。

また、大阪府内の大東市では、子育てスマイルサポート券と称した事業を実施しており、粉ミルクや紙おむつなどの子育て用の消耗品等の購入分として5,000円分、500円券10枚でございます。また、ベビーシッターサービスや一時預かりなどの子育て支援サービスの利用分として5,000円、同様に500円券10枚でございます。また、夜間救急センターへのタクシー券1枚がセットになっているものを、文京区と同様、2歳未満の児童を対象にお一人につき1回交付しております。

本市におきましては、保護者のリフレッシュを含む子育て支援策といたしまして、会員相互の助け合いによるファミリーサポートセンター運営事業や、保育所、認定こども園などでの一時預かり事業、児童養護施設での宿泊を伴う子育て短期支援事業を実施しており、子ども・子育て支援事業計画におきまして、今後とも充実に向けて取り組むとなっております。

○南野直司議長 上下水道部長。

(山口上下水道部長 登壇)

○山口上下水道部長 水道事業会計についての1点目、経営戦略についてのご質問にお答え申し上げます。

水道事業の経営戦略につきましては、総務省より、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を平成28年度から平成30年度までを集中改革期間として策定する内容

の要請がございました。本市水道事業におきましては、本年度、経営戦略の策定に向け、経営戦略策定委員会を設置したところではありますが、同じく、本年度の機構改革により下水道事業と組織統合を行い、下水道事業の公営企業化に向けて現在取り組んでおり、下水道事業においても同期間に公営企業の経営戦略を策定する必要がございます。そのため、平成29年度の公営企業化後の下水道事業の決算状況、水道事業の決算状況、そして経営状況等をしっかりと見きわめた上で、戦略の策定を平成30年度を目標に策定してまいりたい、このように考えております。

次に、水道施設の設備投資と給水原価についてでございます。

水道施設の設備投資につきましては、水道ビジョンを策定し、安全・強靱・持続を目標に、基幹施設に特化して資金を集中して実施しているところでありますが、設備投資に係る費用は、交付金及び企業債を最大限活用するものの、資本費は企業会計でいいます減価償却費と企業債利息に当たりますが、この資本費の増加により給水原価を圧迫しているのも事実でございます。今後、水道事業の市民サービスの低下を招かないよう、老朽化施設の更新を計画的に実施するとともに、費用を精査し、給水原価の抑制に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問に移ります。これから一問一答でお願いしたいと思います。

それでは、まず、摂津市の環境の保全及び創造に関する条例についてですが、今、る説明をいただきました。本条例は、身

近な生活環境の保全を含め、非常に内容が多岐にわたっておるように聞いております。本市審議会の3点の答申であります地球温暖化への適応策、環境教育、環境美化の推進に対して、本条例改正が単なる条文だけの理念条例の改正にならないよう、庁内を横断して関係各課が緊密に連携を図り、各課が主体的に環境に対する施策に取り組む姿勢を求めておきたいと思います。そのために、施策の実現に向け、市民、事業者等を含めながら、オール摂津の体制で取り組んでいくよう要望しておきます。

それと、J R 東海との訴訟におきまして、9月2日に原告の請求を棄却するとの判決が出されました。それを受けて、J R 東海は、市民の地下水汲み上げ反対の声を無視し、地下水の汲み上げを強行しようとしております。そのために、市民から地盤沈下の再発について不安の声をよく聞いております。現行の条例では、地下水の汲み上げ規制を行い、地盤沈下の抑制を図っておりますが、近年、地盤沈下の調査は行っていないように伺っておりますが、今回の条例改正で地盤環境の保全に関する方向性に変更がないとするなら、市民の安全・安心を守るためにまず地盤沈下の調査が必要と考えますが、どのように考えているのか、お聞かせください。また、今後の訴訟戦略についてもお聞かせいただきたいと思います。

それと、保健福祉部は、このJ R 東海の新幹線鳥飼基地地下水利用に関する簡易専用水道の申請があれば受理しなければならないと聞いております。この簡易専用水道のこれまでの経過についてお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 三好議員、一問一答方式で提出されていますので、一つずつ質問して

ほしいです。

答弁求めます。環境部長。

○北野環境部長 JR東海との訴訟における今後の戦略と地盤沈下の調査についてのご質問にお答えいたします。

JR東海は、判決が確定していないにもかかわらず、地下水利用計画を強行しております。本年度中には地下水の利用が可能になるとの情報もございます。訴訟につきましては、9月2日に原告の請求を棄却するとの一審の判決が出されたことから、本市といたしましては、判決を不服とし、9月12日に大阪高等裁判所に控訴した次第でございます。なお、控訴理由書を大阪高裁に提出すべく、現在、弁護団と協議を行っているところでございます。

次に、地盤沈下につきましては、平成21年度までは大阪府が調査を行ってまいりましたが、平成22年度以降、調査を行っておりません。市民の安全・安心を守る観点から、本市独自で地盤沈下調査を検討するとともに、国土地理院阪神地区の行政機関が会員であります阪神地区地盤沈下調査連絡協議会に加入し、継続的な地盤沈下調査を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 JR東海の新幹線鳥飼基地地下水利用に関する簡易専用水道の申請の経過につきましてのご質問にお答え申し上げます。

平成27年11月6日、JR東海から専用水道の申請に関する相談がございました。平成27年11月27日、JR東海からの申請の相談に対しまして、申請されようとしている地下水については環境保全協定に違反するものとして本市と係争中であり、裁判の結論が出た後に相談することを旨とした要請文を送付いたしました。要請文に

対し、平成27年12月7日、JR東海から回答書の提出があり、内容は、災害に備え地下水利用の計画を進めるとし、本市の要請を受け入れることはなく、申請の手続きを進めるというものでございました。

この間、庁内関係各課や弁護士と本申請に対する対応を協議してまいりましたが、行政手続き上、本市と申請される地下水に関し係争中であっても、水道法に基づく申請を拒む理由とすることは困難であり、法令を遵守する立場から手続きを進めていくとの判断を行い、平成28年1月14日、JR東海から水道法第32条に基づく専用水道布設工事設計確認申請書を受理いたしました。平成28年2月19日、本確認申請書が水道法第5条に基づく施設基準に適合するものであることを確認し、その旨の通知を行ったところでございます。

今後は、専用水道給水開始届が提出される予定でございますが、随時、関係各課と情報共有、連絡を図りながら厳正に対応してまいります。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 地盤沈下調査については、今のご答弁では、また復活してから調査をしていきたいというご理解でよろしいんですね。

○南野直司議長 環境部長。

○北野環境部長 来年度の当初予算に計上すべく、今、検討いたしております。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 こういった地下水の汲み上げというのは、経年変化でもって地盤沈下が目視でわかる状況になりますので、できるだけそういった早期対応ができるように、地盤沈下調査並びに水脈調査を含めて、あらゆる調査内容も検討しながら安全・安心なまちづくりに向けて取り組んでいただき

たいと思います。さらに、これは今係争中でありまして、最高裁まで行くということも含めて訴訟のほうも取り組んでいただきたいと。これについては要望としておきたいと思います。

それと、J R東海の水の汲み上げで、今、保健福祉部のほうから、同じ行政内において、一方では係争中であって、一方では水道法に基づいて簡易専用水道の使用申請が出た場合には受理しなければならないと。これは同じ行政間なんですけど、この辺の矛盾をどう捉まえていますか。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 先ほども申し上げましたように、係争中ではございますけれども、水道法に基づく申請を拒む理由とすることは困難でありまして、弁護士ともご相談をさせていただいておりますけれども、やはり法令を遵守するという市の立場からは手続きを進めざるを得ないという判断でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 これが、多分、市民もそういった面では、一方では裁判にかけて訴訟を起こしながら、一方では摂津市として簡易専用水道の申請が出てきたら受理をしなければならない、法律に基づいてはそういった形になるんですが、全精力をかけてというか、全身全霊をかけながら、何とか市民の安全・安心なまちづくりにつながるようお願いしておきたいのと、これは水道法5条の中で水質検査も含めて行政として取り組める法律もあるわけですね。水道法でいくと、これは立ち入りも可能だと思うんですが、この辺につきましては、申請書が出て受理をされた段階で、施設点検という形で現地への立ち入りは可能なんですか

ね。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 専用水道給水開始届後の設置者の立ち入りができるかというご質問についてお答え申し上げます。

受理後の設置者の責務といたしましては、水道施設の定期点検及び水槽の清掃・点検を行う施設管理、大腸菌カドミウム及びその化合物等50項目に及ぶ水質基準に基づいた定期水質検査及び原水検査、水質検査計画の策定を行う水質管理、水道技術管理者等の水道施設管理従事者を対象とした定期の健康診断を行う健康管理、水源及び各施設の汚染の防止、残留塩素の保持及び薬品の管理等を行う衛生管理、配管系統図、水質検査結果、健康診断結果等を保管・整備を行う書類等の整備がございます。

市は、設置者の責務が果たされているか確認することを目的とした立入検査を行い、立入検査時に水道法への不適合が判明した場合には、文書による指導を行います。指導にもかかわらず状況が改善しない場合は、行政処分の対象となり、水道法では、施設の改善指示、水道技術管理者の変更勧告、給水停止命令の行政処分が定められております。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 そういったことで立ち入りが可能で、どこまでの範囲ができるかわからないんですけど、環境保全条例ができて、これまで地下水の汲み上げを摂津市内では中心にしていた中で、初めて簡易専用水道が大規模に設置されたわけがございます。できたら、施設検査という名目の中で、議員の所管の常任委員会も併せて見に行けるようなことも一度検討していただけたらと思います。この点については要望としておきます。

次に、小型家電リサイクルの推進ですが、いろいろ取り組んでいただきまして本当にありがとうございます。私も現地に行って、作業員の声も生で聞かせていただきました。ただ、今先ほど回収量の報告を受けましたが、回収量が少ないように思っておりまして、いろいろ回収箱を置いていただいていますけど、これは、やっぱり市民からいただく部分に対しては、まだ啓発活動ももう少し足りないのではないかと思いますし、庁内で箱を置いていますが、なかなか回収ボックスにたまっているのを見受けることも少ないと思います。ぜひ職員からまず範を示していただいて、小型家電の回収につなげていただきたいと、ひいては、やはり障害者の作業所B型になりますと、先ほど言いましたように、摂津市の工賃がいつきは月5,000円、それが今、1万2,000円ぐらいまで上がり、さらには大阪府平均の1万4,000円まで上げていくには、今、内職みたいになっているものも、1個何銭という微々たる単価で作業をしていただいていますけど、こういった小型家電になりますと、やはりレアメタルとか希少金属で、もう少し工賃にもつながっていくと思いますので、ただ、その中で、回収がどんどん、どんどん認知をされて膨らんでいきますと、原材料と言われる回収した分のストックヤードが必要になります。それと、今度は完成品であります商品に対してもストックヤードが多くなるので、この点については、また現場と相談していただきながら取り組んでいただくように要望しておきたいと思います。

次に、子ども・子育て支援についてですが、文京区と大東市の子育て支援券の紹介がありました。そういった新たな子育て支援、これも、人口減少時代に向かって、そ

れぞれの自治体が何とか子育て支援で人口減少に歯どめをかけようという努力をされている一例だと思うんですね。ただ、単独財源でありますので、こういった事業で大東市と文京区はそれぞれどれぐらいの財源を確保して取り組んでいるのか、もし知っていたら教えていただきたいと思います。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 子育て応援券のご質問にお答えいたします。

文京区におかれましては、平成22年度から実施しておられましたヘルパー派遣事業を発展的に事業拡大されて、平成27年4月から現在の子育て訪問支援券として編成されたとお聞きしております。事業費といたしましては、年間で約4,400万円、東京都の補助制度を活用しておられまして、一般財源では年間約2,500万円と伺っているところでございます。

大東市におかれましては、平成27年の12月から実施をされ、初年度3か月間については地方創生先行型交付金を活用されたと聞いております。平成28年度、今年度からは全て一般財源で、年間約1,670万円で開催をしておられると把握いたしております。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 最近、子育て支援でいろいろな取り組みをしていただいているのを承知しておりますけど、これもやっぱり平成27年度に法律が改正されまして、それぞれ各地方自治体がいろんなアイデアを出して今取り組まれています。ぜひこういったことについても研究していただきたいんですが、今、話がありました文京区、大東市のような事業を仮に行うとすると、この摂津市ではどれぐらいの財源が必要になるか、改めて確認の意味を含めてお願いします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 ご答弁申し上げます。

同様の事業を本市で実施した場合というご質問でございます。本市におきましては全て一般財源になろうかということを想定いたしております。両自治体の詳細までまだ分析ができておらない状況でございます。単純人口案分という積算で大変申しわけございませんが、文京区の事業におきましては約1,760万円、大東市の事業では約1,160万円の財源が必要になるという試算をいたしているところでございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 先例市、先進市では、それだけ投資してもやっぱり事業効果があるとして取り組んでいると思うんですね。ですから、財源は限られた財源の中でやらなければならないと思いますけど、摂津市の担当部長として、市内でのこういった事業の必要性和ニーズは、どう捉まえたらいいですかね。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 担当といたしましては、子育て支援の充実に努めていく必要があるという認識はいたしているところでございます。財源という課題もございます。双方の事業等々をこれから研究していきたいと考えております。

ニーズのところでございます。特に文京区におきましてはベビーシッターというところに力点を置いておられると。関西と関東の風土が少し異なるところがございまして、本市で過去アンケートをさせていただいた状況によりますと、文京区のニーズ調査よりも低い状況でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 新しい施策を提案したわけなので、これからまたいろいろ研究をして

いただいて、子育て支援につながるよう要望しておきたいと思います。

次に、水道事業会計でございますが、経営戦略では具体的な経営指標を提出するよう総務省の通達があります。一方では、厚生労働省の新水道ビジョンで水道事業の現状と将来見通しになっております。この経営戦略と水道ビジョンの関係についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、水道事業の事業規模についてですけど、第4次拡張工事が終わった平成2年以降、計画給水人口が今9万3,000人、それから、1日最大給水量が5万7,000トンとなっております。これからやっぱり人口が減少していく中で、給水量と水道ビジョンの相関関係をどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 それでは、三好議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、経営戦略と水道ビジョンとの関係性ということについてお答え申し上げます。

水道ビジョンにつきましては、厚生労働省の新水道ビジョンをもとに、本市水道事業の現状と将来見通しを分析評価いたしまして、中長期的な視点で将来像及び目標を設定し、その実現化方策を策定、それから、本市の総合計画の施策とも整合性を図ったものとしてお示ししているところでございます。

一方、公営企業の経営戦略と申しますのは、総務省からの要請によるものでございまして、給水収益が非常に低下する中で、主な内容としましては、投資でありますとか財政計画の財政マネジメント、いわゆる経営基盤の強化という面に重きを置いて策定が要請されたものでございます。

それから、2点目でございます。年々

減少する給水量と水道ビジョンとの関係性をどう捉えているのかと、このようなご質問であったかと思いますが、現在の水道事業の認可の事業規模は、先ほど議員もご指摘されたとおり、平成２年度に第４次拡張事業が完了いたしまして、計画給水人口９万３，０００人、それから、１日最大給水量、計画給水量でございますけれども、５万７，４００トンとなっております。その後、拡張事業としては休止をしてやっておりませんけれども、平成２７年度決算におきまして、給水人口は８万５，４５９人、１日最大給水量は３万１，３６０トン、最大稼働率は５４．６％と、計画値と大きく乖離が発生しているというのが現実でございます。

その要因といたしましては、給水人口が平成２年度の目標値の９万３，０００人に到達していないということもございますが、市民の皆様の節水意識でございますとか節水器具の普及により、１人１日の最大給水量が減少し続けているのが主な要因でございます。また、水道ビジョンの最終年度、これは平成３５年度でございますけれども、給水人口は約８万１，０００人程度、８万９００人余りと見ておりまして、１日最大給水量は３万８６０トン程度になるのではないかと、そこまで低下すると予想しているところでございます。

施設の規模と今後につきましては、施設の規模と重要度をしっかりと検証いたしまして、浄水施設の更新につきましては一旦休止をいたしまして、維持管理に専念をしつつ、更新費用の抑制を行ってきたというところでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 水道のこれからのやっぱり

大きな課題、安全・安心で安定したおいしい水を提供していくのは、これこそ責務でございます。ただ、ここ数年見ていきますと、今、ご答弁ありました給水量がどんどん、どんどん減少してきています。ただ、給水が減少してでも、やっぱり水道事業経営は成り立つような体制に持っていかなければならないんですけど、その中で、さっき野口議員が言うと思ったのは、もっと料金を下げなさいという視点で言いましたけど、私は、料金が安定し、市民に負担をかけない中で設備投資ができるような経営環境に持っていく質問をしているんですけども、その中でいきますと、やはり経営戦略で考えていくのは、給水原価をいかに抑えていくかということになってくるんですね。北摂でいきますと、これは平成２５年の給水原価で、摂津市は１立米１８２．５円ですね。一番安いところで吹田市が１４１円２０銭。それぞれ山間部やら平地やらいろんな環境がありますが、この給水原価をいかに認識しているか、お聞かせいただきたいと思います。

また、一方では、配管の老朽化で、各地で今配管が破損して漏水事故が全国的にも発生してきております。高度成長時代、人口急増都市の時代の中で配管を行ってきた状況でございまして、更新事業も行っておりますけど、施設の整備計画や財政計画など、いろんなことを考えながらやっていかなければなりません。もう一方では健全な水道事業経営をどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 ３回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、給水原価のお話があったと思います。北摂地区において給水原価が一番高い

のではないかということ、それと、この給水原価について上下水道部としてどう捉えているのかというご趣旨であったかと思います。

この給水原価は、まさしく水をつくる費用でございまして、1立方当たりであらわしております。その内訳といたしまして構成しておりますのが、職員給与費でございましてか減価償却費等の原価、これと有収水量ですね。いわゆる料金としていただく水量、これをもとに算出をいたしております。各項目を、他市といいますか北摂各市、それから類似団体、人口規模、それから面積等々地理的な条件も含めて本市と類似している団体と比較をしてみますと、中には、職員給与費、それから動力費、これは恐らく山があるとかないとか、この辺の関係もあるでしょうけれども、少し高目かもしれないけれども、特に突出した部分としてはないものの、全体としては、やはりほぼ全ての項目で平均を超えておるとというのが実情でございます。

この状況はなぜ起こっているのかということが非常に大事なことかと思うんですが、私どもとしては、有収水量、これがある程度の規模、例えば人口30万人、40万人の都市と比べて、規模のメリットといいますか、スケールメリットの点では、やはりこの有収水量があまり多くないということも一つの要因であろうと思いますし、また、多種多様な要因が折り重なった上で給水原価が高くなっているのではないかと思います。ただ、この給水原価はやっぱり非常に大事なことでございますので、経営基盤を強化するためにも、特にまた、先ほど料金の話もございましたけれども、しっかりと今の状況でよりよいサービスを提供するということのためにも、給水原価の抑

制にはしっかりと努めてまいりたい、このように考えております。

それから、2点目としまして、健全な水道事業経営をどのように行っていくのかということで、平成26年度から平成35年度まで、これは水道ビジョンの計画期間でございすけれども、この間でどのように取り組んでいくのかということでございます。

まず、少し施設的な話、施設整備の話をさせていただきますと、これまでいろんな更新業務をやってきたわけでございますけれども、平成26年5月に水道ビジョンを策定いたしました、やはり限られた水道料金、水道収益の中で全てに投資をするというのは無理であろうと。かといって、値上げをするということも、なかなかこんなことは難しい。やはり財源を増やすというのはなかなか難しいんですけれども、いわゆる水量を増やすということも難しい中で、やはり原価を抑制していくということが大事だろうと思っております。その中で、先ほども申し上げましたとおり、選択と集中ということで、浄水施設につきましては一定の耐震化は完了しております。一部完了していない部分もございすけれども、現在の耐震化の状況で現在の給水量は賄えるものと考えておりますので、こちらの分につきましては一旦維持補修に専念をさせていただいて、大事なところは、やはり水道というのは圧送、電気で送っておりますので、受電でありますとか電気設備が1点ですね。それと、2点目は配水池、いわゆる企業団から受水するところの耐震化等々ですね。それから、3点目、その配水池から出る500ミリのいわゆる一番太い送水管ですね。配水もしておりますけれども、送水所と送水所をつなぐ、いわゆるリスク管

理をする上で非常に大事なところでございまして、そちらのほうの５００ミリの管、大体６，７００メートルほどあるんですけども、こちらに特化をして平成３５年度までに耐震化を進めてまいりたい、このように考えております。

その中で、どのように水道事業経営を健全に保つのかということでございますけれども、やはり我々はいろんな方策を考えなければいけないと思っております。もちろん今後の電気代の節約もそうですし、我々の人件費をどうするのかというのも非常に難しい問題だと思っております。その中でも、これから経営という面から考えましたら、ＰＰＰ、いわゆる官民連携の形というのをやはりいろいろ模索していく必要があるのかと考えております。例えば、平成２３年のＰＦＩ法、これが改正されまして、コンセッション方式、いわゆる経営委託の問題なんかは今も惹起しております。全国ではどこもこれはやっておりませんけれども、例えばこんなものでありますとか、本年度、電気計装設備の更新を計画しておりますけれども、これにつきまして経費を抑制するために、いわゆるビルト、建設とメンテナンス、これを一括して１０年間契約しようという計画で、それで全体としての更新費用を圧縮して、そして収益的支出のほうで減価償却費を抑えていこう、そうすることによって原価も下げれるのではないのかという取り組みを計画しているところでございます。

また、いろんな形、今、ビルトとメンテナンスと申しましたが、デザインとビルト、それとオペレーション、それとメンテナンス、こういうこともいろいろ考えられますでしょうし、また、企業団との統合ということも、今、７市町が平成３１年

度の統合に向けて協議を開始されておりますので、そちらの状況もしっかり見きわめた上で効率的な企業経営に努めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 広範囲で話していただき、ありがとうございます。給水原価をいかに抑えて、これから経営戦略をいかに考えていただくかということは、経営戦略はこれからつくっていただくことで、今私が言っているのは、水道ビジョンの中でそういったコストダウンができないかということの中で、人口が今８万数千人ですけど、これから下がっていきます。更新時期に、やはりそういった能力関係も考えながら、省エネ関係のモーターも入れながら、配水池の能力、こういったことを考えて取組みましたらどうですかということをまず１点ご案内しておきますね。

その中で、そういった事例としては、今、施設利用率が摂津市は４８．７％なんですよ。それから、最大稼働率も５４．６％、それから固定資産使用率が１１％、こういったことは、例えば施設利用率とか最大稼働率は、他市だったら８０から９０％の範囲で稼働率を向上しているんですね。ということは、見方によっては今は過剰設備の施設もありますよという見方ができるんです。その中で、財政的なことを見ますと、今の給水原価を見ますと、給水原価の中でやっぱり固定費にかかわる部分が非常に大きいんですね。私が心配しているのは、第４次拡張工事をやった段階で２８億円でした。そのかわり、今起債で残っているのが、まだ第４次拡張工事、平成２年までで７億円ぐらい企業債が残っているんですね。企業債が償還も終わってないのに、昨年から

企業債を1億7,000万円発行しながら新たな事業に取り組んでいるんです。本来ならば、そこで企業債を一旦全て償還しながら新たな事業に取り組んでいくというのが一方での経営戦略と思うんですね。だから、こういったことも踏まえながら、水道企業会計の経営戦略をこれからつくっていただきますけど、そういうところまで認識していただきたいと思います。

今、私が説明しました設備の能力的なこととは、部長としてどう捉まえていますか。

○南野直司議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 能力の問題でございます。最大稼働率が54.6%、施設利用率が48.7%ということで、過剰設備になっているのではないかというお問い合わせでございます。これにつきましては、第4次拡張事業のときの計画給水人口が9万3,000人に対して、今現在8万5,000人と。それから、第4次の拡張時の計画の1日最大給水量が613リットルに對しまして、現在360リットル余りということになってございまして、この率と申しますのが、施設の規模と申しますか、能力5万7,400を分母としまして、1日最大給水量、それから平均給水量を除いたものということになってございます。

我々としましても、アセットマネジメントの観点から、例えばこの配水池を1基減らしたらどうなるのかとか、こういう検証をいろいろしてまいりました。ところが、今の現状の中では、やはり中央送水所の第一配水池、一番手前にあるものでございすけれども、これにつきましては、昼間、太中へ送水をしている役割があるということで、これを何とかと思ったんですけれども、試算の結果、やはりその分についてのダウンサイジングはなかなか厳しいという

ことになってございます。

他市ですけれども、確かに70%、80%ということになっているように思いますが、聞いているところによりますと、認可の変更等によりまして、計画給水量と給水人口等々、これを大分落とされたということも聞いております。我々としましては、これはやっぱりライフラインでございますので、どの程度予備を持ったらいいかというのは非常に難しいことでございますけれども、しっかりと災害時にも備えられる程度の規模を維持していく中で、ダウンサイジングもやはり検討していつて、よりよい効率的な経営をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 三好議員。

○三好義治議員 配管の老朽化とか施設の老朽化、耐震化を含めて、これから平成32年まででも、配管の耐震化でも51%目標なんですよね。だから、それに対する財源も確保しておきながら経営をうまいことやらなければならないなら、やっぱり給水原価に着眼していただくのと、平成30年度には公共下水道事業に関しましても取り組まなければならないので、また要望しておきますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

○南野直司議長 三好議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後3時22分 休憩)

(午後3時49分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 それでは、一般質問を行い

ます。

旧味舌小学校跡地活用について伺います。

今議会に、跡地の旧校舎、プール、体育館の解体及び道路、下水道整備の設計を委託する予算の補正が上げられております。この跡地整備に係る方針の決定、具体化を進める上で、どう市民合意をこれまで図ってこられたかについて伺いたいと思います。

これまで、跡地については、売却も活用の一つ、財政的にも売却が選択肢とされておりましたけれども、昨年、跡地調査の報告を受けて以降は売却が基本と明言されてきました。

経過を見ますと、平成18年に統合が決定されて、平成20年3月議会で味舌・三宅両スポーツセンター条例が発効し、同年4月より供用開始。このときから、将来的には売却が方針というのがベースにありまして、跡地の活用については本気で使用する気がなかったのではないかと。こういう使うという方針もなく、用地の変更もしないまま、すぐには売れないからしばらくは売らない、行き当たりばったりで行ってきたのではないのでしょうか。

平成25年には、跡地の測量、地籍調査、地籍の合筆まで行いました。公会計や資産活用の面から必要とされておりましたけれども、それだけではなく、処分しやすい状況になったのではないかと以前にお聞きをしました。

平成26年には、公共施設の耐震補強の必要性に迫られて、体育館の耐震補強が決定し、耐震設計申請。しかし、体育施設は建築基準法に抵触するということが判明して、これも、きちんと施設の申請をやり直して、この地でスポーツセンターができるという用地変更をしなかったということが問題だったのではないのでしょうか。スポー

ツセンター条例が同時に廃止をされたわけですから、今、旧味舌小学校の跡地は何物でもないということになっております。

同年、跡地調査をジャスへ依頼して、26年決算では経費を669万6,000円かけております。この調査結果を受けて、平成27年5月には売却が基本と表明をされました。それが今年になって、2月、正雀保育所の民間委託の辞退があって、直営の継続を決定し、5月19日には待機児童解消を理由に利用計画の大幅変更をされ、体育館も建て替えとされました。そして、この6月議会の最終日に、熊本の震災も受けて、防災空地の必要性も理由として、防災空地の確保と売却方針の凍結を表明されております。

待機児童解消、防災空地、売却は凍結という課題や方針が三つも重なったわけですから、売却しないで跡地の使用ということを一から見直す、土地の用途から見直すという必要があるのではないのでしょうか。今後の使用の方針もはっきりしない、保育所、体育館の建て替えもまだまだこれから不安を残したまま、今回の解体設計だけが補正予算として上がってきたわけですが、二転三転する方針は、市民を置き去りにして、トップダウンで市役所のフリーハンドで図られてきたように思われてなりません。21日の総務常任委員会でも、方針は庁内で決定をしてきたと総務部長が言及されました。事態をちゃんと説明して市民の意見をくみ上げることをされていると言えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、生活保護の扶助基準が改定されて、保護利用者が今厳しい生活を余儀なくされているということについて伺います。

4年前の総選挙で自民党政権が公約にし

た生活保護基準の見直しが実行され、最大で10%の基準の引き下げが行われました。これは、憲法で保障された最低生活を侵害するものとして裁判も行われております。昨年には、住宅扶助の見直しが行われて、限度額が1人世帯で4万2,000円から3万9,000円に、2人世帯で5万5,000円が4万7,000円に、月8,000円もの引き下げが行われています。実際の家賃と支給額に差が生じれば、その負担が生活費にかかり、最低生活が保障されないという事態になります。そこで、実際の施行から1年、今年の7月まで経過措置ということになっておりました。その間に家賃の引き下げができないか、転居ができないかと支援をしていただいたと聞いておりますけれども、なお経過措置が終わってもこの是正に至らず、実際の家賃と支給額に差が生まれたケースがあるのではないかと伺いたいと思います。

私たちが受けている相談の中では、4万円から3万9,000円になった、5万5,000円から4万7,000円になった、4万2,000円から3万9,000円になった、10月末には何とか転居ができた、この間に2人世帯から1人世帯になって5万5,000円から一気に3万9,000円になったという方がいて、これはまだ転居ができておりません。11月更新ですけれども、転居ができなければ3万9,000円になるという方もいらっしゃいます。

昨年の家賃の改定にかかわる厚生労働省の通達では、経過措置とともに、旧来のバリアフリーとかが進んだ家屋の使用など、特例で家賃の限度額を引き上げられる、今回、この分についても改定がありました。この措置と、また、自立を阻害しないように旧来の限度額を適用できる特別家賃の制

度もあります。8月、私がちょっと懇談を行った時点では、特例の家賃も、旧来の家賃扶助が適用できる特別家賃も、適用をとれている世帯はないとお答えをいただいておりますけれども、現時点で特別の措置を認める見通しもないのか、お聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地活用についてのご質問にお答えいたします。

これまでの議会におきまして、体育館に係る問題や待機児童対策などを勘案し、小学校跡地全体のゾーニング等も含めた市の方針変更をお示ししたところでございます。活用用地につきましては、旧三宅小学校同様、防災空地の確保等に向け、売却方針の凍結に至ったものでございます。今後、計画を推進するに当たりましては、地区連合自治会などに対し丁寧に説明を行うとともに、市民の皆様の意見に耳を傾けながら、市が置かれております財政状況を勘案した上で、最終的には市民の代表である議会にお諮りして決めてまいりたいと考えております。

続いて、既存建物の解体についてでございますけれども、これまで議会にお示ししておりますとおり、解体撤去という方針に変わりはありません。建築基準法などにおける法的条件や耐震性能の全てを満たしている建物がなく、使用していくためには大規模な改修工事が必要となります。また、鉄筋コンクリートの耐用年数や給水設備の劣化とその対応においても、設備全体に大部分の更新が必要となり、安全性や費用対効果の面からも使用していくことは困難で

あるという結論によるものでございます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 住宅扶助基準引き下げによる本市の被保護世帯への影響についてのご質問にお答えいたします。

住宅扶助基準の改定につきましては、昨年7月から実施されておりますが、経過措置の運用で今年6月まで旧基準を適用してまいりました。7月以降につきましては、個別の被保護世帯の賃貸借契約における期間満了に伴う更新手続きが行われたときから新基準を適用しております。現在、この基準改定に伴い、家賃額より住宅扶助金額のほうが低い世帯は272世帯でございます。この住宅扶助改定につきましては、この間、担当ケースワーカーが転居などの支援を続けている状況でございます。

また、議員がご指摘のとおり、住宅扶助額が実際家賃より低い場合、生活費が圧迫されますので、引き続き、被保護世帯の個別の状況を十分考慮した中、特別基準や配慮措置、経過措置を検討し、被保護世帯の方の生活に支障が生じないよう丁寧な対応に努めてまいりたいと存じます。

また、特別基準や配慮基準、経過措置の適用状況につきましては、まず、障害のある方などに適用される住宅扶助の特別基準につきましては、過去に適用していた世帯がございますが、現在はございません。特別基準の設定につきましては、必要に応じ適時対応してまいります。経過措置につきましては、現在55世帯に適用いたしております。また、配慮措置につきましては、現在適用はございませんが、その内容は、被保護世帯の方が従前から通院等をしており、引き続き当該医療機関等への通院等が必要であると認められる場合で、転居によ

って通院等に支障を来すおそれがある場合や、現に就労または就学しており、転居によって通勤または通学に支障を来すおそれがある場合、高齢者や身体障害者で日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合で、転居によって自立が阻害されるおそれがある場合など、今後、配慮措置が必要な場合が生じたときには、被保護世帯の個別の生活状況等を丁寧に把握し、適用について随時対応してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 2回目からは一問一答方式ということで、跡地の活用方針については、今、今後という説明もあったんです。今後、住宅地域に体育施設を設けるためには、これから住民合意の手続きも必要になってきます。市民の理解が進まなければ体育館の建て替えが頓挫する可能性も出てくるわけで、自治会長などに計画を説明する中で反対が出なかったというだけで十分な市民合意が果たせたと言えるのかと、もっと広く丁寧にすべきではないでしょうか。避難所の体育館にしても、あの地域からなくすというのはあり得ないと思います。総務常任委員会で、解体着手前には民間の施設も活用して避難所指定をしていくと言われましたけれども、いつ、どこになるのかははっきりしないまま解体だけが進むというのは、住民の不安がなくなるのではないのでしょうか。

避難準備や勧告が出れば、市役所が責任を持って避難所の鍵をあけて避難所開設をするということが必要になってきます。跡地活用を考える会との懇談を重ねてきた中では、旧校舎も活用の方策はないのかと。この間、統合を進めてきた他市の事例、京都市で文物の展示など教育関係施設への転

用、豊中市では障害者・高齢者総合施設への転用などの例も紹介して、お金をかけずに使えるのではないかと提案を行ってきました。今、校舎を使っておられる自治会のカラオケセットをどこへ持っていこうと困っているという話も紹介しましたがけれども、今、解体中にも困った状態になるという方々にもしっかりと対策をすべきではないでしょうか。

木造校舎の解体も、跡地は売却だから持っていくところがないと決定されたのではないか。売却凍結なら、売却前提で進めてきた木造校舎の解体計画も見直すべきではないでしょうか。給食室の什器など、使えるものはもったいない、校舎も減築で使えるなら建て替えるよりよいのではないかと意見が上がるのではないか。売却ありきで取り上げてこれなかった、こういう状況を改めて、跡地活用全体について市民の意見を取り上げて方針をつくるべきではないでしょうか。活用の方針はこれからの形で、解体は全て先に進めるということで、市民から不安の声があらわれないでしょうか。もっと市民合意を広く行って解体の具体化を図るべきではないでしょうか。現時点で全て解体という計画を見直すよう求めるものですが、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地に係る土地利用計画方針の変更について議会に説明した後、地域の地区連合自治会へ経緯の説明をするとともに地域の皆様の意見を拝聴させていただいております。地域の皆様の意向といたしましては、校舎解体等におおむね賛同いただいていると認識しており、工事期間中の住民への配慮等の要望をいただいております。また、市民団体の皆様とは複数回の懇談会を開催し、意見交換もさ

せていただいております。市民意見はこれまでできる限りお伺いしてきており、重要であると、そのように認識しております。計画を進めていくに当たりましては、最終的には市民の代表である議会のご意見を賜った上で、地区連合自治会はじめ市民の皆様へ丁寧の説明してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 先ほどの三宅小学校の跡地の活用では、さっき避難拠点への利用という意見が一番多かったと、それを聞いたとかと言っていました。味舌のほうは、これを避難拠点しますとか、まだ何の説明もないんですよ。それでも解体だけが先に進むということに対してしっかりと見直しを行っていただきたいと思います。要望としておきます。

生活保護のほうで、家賃で差額が生まれている状態は経過特別措置を適用すべきなんです。生活加算は現物支給で全額を保障するというのが家賃についても法の精神では書かれているわけですから、保護を利用している方は、すごくご病気がちであつたりとか、社会的に出ていきにくい事情のある方もいらっしゃる。生活弱者という方ですから、転居やお部屋探しも援助の必要な方がたくさんおられます。こういった中でケースワーカーがしっかりと援助すべきだと思うんですけども、ケースワーカーの援助状況はどうですか。増員が必要ではないでしょうか。この状況だけお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 ケースワーカーの援助状況ということでございますが、この10年間の配置の状況を比べてみますと、平成18年におきましては、保護世帯680世帯

に對しましてケースワーカーが7人で、ケースワーカー一人当たり97.1人という状況でございました。一方、平成28年は、約1.7倍の保護世帯、1,138世帯に對しましてケースワーカーが11人です。ケースワーカー一人当たりが103.5人ということで、100人を超えている状況でございますので、現場を預かる者としたしましては、ケースワーカーの増員の要望を人事当局に對して行っているところではございます。

ただ、平成18年当時の体制を申し上げますと、福祉総務課として兼務の課長を除きますと、査察指導員、臨時職員を含め10人の体制でございました。一方、28年は、専任の生活支援課長である課長を含め20人の体制となつて、体制としては倍増している状況でございました。中身を申し上げますと、そこに就労支援員や、介護、年金の非常勤の職員を配置し、相談体制の充実が図られているというところでございます。さらに、生活困窮者自立支援法の施行に伴ひまして、生活困窮者自立支援事業の従事者4人も新たに配置されており、体制につきましてはかなりの配慮をしていただいているものと考えておるところでございます。ただ、今後とも、ケースワーカーについては、家庭訪問を通じて、被保護世帯の方々のために生活状況の把握に努めて、必要な施策を行つてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 最後に要望です。生活保護法に基づいて、しっかりと生活費を保障していくことを求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。(発言終了のブザー音鳴る)

○南野直司議長 山崎議員の質問が終わりま

した。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時9分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議會議長 南 野 直 司

摂津市議會議員 東 久美子

摂津市議會議員 中 川 嘉 彦

摂津市議会継続会会議録

平成28年11月7日

(第3日)

平成28年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年11月 7日(月曜日)
午前 9時58分 開 議 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員 (1名)

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
	消 防 長 樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

福 住 礼 子 議員

安 藤 薫 議員

市 来 賢太郎 議員

渡 辺 慎 吾 議員

中 川 嘉 彦 議員

- | | | | | |
|----|---|-----|-------|--------------------------------------|
| 2, | 議 | 案 第 | 5 9 号 | 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号） |
| | 議 | 案 第 | 6 8 号 | 財産の無償譲渡の件 |
| | 議 | 案 第 | 7 1 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | 6 0 号 | 平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| | 議 | 案 第 | 6 1 号 | 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 3, | 議 | 案 第 | 7 0 号 | 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 | 案 第 | 1 3 号 | 「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書の件 |
| | 議 | 案 第 | 1 4 号 | 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の件 |

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程 1 から日程 3 まで

(午前9時58分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、増永議員及び弘議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 おはようございます。順位に従いまして一般質問いたします。

初めに、介護保険の新しい総合事業の進捗状況について。

日本の人口4人に1人が65歳以上となり、平均寿命も世界トップクラスです。本市の高齢化率は24.6%、要介護認定者数は平成27年度3,470名、介護保険制度が始まった平成12年度の要介護認定者数1,100名から3倍以上になりました。新しい総合事業の内容について、実施準備における進捗状況をお聞かせください。

次に、子育て世代包括支援センターの開設と産後ケアの取り組みについてです。

本年第2回定例会におきまして、本市における妊娠期から出産後の支援状況と子育て世代包括支援センターが関係機関のコーディネートの役割を担うことを確認させていただきました。その際、母子健康手帳を渡すときに妊婦さんとの初回の面談になることから、総合窓口の設置と、保健師と必ず面談ができる体制の検討を求めました。9月から新しくなった広報紙は、初回に「せつつで、子育て」という特集で子育て支援の現場が紹介されていました。さまざまな機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたる支援を切れ目なく提供するために、子育て世代包括支援センターの開設がどのように進められているのか、お聞

かせください。

次に、B型肝炎ワクチン定期予防接種についてです。

10月1日より乳児の無料定期予防接種が開始され、補正予算が計上されております。この対象となる条件と、対象から外れる乳児の人数をお聞かせください。

次に、女性の活躍推進により策定された第3次摂津市特定事業主行動計画の取り組みについて。

平成27年8月に女性の活躍推進法が成立したことにより、労働者数301人以上の企業は、事業主行動計画を策定し、その計画に基づく取り組みが求められています。今後、この法律をきっかけに、社会全体で女性の活躍推進に向けた取り組みが、一層、進むものと期待しております。

本市も、平成17年、摂津市特定事業主行動計画が策定され、今年には第3次摂津市特定事業主行動計画が見直され、仕事と子育ての両立支援を推進してこられました。事業主行動計画策定指針の概要に示されている女性の活躍に向けた課題及び具体的な取り組みの中に、家事、子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備として、男性職員の育児休業の取得促進が挙げられています。本市の取得状況をお聞かせください。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 新しい総合事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、市としての全体像のご説明を申し上げます。

新しい総合事業につきましては、要支援者の方が利用できる介護予防・生活支援サ

ービス事業と、65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防事業がございます。介護予防・生活支援サービス事業といたしましては、主に訪問介護、通所介護がございます。訪問介護につきましては、現行相当のサービスを実施するとともに、緩和した基準による訪問型サービスAと、通所介護につきましては、現行相当に加え、短期集中予防サービスであります通所型サービスCをそれぞれ実施してまいります。これまで、緩和した基準によるサービスについて、さまざまな類型を検討してまいりましたが、平成29年度、総合事業導入に当たりましては、総合事業のスムーズな導入と介護事業所や利用者の方の急激な変更に対する不安の声に配慮いたしまして、現在サービスを利用されている方につきましては現行相当のサービスを中心に実施し、緩和した基準によるサービスについては、ケアマネジャーと相談の上、選択していただく方向で調整中でございます。

また、一般介護予防といたしましては、さまざまな啓発事業を行う介護予防普及啓発事業を実施するほか、地域介護予防活動支援事業といたしまして「つどい場」の開設と、地域リハビリテーション活動支援事業といたしまして、その「つどい場」へのリハビリテーション専門職の派遣などを実施してまいります。いずれもまだ正式な決定ではございませんが、おおむねの方向性は以上のとおりでございます。

次に、子育て世代包括支援センターの開設についてのご質問にお答え申し上げます。

子育て世代包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな悩み等に円滑に対応し、不安や悩みを一人で抱え込むことのないよう切れ目のない支援を行うものでございます。母子保健に関す

る分野と子育て支援に関する分野の両面からの支援が一体的に提供されることが重要であるため、平成32年度までの開設に向け、関係部署で協議を重ねてまいります。

開設に向けての取り組みといたしましては、来年度から、母子健康手帳の交付時に、保健師等の専門職による妊婦の全数面接を目指し、継続的な相談の実施や、必要に応じ、関係機関と協力し、支援プランの策定を行ってまいります。

続きまして、B型肝炎ワクチン定期予防接種の対象外の乳児の人数についてのご質問にお答え申し上げます。

平成28年6月22日付で予防接種法施行令の一部が改正され、平成28年10月1日からB型肝炎ワクチンが定期予防接種となりました。定期接種の対象者は、平成28年7月1日以降に生まれた1歳未満の乳児となります。ちなみに、平成28年4月から9月生まれの対象者につきましては325人でございます。定期予防接種が開始された時点において、1歳未満で定期接種の対象外となる平成27年10月2日から平成28年3月31日までに生まれた方の人数は422人でございます。

以上でございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 男性職員の育児休業についてのご質問にお答えいたします。

男性職員の育児休業の取得につきましては、取得後に育児や家庭生活への参画に対する意識が向上し、仕事と家庭の両立に対する理解が深まることから、女性が活躍できる職場づくりに不可欠であると考えております。このことから、一人でも多くの男性職員が育児休業を取得できるよう、制度の周知、意識の啓発や相談体制の充実を図

るなど、計画に基づく取り組みについて、効果の検証を行いながら進めてまいりたいと考えております。

本市における男性職員の育児休業取得の状況でございますが、平成26、27年度の2年間におきまして、対象者が40名、うち取得者が2名で、取得率が5%となっている状況でございます。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答でさせていただきます。

介護保険の新しい総合事業について、これまでは要支援1、2の方が介護予防給付を利用されていましたが、新規スタートでは65歳以上の全ての方が利用できる一般介護予防が開始されるということです。要支援1、2の方の通所型サービスCと、65歳以上なら介護認定のない方も利用できる「つどい場」について、詳しくご説明をいただきたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 短期集中予防サービスであります通所型サービスC及び「つどい場」につきましてお答え申し上げます。

通所型サービスCにつきましては、今回新たに開始するサービスでございます。まず、要支援1、2の方のお宅を専門職が訪問し、家庭での状況把握をした上で、利用者一人ひとりに合った計画書を作成いたします。実施期間は3か月という短期間で設定されており、集中して生活機能を改善することを目指すものでございます。3か月を1クールとし、必要な方については、もう1クール実施する最大6か月のメニューとなっております。この通所型サービスCを終えられた方には、その後のセルフケアとして体操などを実施していただくとともに、地域の「つどい場」をご紹介させてい

ただくことを検討しております。

次に、「つどい場」につきましては、隔週でリハビリ専門職を派遣し、継続して体操などを続けていただくことにより介護予防につなげてまいりたいと考えております。

この「つどい場」につきましては、65歳以上の方であれば、どなたでも参加することが可能であり、週1回の開催で実施していく予定でございます。高齢者のひきこもりを防止し、人とのつながりを持ち、生きがいがづくりにつながるよう進めております。

新しい総合事業につきましては、要支援者への予算的な問題として対応していただくだけではなく、介護予防を含め、いかにして高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていくことが可能であるかという視点をもって検討をしているところでございます。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 要支援者の多様な生活支援のニーズに対して市町村が提供するサービスについては、国が示すサービスの類型が幾つかある中から通所型サービスC、訪問型サービスAを選択された理由をお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 通所型サービスC及び訪問型サービスAを実施することを選択した理由につきましてご答弁申し上げます。

超高齢社会の到来の中、今後の高齢者福祉施策の中で特に力を入れてまいりたいと考えておりますのが介護予防でございます。要支援となった方が日々の生活の中で自立した生活が営めるよう、短期集中予防サービスであります通所型サービスCを選択いたしました。短期集中予防サービス終了後、地域に密着した「つどい場」につなげることで、地域包括ケアシステムの構築につな

げてまいりたいと考えております。一方、訪問介護における利用者の方の負担をできるだけ少なくすることを念頭に、生活援助に関しましては、訪問型サービスAの実施を選択いたしました。いずれも本市の地域特性やニーズに合ったものとして選択をさせていただいたものでございます。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 内閣府の高齢社会白書によりますと、60歳以上で「暮らし向きに心配がない」は70%、「何らかのグループ活動に参加経験がある」が60%おられ、高齢者が社会参加を楽しむ姿があり、このことは認知症や転倒などの予防につながってまいります。一方で、高齢者の3分の1がひとり暮らしであり、そのうち80%が、ひとり暮らしに不安を感じ、外出の手伝い、緊急時の支援を望まれています。特に、男性の20%は「困ったときに頼れる人がいない」、30%においては、「会話は二、三日に1回以下」といった現状がございます。利用料の負担が少なくできる生活支援と、施設に行くデイサービスを拒む方にとっての「つどい場」は、地域の人と一緒に介護予防に取り組み、地域コミュニティを育てることができます。摂津のよさは地域と人とのつながりであります。地域にかかわりながら、可能な限り自宅で暮らし、健康長寿に資するよう新しいサービス提供の構築を要望いたします。

次に、子育て世代包括支援センターの開設と産後ケアの取り組みについてです。

妊娠期の最初の窓口を一つにして、保健師等の面接、相談、支援プランの策定を行うことで、関係機関の連携がよりスムーズになり、きめ細やかな支援は子育て世帯の安心感を醸成します。

さて、出産後から二、三週間後、ホルモ

ンバランスの乱れから産後鬱を発症する女性が10人に1人ぐらいおられ、子育てに対する不安やストレスの蓄積などで抑鬱状態に陥り、強い疲労感や絶望感から、虐待や育児放棄、自殺につながるおそれがあるとされています。妊婦や母親の孤立、望まない妊娠や経済的な困窮など、虐待の原因をつかみ予防していくことが必要であります。児童虐待防止の観点から、産後ケアは大変重要であり、親身に相談者に寄り添い、支援しながら、ショートステイやデイサービスの対応も必要だと考えておりますが、ご所見をお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 児童虐待防止の観点からの産後ケアの重要性についてのご質問にお答え申し上げます。

出産後の母親が心身の不調や育児への不安等から精神的に不安定になり、深刻になると育児放棄や虐待などのリスクにつながる可能性が高くなってまいります。その対策といたしましては、産後の心身のケアや育児サポート等を目的とした保健師の全数面接や、相談支援の充実、また、ショートステイやデイサービス等の産後ケア事業の実施は、妊婦を支える上で有効な施策であり、実施に向けて検討をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ぜひ、重度な相談者にも対応できるよう、よろしくお願いします。

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度は、子育てを社会全体で応援する仕組みづくりが目標です。働きたい親が安心して預けられる施設、病児保育の充実、慣れない子育てに悩む親の相談場所、他者との交流場所など、ニーズが多様化され、それらを把握しやすい市町村が施

策を進め、そして、利用者が支援サービスを知り、必要に応じて利用できることが大事です。千葉県浦安市では子育てケアマネジャーの活動があり、ケアマネジャーが相談に駆け込む母親に根気よく寄り添い、専門機関につなぐ役割をしています。東京都港区では、NPOと協働で実施する子育てひろばコンシェルジュがあり、区内の子育てに役立つ情報を細かく地図にまとめ、ひろばに来た親に情報を伝えたり、仲間づくりの応援をします。また、派遣型一時保育を取り入れ、家庭に出向いての保育、園の送迎や必要に応じたお泊り保育や病後児保育があります。NPOと協働で実施していることで、医師会の協力を得ていることが特徴です。ほかにも、ホームスタートやヘルシースタートなど訪問型の子育て支援があり、切れ目のない子育て支援は行政だけで担えるものではありませんので、関係機関、NPOなど、協働体制で「せつつで、子育て」のシステム構築をお願いいたします。

まずは、保健師等との面接や相談窓口になるスペースの確保を要望いたします。現在、庁舎1階の保健福祉課が窓口ですが、時に混雑をし、雑音が多いこともあり、子ども連れの母親もおられ、母子手帳の説明やアンケート調査、面談がゆっくりとできる環境が望ましいと考えますので、ぜひご検討をお願いいたします。

次に、B型肝炎ワクチン定期予防接種について。

B型肝炎ウイルスは、血液や体液を介して感染し、母子感染のほか、血液の傷口への接触によって感染するとされています。感染力が非常に強く、体内に入ると肝炎を起こし、肝臓にすみついて肝硬変や肝がんを引き起こすこともあり、3歳以下の子ど

もが感染すると、持続感染状態、いわゆるキャリア化する可能性が高いとされています。任意での接種費用は1回7,000円ほどかかりますが、1歳未満で対象外になった未接種の乳児に対する助成についてのお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 定期接種の対象外となられた乳児に対する助成についてのご質問にお答え申し上げます。

B型肝炎ワクチンは、早期に接種を開始することで、その効果の有効性が示されています。そのため、厚生労働省は、定期接種の年齢を1歳未満の子とし、今年度が定期接種開始年度となるため、対象外となる方がおられますが、助成の措置は設けられておりません。本市におきましても、予防接種法に従い定期接種を行っており、定期接種対象外の乳児に対する助成については国に準じた対応ということで考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、対象になった4月1日生まれの乳児は、既に6か月が経過しており、1歳までに3回接種するには来年3月までに終わらなければなりません。寒い時期に入っていく、乳児の体調等で未接種になった場合はどのような対応をされるのかをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 1歳までに3回接種できなかった乳児への対応についてのご質問にお答え申し上げます。

定期接種の対象者は1歳未満の乳児でございます。1歳を過ぎますと定期接種の対象外となり、任意での接種となります。今年度、定期接種開始年度でございますので、接種期間が短期間となる対象の方には接種

勸奨の案内通知を実施いたしました。今後も4ヶ月児健診等の機会や広報等においての接種についての周知に努めてまいります。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 ワクチンを定期接種した場合、肝硬変や肝臓がんの患者数及び死亡者数が約5分の1に軽減するという状況を踏まえて、国では、B型肝炎は人から人へ感染することによる発症及び蔓延を予防するために予防接種が必要であると認められ、定期接種化されました。大人になって発症し、医療を受けることは、将来の損失につながるのではないのでしょうか。ワクチン接種をしてキャリア化を防ぐために、来年度の予算におきまして、3歳児までを対象とした予防接種の一部助成を要望したいと思っております。

次に、第3次摂津市特定事業主行動計画の取り組みについて。

男性の育児休業取得率の目標は、平成31年までの期間中15%です。取得率5%は他市と比較して進んでいるのでしょうか。

また、そのほかの女性職員の活躍に資する取り組み状況についてお答えいただきたいと思っております。

○南野直司議長 市長公室長。

○乾市長公室長 育児休業取得に係る他市の比較等についてのご質問にお答えいたします。

他市との比較についてでございますが、平成26年、27年度の2年間における政令市を除く府下団体の男性職員の育児休業取得率につきましては、全体で約2%となっております。他市と比較いたしまして、大きな差異のある団体はない状況でございます。

次に、女性の活躍推進に資するその他の取り組み状況についてでございますが、女

性職員を対象とした研修機会の増加や、長期休業期間中の支援体制の構築、キャリアアップに必要な経験を考慮した配置を行うことなどを計画に掲げております。また、家庭生活とのバランスの観点から、長時間労働の是正や休暇の取得促進など、働き方に関する職場全体での意識改革についても女性の活躍推進には不可欠であると考えております。

行動計画の策定から半年が経過した現在までの取得状況といたしましては、女性職員の活躍推進に資する研修の実施や、円滑な職場復帰支援として、休業中の職員に職場情報の提供や通信教育の案内を行うなど、新たな取り組みも行っております。女性の職業生活における活躍の必要性や意義を理解し、男女ともに活躍できる職場を目指し、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 最近、父親が休日に子どもを連れての外出や、平日の夕方に一緒に歩く姿などを見かけることが増えていると感じます。10年前、イクメンという言葉と、厚生労働省がイクメンプロジェクトを立ち上げた影響もあるかもしれませんが、育児休業の取得率は、なかなか上がりません。その要因は、給与の削減、出世がおくれる、同僚への負担、上司の理解など、家庭の経済事情の問題と職場の体制の問題であります。これは女性の育児休業でも同じでございます。

ワーク・ライフ・バランスを研究するイクメンの提唱者が、「育児休業は休暇ではなく、むしろ育児は就労よりも苛酷である。長い就労期間のわずか数か月に、人を育てる、家族を支える、地域とかかわるなど、家事と育児の貴重な体験は、将来必ず役に

立つし、働き方、仕事の改善にもつながっていく」と、みずから2回の育児休業と介護経験を語っておられました。

1990年代より、共稼ぎ世帯が増え続け、専業主婦世帯を上回っても、男性は仕事、女性は家事という考え方から、なかなか脱却できない現代において、ご答弁にありました女性の職業生活における活躍の必要性や意義を理解し、男女ともに活躍できる職場を目指すには、制度的な施策に加えて、上司や同僚のサポートが不可欠でございます。職員同士が、お互いさまという支え合う気持ちを持って働き方の意識改革につなげていただきたいと思います。

厚生労働省では、トップが本気にならなくてはいけないと、子どもが生まれた男性職員の育児休業の日程を大臣みずから報告を受けられているとのことでございます。森山市長におかれましても、ぜひとも強いリーダーシップを発揮していただき、市の女性職員の活躍推進と職場改革に本気で取り組んでいただきたく、要望いたします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 それでは、順位に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、大阪府の中学生チャレンジテストの中止を求めることについてです。

大阪府教育委員会が、府内公立中学校の1年生と2年生には昨年から、3年生には今年の6月から一斉テストを実施しました。これは、国が実施している全国学力テストのように、中学生の学力を把握・分析し、学力向上に生かすための民間委託の行政調査であるとともに、この結果が府立高校入

試のための評定に生かされる、影響するなど、これまでの入試制度や学校教育をゆがめてしまいかねない危険な問題もはらんでいると考えます。私は、摂津市教育委員会が府教育委員会に対しチャレンジテストの中止・撤回を強く求めるとともに、このテストに参加しないことを求める立場から質問したいと思います。

まず、このテストの目的、内容、また高校入試との関連についてお答えください。

次に、学童保育の民間委託問題についてです。

学童保育の民間委託については、今年6月の第2回定例会でも質問をさせていただきました。前回の答弁では、平日の保育時間の延長や土曜保育の拡大などのニーズに応えるサービスの向上が必要だと、そのために、最小の経費で最大の効果を得られる方法として民間委託を研究・検討していく、説明責任を果たしながら、他市の事例や摂津市の保育所民営化を参考にして、庁内で方針を固め、子ども・子育て会議で議論をし、その方向性をもって議会や保護者に説明していくというものでありました。その後、子ども・子育て会議の中に学童保育検討部会が設置され、検討も行ってこられました。改めて、民間委託の検討の到達点について、その内容、今後の意思決定、スケジュール等についてお聞きいたします。

三つ目に、JR東海新幹線鳥飼車両基地における井戸掘削差し止め等を求める裁判についてです。

9月2日、私も、大阪地方裁判所の第1010号法廷で、摂津市の訴えを全て棄却する、訴訟費用は原告が負担するという判決を聞きました。かつて50センチ以上の地盤沈下をもたらした地下水汲み上げを再びJR東海に認めるという不当な判決だと、

強い憤りを私は感じました。摂津市が、早速、控訴手続きをとりました。市民の安全、環境を守るために闘う摂津市の姿勢を私は支持するものです。

その上に立って、初めに、この一審の裁判経過、判決に対する評価について、お考えをお聞きしたいと思います。

1 回目は以上です。

○南野直司議長 答弁求めます。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 チャレンジテストの目的、内容及び高校入試との関連についてのご質問にお答えいたします。

平成28年度の大阪府公立高等学校入学者選抜から、調査書の各教科の評定は、相対評価から、目標に準拠した5段階の評価、いわゆる絶対評価で行われるように変更されました。この変更に際し、学校間での評価基準は、統一されたものではなく、調査書作成について学校によって大きな違いが出るのではないかと不安の声が、生徒、保護者からも大阪府教育委員会に寄せられていたと伺っております。

そこで、生徒の学力向上を図るとともに、公平な入試を実施するため、大阪府教育委員会では、大阪府中学生チャレンジテストを実施し、その検証結果を活用して、府内統一の絶対評価の基準を示すことといたしました。テストは、1年生では国語、数学、英語の3教科、2、3年生では社会、理科を加えた5教科で実施されております。1、2年生の個人評定や3年生の評定平均がチャレンジテストの結果から算出される評定の範囲内でない場合は、大阪府教育委員会から提供された資料に基づき、各中学校が生徒の評定を修正いたすものでございます。

○南野直司議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 学童保育の民間委託についてのご質問にお答えいたします。

第5次行政改革におきましては、民間にゆだねるほうが経費面、サービス面とも効果的な行政サービスについては、民間委託を行うという方針がございます。学童保育事業も民間委託を検討する項目に挙がっており、内部検討を行い、担当として委託を行っていくという考え方を、議員からもご説明がありました子ども・子育て会議の学童保育検討部会に説明してまいりました。学童保育検討部会におかれましては、8月24日、9月14日、10月4日の計3回開いていただき、我々の考え方をるるご説明いたしました。それをもちまして、民間委託により経費面での効果があり、延長保育の実施や土曜日保育の毎週実施が見込まれるのであれば、委託は了解との結論をいただいたところでございます。

今後は、今月、11月21日に開催を予定しております子ども・子育て会議全体会においてご意見をまとめていただき、同会議から市に対してご意見を頂戴する予定をいたしております。その後、市としての方針を決定し、議員からもご説明がありました関係各位にご説明をしてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 JR東海との裁判における一審の訴訟経過についてのご質問にお答えいたします。

平成26年11月14日に、大阪地裁に環境保全協定の効力が茨木市域にも及ぶこと及び鳥飼車両基地における井戸掘削の差し止めを求め提訴して以来、5回の口頭弁論と5回の弁論準備手続きが行われました。

本年9月2日に、原告である本市の訴えを棄却するとの判決が出されました。判決の要旨は、条例に基づいて締結されている環境保全協定の効力は、条例と同じく摂津市域に限定されること、法的拘束力についても、協定は条例を補完しているにすぎないため、協定書第8条の地下水取水規制は法的拘束力を持たないとのことでございました。

本市といたしましては、この判決は、これまで本市が主張してまいりました旧国鉄からの交渉経過は一切しんしゃくせず、地盤沈下の危険性は全く判断することなく、環境保全協定書の形式的な文言解釈を行うなど、不当判決であると考えております。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 2回目からは一問一答で質問をさせていただきます。

中学生のチャレンジテストについてです。

このテストの主体は大阪府教育委員会ですが、摂津市教育委員会も参加するというので、主体的に参加をしているということです。やはり主体的に判断をしていただきたいと率直に思います。

今、評定のつけ方が絶対評価に変わったということで、より公平性を保つためにこのチャレンジテストを行うという説明が行われたわけですが、逆に、これは絶対評価の公平性どころか最悪の相対評価になってしまっていくのではないかと、生徒たちの学校での生活態度、平素の学習態度や子どもたちのすぐれている点であるとか個性を生かして、テストでははかれない子どもたちの評価をしていく、これが高校入試のときの評定のつけ方の基本だと、文部科学省のQ&Aにもそのように書かれているわけですね。こうした評定のつけ方がたった1回のチャレンジテストの点数によって修正さ

れてしまうということが大きな問題だと思います。今年1月に既に実施された中学校1年生と2年生のテストで、新聞報道によりますと、生徒の1割から3割が、この1学期、2学期と、学校生活の中で先生、学校がつけてきた評定を修正させられたとありました。解答用紙の裏面に気づかないで、ふだんの実力を発揮できずに、本来5だった生徒が、最終的にその学年の評定が2段階も下がってしまった生徒もいたと報じています。摂津市の生徒の実態はどうだったのか、修正の実態はあったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今年1月に実施されましたチャレンジテストの結果を受け、平素の学習状況を評価してつけられた評定を修正することになった状況は、全中学校において、1、2年生とも、テストが実施された各教科で数名存在いたしました。

以上でございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 各教科、各校数名ですので、中1、中2、市内全域5校で200件を超す修正があったのではないかと想像できるわけですが、このチャレンジテストの問題点はもう一つあります。3年生のチャレンジテストは、個人の評定ではなく、その生徒が所属している学校の評定平均を決めるということになる、いわゆる団体戦と言われている評価の仕方です。学校の平均点の低いところは、いい点数をつけられる子どもの数が減ってしまう、平均点に合うように子どもたちの評定を調整したり、相対的に配分をしなければならないということが生まれてしまう、同時に、テストは5教科しかないけれども、評定は9教科全てにつけるもので、テストをしていないほか

の4教科にも影響を与えてしまう、非常に不公平な、不合理なチャレンジテストだと言わなければなりません。こうしたチャレンジテストを摂津市の子どもたちにも受けさせて点数を競わせる。これが高校入試に影響されるんだと。このようなことをやっていいのかどうか、教育上の問題から不適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 1、2年生の個人評定や3年生の評定平均がチャレンジテストの結果によって修正される場合もあることにつきましては、改善の必要もあると考えております。しかし、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の極端なぶれを是正し、公平性を担保するため、チャレンジテストに参加し、大阪府教育委員会からの資料提供を受けることにつきましては、公立高校入試にかかわることでありまして、公からも必要なことであると考えておるところでございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 どう考えてもこれは教育的におかしいと思うんですね。学校教育、中学校生活3年間も大きくゆがめてしまいかねない問題だと思うんです。

質問を変えますが、テストを受けられない場合は、その生徒の評定はどうなるのか教えてください。

それから、これまで勉強をあまり努力してこなかった子も、1月のチャレンジテストさえ100点取れば、今までずっと2や3であったのが5になるから、チャレンジテストだけ頑張ればいいんだという子どもたちがいたりとか、私がテストを受けることで学校に迷惑をかけるから受けないほうがいいんじゃないかという声が府内各地で

聞かれますが、摂津市内の学校の状態はどうだったのか、把握しておられるでしょうか。また、学校の現場で特別なテスト対策をとった事例はあったのかどうかについてもお聞きしておきたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 テスト当日の欠席者の評定についてでございますが、日常の学習結果を評価してつけられるものでございます。

また、テスト当日の混乱等は、特になかったと伺っております。

さらに、各中学校におきまして、テスト対策として事前に補習を行う等、特別な対策をとった学校はないと聞いておるところでございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 実態は、いろいろ塾産業がチャレンジテスト対策といって1件1万8,000円からなどの広告が打たれている。また、府内のさまざまな学校では、チャレンジテストに向けた特別な対策が打たれている。子どもたちの中でも、子どもたちの人間関係や友情にひびが入るような事態も生まれかねない状況も生まれている。このチャレンジテストの問題が子どもたちや保護者の中にどんどん広がっていけばいくほど、摂津市教育委員会が進めている、生きる力を身につける、真の学力をつける、そのための努力そのものも無になってしまいかねない問題だと思うんですね。改めて大阪府教育委員会に、こうした学校教育をゆがめるようなチャレンジテストは中止せよと、改善せよと、摂津市としてもこれは改善しなければ受けられないと強く求めていく必要があると思いますが、教育長に見解を伺いたいと思います。

○南野直司議長 教育長。

○箸尾谷教育長 チャレンジテストにつきましては、先ほど部長から答弁しましたように、府内の公立高等学校の入試の調査書を従来までの相対評価から絶対評価に変えるということに伴って導入されたものであります。

ご存じのように、相対評価というのは、各評定の人数がそれぞれの集団の人数の比率によって決まっているということで、例えば10段階でいいますと、300人の学校だったら10の人数は何ぼ、9は何人とあらかじめ決まっているものであります。

一方、絶対評価のほうは、あらかじめ各学校で決めたそれぞれの教科の到達度、達成した状況によって評価されるもので、簡単にいいますと、10の人数とか9の人数は決まっておりません。子どもたち一人ひとりの頑張りによって評価されるというものであります。

ただ、これに変える際に、例えば、その評価基準であったり、あるいはテストの難易度によって学校で評定のばらつきが生じるんじゃないかという疑問が生じてきたわけです。府の当時の教育委員会、今は大阪府教育庁という名前に変わっておりますけれども、府教育委員会では、府内統一の評定の物差しとして一斉テストを実施するという事になったわけですね。もちろん、本市といたしましても、絶対評価を導入する際には、中学校のそれぞれの教科の担当者を集めまして、五つの中学校の評価基準等については交流を行い調整をしましたがけれども、入試ということになりますと、市内だけの評価基準の調整では足らずに、やっぱり他市町村との調整というのも求められることになってまいります。そういう意味でいいますと、このチャレンジテストというのが府内一斉に行われることの評価活動に

対する検討・改善という意味では有用なものかとも思います。

しかし、一方、今、議員からのご指摘ありましたように、私もこのチャレンジテストには課題があると感じています。一番大きいのは、先ほど議員もおっしゃいましたが、やはり1年間を通じて、それぞれの子どもたちの日常の活動、テストの点以外のさまざまな頑張りを加味して評定をつけるという趣旨でつけられている評価が、たった一度のテストで、95%は入るんだと、その95%に入らないあまりにも極端な例にのみ枠をはめるんだという説明を教育庁はしておりますけれども、それでも、たった一度のペーパーテストで、子どもたちの日ごろの頑張りを補正といいますか、修正せざるを得ないようになるというチャレンジテストの活用方法には、やはり疑問が残るところであります。

そういった意味で、今までも府のさまざまな機会を通じて、府教育庁に対して、このチャレンジテストの制度設計については私のほうからも一定意見を言わせていただいておりますけれども、今後も引き続き、このチャレンジテストの活用については一定是正を求めていきたいとは思っておりますが、やはり平成29年度の大阪府公立高校入試の実施要項に、このチャレンジテストを使って調査書を作成するというルールが定められています以上、本市につきまして、このチャレンジテストに参加しないということは、子どもたちへの不利益が予想されますことから、参加はするということで考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ふだん、摂津市の教育方針、学力向上プランなどを掲げておられるわけ

ですが、実際のこのチャレンジテストの実態から、聞いていて非常に歯切れの悪いご答弁だと思いました。絶対評価を採用している都道府県がほとんどだと聞いておりますが、たった1回のテストで評定を決定してしまうやり方をしているのは大阪府ぐらいだと報道もされていますので、まずは、子どもたちの真の学力定着、中学校生活3年間をどう暮らしていくのか、それが生きる力にどう結びつけていくことができるのか、それを第一に考えて、このチャレンジテストの中止を求めている、改善を求めているということを申し上げておきます。

続いて、学童保育の民間委託についてであります。

私は、放課後の公立学校内の施設の中で、義務教育の児童の生活の場として提供する学童保育は、学校、地域、保護者との連携が欠かせず、民間委託ではなく今までどおり直営で実施すべきであると考えます。それが検討部会でも直営を望む複数の声になっていたと私は思います。民間委託がやむなしという結論は、検討部会での一定の方向性は財源確保のためと考えられますが、検討部会の中で出された幾つかの意見があったと思います。それを紹介してください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 安藤議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て会議の中で学童保育検討部会というのをつくっていただきました。今からご紹介させていただきますのは、その検討部会から子ども・子育て会議の会長にご提出される報告書でございます。先ほど、1回目のご答弁でも申しましたが、11月21日に子ども・子育て会議全体会で議論いただいて、最終、市へ報告書をいた

だけるということになっております。そのことをまず申し上げて、その中身をご説明させていただきたいと思います。

本文につきましては、先ほどの1回目に要約をご説明させていただいたとおりでございます。附帯意見として、子ども・子育て会議から7点の附帯意見を頂戴いたしているところでございます。中身をそのまま読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目でございます。委託を実施する学童保育室の保護者に対して誠意ある説明をし、理解が求められるよう努めること。2点目に、既存の保育サービスの質を担保すること。3点目といたしまして、保育サービスの平等性、均一性を保つために、市と事業者との連絡会等を設置すること。4点目といたしまして、事業者を選定する際は、保護者の代表の意見が反映できるように配慮すること。5点目といたしまして、事業者の選定に当たり、事業者からの応募がなかった場合においても、既存の保育サービスの質を低下させないようにすること。6点目でございます。民間委託実施において、市は保護者及び事業者と意見交換を行う場を設けること。7点目、対象年齢の拡充について、施設面での制約もあるが、さらに研究を行うこと。以上が附帯意見でございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 民間委託は致し方ない、その上での意見ということで、大変重要な指摘だったと思います。

加えてお聞きしますが、学童保育の運営経費はほとんど人件費であります。民間委託との比較はどのように説明されたのか、お答えください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 同検討部会において、
るご説明をさせていただきました。まず、
現在の運営方法と、もし民間委託を実施し
た場合の単価の差でございます。1校当
たり約730万円という財源効果があるとご
説明をしております。現在の運営経費につ
きましては、決算額をもとに数値をはじい
ております。民間委託における委託額とし
ましては、担任指導員の単価を保育所運営
費における主任保育士の単価を用いており
ます。補助指導員におきましては、時間給
1,000円ということで試算をしたところ
でございます。本市の試算と、既に民間
委託を行っておられる他市の試算、他市に
おける人口案分等で試算した場合、ほぼ同
等の額になるということもご説明をさせて
いただいたところでございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 1校当たり七百数十万円とい
うことであります。これが高いのか安いのか、
行政の責任を果たす上で、私は必要な
コストだと思っております。

他市でも民間委託を行っているところが
増えているとも聞きますが、他市の状況は
どうなのか。公募しても応募事業者が集ま
らないとか、保護者会への対応がなくなっ
てしまったとか、さまざまな問題があると
聞いています。より問題なのは、指導員が
集まらない、ころころと人がかわる、契約
期間満了で業者がかわってしまう。コスト
重視でありますから、民間会社であれば当
然のこととは思いますが。しかし、学童保育
について、文部科学省が示している運営指
針においては、子どもとの安定的、継続的
なかかわりを重視して、支援員の雇用は長
期的に安定した形態を求める、運営主体で
も、育成支援の継続性という観点から、安
定した経営基盤と運営体制を有し、子ども

の健全育成や地域の実情についての理解を
十分に有する主体が継続的、安定的に運営
することが求められるとあります。民間委
託を進めていく上でのデメリットと矛盾し
ますが、どう考えていますか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 府内では既に、民間委
託を行っている団体が7団体ございます。
一部の団体においては、公募で全て集まら
なかったという実態もあることは把握して
いるところでございます。また、議員から
もありました安定的にということござい
ますが、基本、我々としては、今回はあく
まで民間委託でございますので、事業自体
は市が行い、その中身について民間の活力
を活用したいと考えているところでござい
ます。

先ほどの附帯意見にもございましたよう
に、既存の保育サービスの質を担保するよ
うなご意見もございました。また、その中
で、市、保護者、業者との協議の場も設け
るようというご意見もございました。ま
だこれから検討することは種々ありますけ
ども、市の方針が決まり、民間業者が決ま
った段階には、附帯意見について守ってい
けるよう市として努力してまいりたいと考
えております。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 継続性、安定性という点では
大変に疑問が残るところであります。学童
保育は、新制度のもとで法的に位置付けら
れて、質、量ともに充実が求められていま
す。今、部長がいろいろな課題があるとお
っしゃいました。指導員の資格要件や、現
在70名の支援の体制の単位を40名にし
ていく、これは数年の猶予しかありません。
現在でも定員を大きく上回っている学校も
あります。施設面での課題もたくさんある

はずです。民間委託の前に、確たる理念の上で方針と計画を立てて環境を整えていくことが大事だと思います。そうした検討はされているのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 議員からもご紹介ございました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がございます。その中で、議員からもご紹介がありましたように、経過措置を設けております。1点は、人数のところでございます。また、指導員の資格要件のところでございます。5年間の経過措置を設けて、5年後にこのことを、きっちりできるように、今、検討しているところでございます。前回、第2回の定例会においてもご説明いたしましたが、その中で第3条に基本理念をうたっております。その基本理念が実施できるよう、5年後に向けて鋭意努力をいたしているところでございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 まだ市としての方針が決定されておられません。目先の民間委託ではなくて、学童保育がどうあるべきか、部長も答弁されてこられました。その中身について情報公開をし、拙速な民間委託を進めるやり方をしないように強く求めておきたいと思います。

次に、J R東海新幹線の車両基地井戸掘削問題についてであります。

ご答弁をいただきました。今後の裁判をどのように進めていくのか、お聞きしておきたいと思います。

○南野直司議長 環境部長。

○北野環境部長 一審の判決は、環境保全協定に法的拘束力がないとしております。本市は、多数の事業者と環境保全協定を締結しておりまして、この協定を守る法的義務

がないとすれば、今後の環境行政に大きな影響を及ぼすと考えております。また、協定の適用範囲についても、文言解釈を行うのみで、極めて形式的な理由から摂津市域内に限定するとしております。さらに、茨木市域を適用範囲に含めることによって、J R東海の法的義務範囲が不明確になっているような不可解な判断もされておるところでございます。

それで、一番大きな問題は、過去に基地周辺で大きな地盤沈下が起こった危険性について何ら判断していないということでございます。この判断は、汲み上げの再開を容認するということで、住民の不安の声に全く応えていないという判断結果でございます。

これらにより、本市は控訴する必要があると考えまして、9月12日に大阪高等裁判所に手続きを開始したところでございます。現在、控訴理由書を提出すべく弁護団と協議しておるところでございます。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 昨年の参議院の国土交通委員会で、日本共産党の辰巳孝太郎議員がこの問題を取り上げました。当時の国土交通大臣は、「私は聞いていない」、「訴訟中で答弁を差し控える」という逃げの答弁でしたが、水循環基本法について聞かれた内閣官房水循環政策本部の事務局長が、国、地方公共団体、行政、民間団体と関係者は、基本理念の実現を図るために相互に連携して協力しなければならないと、その趣旨を答えております。J R東海の姿勢は、この法律の趣旨にのっとっているのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 環境部長。

○北野環境部長 ご質問の水循環基本法ですが、これは議員立法で、今のところ、理念

法律ということで、この法律の理念は、地下水は河川と同様に公水であるという考えに基づいて制定された法律でございまして、本来、各論として、地下水の規制であるとか、各論の法律を制定するという動きがあったんですが、ＪＲ東海のリニア新幹線の事業に支障するのではないかというご意見も伺っておりまして、ご指摘の関係は出てくるのかと、これはあくまで私の推測でございしますが、そういう考えを持っております。

○南野直司議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ＪＲ東海の姿勢は、自治体や地域住民の環境や安全を守るという姿勢が全くないというのは、これまでも共通の認識として裁判を闘ってこられたかと思えます。ＪＲ東海は、今、自己資金９兆円をかけてリニア中央新幹線を建設していこうとしています。今度、お金が足りなくなったからといって、新たに３兆円の公的資金の投入の検討も始まっていると聞いております。ところが、工事の沿線の自治体住民からは、生活環境の悪化など、不安の声が上がっているにもかかわらず、工事がどんどん進められていると。まさに摂津市で起きていることにダブるわけであります。私は、摂津市のこの裁判闘争だけでなく、裁判の外でこういった活動をしている人たちと共有しながら一緒に闘っていく、世論を形成していく活動も必要だと思えます。市長に見解を伺いたいと思えます。（発言終了のブザー音鳴る）

○南野直司議長 市長。

○森山市長 安藤議員の質問にお答えをいたします。

今、いろいろ話が出てきましたが、５０年前、ＪＲ東海は大量の水を汲み上げて、５０センチ以上も地盤が沈下した。５０セ

ンチというのは異常な数値でございます。ああでもない、こうでもない、いろんなやりとりが当時あったと思いますけれども、先人が知恵を絞り、汗をかいて、市民と、そして旧国鉄との間で、今後は井戸はもう掘らないという協定を結んだわけでございます。この協定は、私は法律的に非常に大切な約束事だと思っております。

この間、私も最後の判決を直接現場で聞きました。この事実に関わりなく触れずといいますが、そして、地盤沈下の因果関係、これにも目をそむけてしまったと。過去に５０センチという異常な沈下があった事実があるわけであります。１回下がったものは二度とは上へ上がらないんですね。そういう意味では、今後、これ以上絶対に地盤沈下させてはならない、そんな思いはみんな一緒だと思います。そういうことで、裁判所はこの判決から逃げてしまったのではないかと。ただただ、基地全体の３％の市域のみを捉えただけでこの裁判は成立しないという判決内容であったと思います。非常に憤慨をいたしております。そういうことで、今、おっしゃいましたように、関係者はもちろんであります。市民を挙げて、今後も水を汲み上げさせない、全身全霊をかけて、また闘っていきたいということで即刻控訴をしたわけでございます。

以上でございます。

○南野直司議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、市来議員。

（市来賢太郎議員 登壇）

○市来賢太郎議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学習意欲の向上について。

平成２８年度も、全国学力・学習状況調査が４月に行われました。まず、その結果

について、本市の小学生、中学生の学力は上がったのかどうか教えてください。また、学習状況についても、家庭での学習習慣などについて、どうだったのか教えてください。

続きまして、ごみ行政について。

市民が快適に日々の暮らしを営んでいくために、自治体が責任を持って行わなければならない事柄の一つにごみ行政があると考えます。摂津市では、本年、焼却炉の精密機能検査を行うとともに、ごみ処理の広域化に向けて茨木市との協議を重ねておられると思いますが、まず、広域化に向けて行われている広域ごみ処理連絡調整会議の進捗状況と、その会議で話されている内容についてお伺いしたいと思います。

続きまして、消防行政について。

本年4月から、広域消防連携として、吹田市と本市とで消防指令業務共同運用が開始され、半年がたちました。共同運用開始に当たりましては、市民生活におけるさまざまなメリットをご提示いただきまして、それが実現されてきたものだとして理解しています。また、消防指令センター及び消防デジタル無線を2市が共同して整備を行ったことで、整備費や維持管理に係る費用の低コスト化を図ることが可能になったなど、本市財政運営についてもメリットが大きかったと理解をしております。

それでは、現在、指令共同運用状況と、新たに見えてきた課題や問題点、またはメリットなどあれば教えてください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 今年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果についてお答え

いたします。

まず、全国学力・学習状況調査のうちの学力調査でございますが、小学校につきましては、平均正答率対全国比では、国語、算数の全区分で、昨年度と比較して全国平均に近付きましたものの、依然、全国平均を下回っている状況でございます。また、中学校につきましては、平均正答率対全国比では、昨年度より国語Aは全国平均に近付いたものの、その他の区分では若干その差が広がり、全般的には、おおむね昨年度と同程度でございました。

一方、学習状況調査につきましては、小学校、中学校ともに、自尊感情や規範意識等に課題が見られ、特に、家庭での学習習慣については、休日に全く学習をしない児童・生徒の多さは、スマートフォンや携帯電話の使用時間の長さや所持率の高さとともに依然として大きな課題であることが明らかになっております。

以上でございます。

○南野直司議長 環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 広域ごみ処理連絡調整会議の進捗と協議内容についてのご質問にお答えいたします。

茨木市との広域ごみ処理連絡調整会議は、平成27年6月に設置し、現在まで14回の会議を開催し、課題の整理に努めておるところでございます。

具体的な協議内容でございますが、両市の現有処理施設の処理方法や処理能力、処理量等の分析、摂津市域からのごみ収集車両の搬入ルート、また、広域化の運営形態につきましては、一部事務組合方式、連携協約方式、事務委託方式、協議会方式などを検討しております。また、先進的な取り組みの施設見学を行うなど、効率的で長期

的に安定した両市にとってメリットのある方式を採択したいと議論しているところでございます。

○南野直司議長 消防長。

(樋上消防長 登壇)

○樋上消防長 消防行政についてのご質問にお答えいたします。

消防指令業務共同運用の効果といたしましては、両市で消防指令センターを構築したことにより、高性能、高機能の指令システムを運用することが実現し、119番の受信・処理能力が向上することにより、より正確で的確な対応が可能となったものでございます。また、災害発生状況、消防車両出動情報を一元管理することができ、大規模災害はもとより、建物火災においても応援出動が迅速に行えるようになり、相互応援体制を強化することができたところでございます。運用開始から半年が経過し、運用は順調で、現在のところ新たな課題は発生しておりません。

今後につきましては、指令業務の専門性に鑑み、本市からの派遣職員の円滑な人事ローテーションと新たに派遣する職員の指令技能向上のための教養訓練等について取り組む必要があると認識しているところでございます。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問を行います。2回目以降は一問一答方式で行います。

まず、学習意欲の向上について。

ご答弁をいただきまして、学力状況については、平均正答率対全国比において、小学生で少し向上した区分もありましたが、中学生に関しては、おおむね横ばいということがわかりました。

また、学習状況については、スマホの使

用時間の問題をご答弁いただきましたが、本市の子どもたちがスマホやテレビに多くの時間を割いていることや、新聞を読まない問題、また、家庭で全く勉強しない子どもたちの割合が多いということなど、これまでも問題視されてきた事柄だと思います。学校での授業改善、家庭での学習習慣、生活習慣において、昨年より改善したこと、また、本年度も課題として残っていることなど、状況についてお伺いしたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 まず、改善が進んだ点でございますが、昨年度から今年度にかけて、各学校の授業研究がこれまで以上に進んでおります。特に小学校におきましては、9校が授業公開を伴う研究発表会を行い、その成果が今年度の結果にあらわれていると捉えております。

また、家庭学習習慣や生活習慣の定着についての課題に対しては、昨年度、保護者向けの啓発リーフレットを毎学期配布しましたが、今年度も、予習、復習を含め、平日、休日ともに家庭学習の時間は全国平均と比べて短く、課題解決が十分に進んでいるとは言えない状況でございます。

以上です。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 学校での授業研究はこれまで以上に進んでおりますということで、これからもどんどんと改善して進めていただきたいと思います。

また、家庭での勉強時間について課題が進んでいないということでしたが、これまで、この問題に対して解決に向けた取り組みはなかったのか、もし取り組みがあったのであれば、どのようなことを取り組まれたのか、お伺いしたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 各学校におきましては、児童・生徒に出す宿題の内容が主体的な学びを促すよう、さまざまな工夫をいたしておるところでございます。また、学校教育課におきましては、ホームページを活用しまして、保護者への啓発については、今年度も行っておるところでございます。さらに、現在作成いたしております学校教育スタンダードのアクションプランにも、家庭における自学自習の方法の指導や計画的な課題の提示を行うことなどを盛り込んでおるところでございます。

以上です。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 家庭での学習習慣定着のための取り組み、また、ホームページなどで啓発を行っていただいているということで、取り組みについてわかりました。

私は、勉強するに当たり、学校の先生が何を言っているのかわかる喜びとか、また、問題が解けたときの喜びとか、小さな喜びを多く重ねていくことで勉強が楽しくなって、学校の授業も楽しくなり、また、家庭でも自分から机に座る時間を多く持てるようになるものだと思っています。その点において、いわゆるつまずきの状態に陥るなど、何かのきっかけで一度勉強がわからなくなってしまった子どもたちへの対応について聞きたいと思います。一度つまずいてしまうと、学校の授業についていけなくなって、学校の先生が何をおっしゃっているのかわからなくなったりするかと思います。学生は多くの時間を授業に割くものだと思いますけれども、先生が何を言っているのかわからない状態で1日早く済んでほしいと思いながら机に座っているのはかわいそうなことだと思いますし、それによっ

てもっと勉強嫌いが進んでしまうのではないかと思います。早くに改善されることが一番よいことだと思いますけれども、そのような学力に課題のある児童・生徒に対しての支援、本市はどのようなことを行っているのか、お伺いしたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 さまざまな学習上の課題を抱える児童・生徒が学習に臨みやすいように、各校ではユニバーサルデザインの視点を踏まえた学習環境づくりの研究を進めております。また、個別指導や支援の充実を図るため、小学1年生等学級補助員や学習サポーターなどのいわゆる学校支援人材の配置、及び放課後しゅくだい広場や土曜しゅくだい広場などの学びの場づくりに引き続き取り組んでおるところでございます。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 つまずきに対する支援も行っているものだと理解いたしました。学習上の課題が生まれてしまうのは、何がきっかけでそうになってしまうのかわかりづらいことも多いと思いますので、しっかりと子どもたちに目を向けて、そして、一度課題を抱えてしまった生徒には、スピード感を持って対応していただきたいと思います。

また、授業改善も家庭学習も、児童・生徒の意欲向上が必要不可欠であると思いますが、その点について、見解と取り組みについてお伺いいたします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 議員がご指摘のとおり、学力向上の基盤となるものは、子どもたちの学習意欲であると捉えておるところでございます。児童・生徒一人ひとりの学びを後押しして、もっと学びたい、そう思

える授業、そして、きょうの学びの余韻に
浸り、あしたの学びはどんなものかと期待
感を持って家庭学習に臨めるように、各学
校の取り組みに対して、今後も支援を行っ
てまいりたいと考えております。

特に、今年度中に告示される予定の新しい学習指導要領につきましては、主体的、
対話的で深い学びの視点から学習課程の改
善を目指しており、各学校に対しまして、
告示前からその趣旨の周知徹底を図ってお
るところでございます。

また、児童・生徒の学習意欲向上には家
庭や地域との連携が不可欠であり、各学
校の教育方針や具体的な教育活動にかかわ
っての発信をこれまで以上に行ってまいり
たいと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 授業改善、家庭学習への
取り組みを行っていただいているというこ
とですけれども、例えば、私が学生のころ
なんですけれども、漢字の書き取りや英単
語の書き取りで、手が真っ黒になるまで書
いたような記憶があります。また、今はな
いものと願いますけれども、例えば宿題を
忘れてしまったときに、書き取りの回数が
2倍になったりとか、本来勉強であるはず
のものが罰のように使われてしまうような
状況も当時がありました。10回書こうが
100回書こうが、嫌々書いているのであ
れば、全然単語も漢字も覚えられないもの
と私は考えます。嫌々やっても勉強好きに
はならないと思いますので、そういった授
業や宿題がないものを期待します。

また、生徒が楽しんで受けられる授業、
率先して行える宿題をはじめとする家庭学
習への工夫をしていただくことで、学習意
欲の向上が図られ、ひいては学力の向上に

つながっていくものだと私は確信しており
ます。ご答弁の中にもありました、もっと
学びたいと思える授業、きょうの学びの余
韻に浸り、あしたの学びへの期待感を伴う
家庭学習を各学校で実践していただきます
ようお願いしまして要望いたします。

続きまして、ごみ行政について、2回目
です。

ご答弁をいただきまして、広域ごみ処理
連絡調整会議の内容についてわかりました。
私も以前、民生常任委員会でごみ処理の広
域化について視察に行かせていただいたこ
とがありました。そこで、広域化を実現す
るには乗り越えなければならない課題がた
くさんあるのだと率直に感じました。効率
的で両市にメリットが生まれる広域化実
現に向けて、しっかりと議論を重ねていただ
きたくお願いするものでありますが、万が一
広域化の協議が整わなかったときのお考
えについてお伺いしたいと思います。

○南野直司議長 環境部長。

○北野環境部長 本市の焼却炉の耐用年数は
平成40年と見込んでおりまして、耐用年
数までは現施設で焼却いたします。その後
は広域化によって効率的なごみ処理行政を
進めてまいりたいと考えております。

ご質問にございました広域化の協議が整
わなかった場合についてでございますが、
約2年間にわたり、茨木市と課題整理に努
めてきたわけでございます。我々いたしま
しては、ごみ行政の長期安定を目指し、
基本合意に、ぜひとも合意したいと考えて
おりますが、ご質問ございました条件面等
で折り合いがつかない場合はどうするか
という問題でございます。今年度、精密機
能検査というのをやっておりまして、平成
40年までを基本に現在の施設等を分析し、
必要な営繕費用を積み上げております。万

一、協議が整わなかった場合は、その平成40年以降、さらなる延命化が可能とは聞いておりますので、その部分を積み上げ、検討してまいらなければならないと考えております。

以上でございます。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 ご答弁をいただきまして、平成40年以降、さらなる延命も不可能ではないということがわかりました。できるだけそのようなことにならないように、茨木市との協議を慎重に繰り広げていただきまして、広域化実現に向けて進めていただきたいと思いますと思いますが、いざというときに、摂津市のごみ行政がストップしてしまい、どこも焼くところがないとならないように、補完の一つとして、方策の一つとして視野に入れておくべきことの一つだと思ひまして質問をさせていただきました。

また、これから広域化の協議を重ねていただく課題の一つに、負担割合というものが生まれてくるのではないかと思います。市民の血税を預かって行っていく事業でもありますので、これから人口割なのか、分量割なのか、また違った方法なのか、まだはっきりとはしていないとお伺いしておりますが、広域化を行う上で、単費で行うよりも本市にとって財政的なメリットが生まれるよう、協議を重ねられるようお願いしまして要望いたします。

続きまして、消防行政について、2回目です。

消防指令業務共同運用については、運用開始以来、新たな課題や問題が発生することなく、当初想定された効果が発揮できているとわかりまして、とても安心いたしました。日々の指令業務がよりの確・迅速に処理されていることに加え、大規模火災を

はじめ、特殊災害発生時には、情報が一元化されたことにより、相互応援がより迅速に行えるということは、本市にとっても本当に心強く、安全・安心のまちづくりに大きく貢献されているものだと思います。引き続き、最大限円滑な運用ができるよう、吹田市との連携をお願いいたします。

さて、少し気になりますのが救急業務であります。本市の救急統計を拝見しますと、平成27年度中の出動件数が4,581件と年々増加しており、ここ10年だけで500件近くも増加しているように見受けられます。1日平均で12件以上、さらには、救急病院受け入れ等の課題も相まって、救急に対する負担はますます厳しくなっているものではないかと推察されます。高齢化の影響もあるかと思いますが、全国的に救急車が不足しているという状況も耳にしたことがあります。本市でも同様の事情があるように思いますが、そこで、火災をはじめ、災害に係る相互応援体制がスピーディーにとれるようになったということは非常に心強いものですが、救急業務に関しまして、相互連携はどうなっているのか、お伺いいたします。

○南野直司議長 消防長。

○樋上消防長 救急業務に関する連携の現状につきまして、お答えいたします。

消防指令業務共同運用の開始に合わせ、吹田市と消防相互応援協定を再締結いたしました。その内容といたしましては、建物火災をはじめ、大規模災害発生時の消防及び救急の相互応援でございます。しかしながら、救急につきましては、ご指摘のありましたように、全国の例に漏れず、本市のみではなく、吹田市におきましても非常に需要が多く、両市ともに救急車が不足しているのが現状でございます。また、日々の

出動業務での救急相互応援は現実的なものとはなっておりません。このようなことから、増え続ける救急需要に的確に対応し、市民ニーズに応えることが今後の大きな課題であると認識をいたしております。

○南野直司議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 救急についての課題がわかりました。今後も、高齢化に伴い、救急への需要はさらに高まると想像されます。救急の相互応援は現実的ではないというご答弁でしたが、救急業務の円滑運用を行うために、その体制づくりなどは、しっかりと検討していただきたいと思います。また、急な病気やけがなどの場合に、救急車を呼んだほうがよいのか迷ったときに相談ができる＃7119の啓発などに努めていただきまして、また、救急車の適正利用につなげ、増加する出動件数が少しでも緩和されるような対策を講じていただきたいと思います。今後も、市民の安全・安心を守るために頑張ってくださいと思います。要望いたしますので私の質問を終わります。

○南野直司議長 市来議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

市長のコンプライアンス意識についてでございますが、先日、野口議員が質問された内容と重なる面があると思いますが、さらに突っ込んで質問させていただきたいと思います。主には先日の市長選挙に関しましてのお礼文に関して質問させていただきたいと思います。

9月の市長選挙の後、市長は、選挙のお礼としての文書を早々に、自治会長108通、各種団体代表者54通、大阪府関係者

6通、大阪府関係議員59通、市長会関係者3通、府内市町村長42通、合計272通の封書を行政の封筒で秘書課の名前で行われました。まずは、文書の内容を読みますと、明らかに選挙のお礼の文書であり、市長が弁明されているような過去の行政への協力に対してのお礼や今後の行政への協力的意ではないのは明白であります。これは、公職選挙法第178条に違反し、同法第245条に当たると思います。

次に、272通の郵送料2万202円は、公金の流用として先日のMBSのニュースで取り上げられましたが、文書の中でも「私こと」と書いてあり、これは背任罪(刑法247条)に当たると思われます。

最後に、272通の自治会長及び各種団体の長に対しての送り先の名簿に関して、市長が私的文書を送るために市長の権限で名簿から住所を取得した場合、摂津市個人情報保護条例第53条に違反すると思われる。

以上のことに関して、お考えをお聞きたいと思います。

また、選挙に関して統括されている選挙管理委員会の見解も併せてお聞きしたいと思います。

これで1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

きのうも野口議員から質問がございました。(「4日や」と渡辺慎吾議員呼ぶ)すいません、4日に質問がございました。選挙のたびごとに、任期のかわるたびに、期ごとに就任の挨拶状、これを出しております。今、おっしゃったように、日ごろの行政運営にいろいろとご協力いただいている

御礼、そして、就任に当たってのいきさつをしたため、また今後の行政運営よろしくお願ひしますというお願ひを込めた挨拶状を送ることになっております。市内外の市政運営にかかわる諸関係官庁、諸団体に限って送付させていただいております。これは、個人じゃなくて、誰が市長であっても、摂津市長〇〇が行う社会通念にのっとった行政儀礼といいますか、行政行為でございます。そして、今、おっしゃいました公金については、当然、行政行為でございますので、個人が出すべきものではございません。

また、宛先につきましては、まずは日ごろ、地区振興委員さんは、私、摂津市長森山一正が直接委嘱をいたしております。また、各種団体の皆さんには、日ごろ、各種の審議会等々、いろいろとご就任をいただいた方、また、これからもご就任いただくことになる団体の方々ばかりでございますので、今の個人情報を知り得る立場にありますので、個人情報のご指摘の点は当たらないと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

(井口選挙管理委員会事務局長 登壇)

○井口選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会に関しますご質問にお答えいたします。

挨拶状が公職選挙法第178条の規定に抵触するのではないかというご質問かと存じますが、我々の見解といたしましては、内容と対象者等を総合的に判断する必要があります。今回の事案に関しましては、これまでの質疑応答をお聞きする限り、当選に関する挨拶の目的意識を伴うものであったのかどうか、挨拶行為の方法、それから対象者がどのようになっていたのか等々、

十分に確認はできておりません。したがいまして、選挙管理委員会事務局といたしましても、公職選挙法に抵触するかどうかの判断につきましては明確にお答えしづらいところでございます。また、それぞれの立場によりまして法的解釈もさまざまかと思われます。最終的には司法の判断に委ねていただくのが適当ではないかと思います。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 後づけの言いわけをされているように私は聞こえるんですよ。これを、私の関係者の弁護士、それから議員関係、一度公職選挙法で抵触して違反された方、さまざまな方にこの文書を見せたら、全員がこれは公職選挙法違反やなという判断をいただきました。交通事故でも、信号無視して、後で信号無視の切符を切られるまで、「いや、私は急いどって、向こうから回ろうと思って行こうと思ったら、偶然それが赤と黄色の間やったから通ったんです。」という言いわけをするように、物事が起きてから、この文章だけをきちっと判断して、この文章が先に行って、それからいろいろ騒ぎになってニュースになって、ほんでえらいこっちゃということで一生懸命言いわけをされたと思うし、それから摂津市の顧問弁護士さんとお話しされたとは思いますが、そういう方々の中で、公職選挙法第178条の違反ということを認めてしまったら、いろんなことでこれからさまざまな法律に違反するんじゃないかということがあるから、決して公職選挙法第178条違反じゃないことを言い切られてご答弁されたと思うんですけども、しかし、就任のお礼と今後のご支援ということを言うんやったら、就任されたとき、その前後にこの文書を出されるんやったらええんやけど、これは9月に出されましたよね。だから、

そういうことになるというのは非常に矛盾があることと、それから、例えば、全市民に対して、きちっと公平にそういうことを出されるんだったら、選挙は関係なしに、今後ともよろしく願いいたしますと、広報せつつ等でその意思を全市民の皆さんに通ずるということも必要なことだと思いますけど、特定の方々にこの文書を出されたことに関して、私は矛盾を非常に感じますし、それから、国語的に分析しました。国語の専門的な方に、その文書を解説していただきました。それによりますと、「謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は本市行政運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、私こと、このたび、市民の皆様をはじめ多くの方々からの力強いご支援と温かいご厚情を賜り、引き続き四期目の市政を担わせていただくことになりました。このうへは、皆様方からお寄せいただいた期待と信頼にお応えすべく、夢と賑わいに満ち、小さくともキラリと光るまちとなるよう、『やる気・元気・本気』そして勇気を持って全身全霊で取り組んでまいりますので、今後とも一層のお力添えとご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。まずは略儀ながら、書中をもちまして御礼と就任のご挨拶とさせていただきます。謹白。平成28年9月吉日 摂津市長森山一正」このような文章ですよね。

ほんで、今まで過去において協力していただいたというお礼の文章を三つに分けて判断しましたら、あなたが言う協力のお礼は、最初の「謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は本市行政運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。」これは今までお世話になりましたという挨拶文です。そ

して、次です。「このたび」ですよ。「市民の皆様をはじめ多くの方々からの力強いご支援と温かいご厚情を賜り、引き続き四期目の市政を担わせていただくことになりました。」これは選挙ですわ。「このたび」という文言が入っているわけです。それに対して、一番最後の「書中をもちまして御礼」ということになるわけです。

それで、次、もう一つ、「このうへは、皆様方からお寄せいただいた期待と信頼にお応えすべく、夢と賑わいに満ち、小さくともキラリと光るまちとなるよう、『やる気・元気・本気』そして勇気を持って全身全霊で取り組んでまいりますので、今後とも一層のお力添えとご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。」これは就任のご挨拶です。聞きましたら、一番最後のお礼が2回出ていますよね。最初の過去においてのお礼はちゃんと済ませとるわけです。就任のご挨拶というのは、これは後半の3分の1のところですよ。真ん中の「このたび」ということは、これは選挙を示して、そして、国語上、このお礼ということがそこに当てはまるということなんです。わかりますか。ということは、これは選挙のお礼ということになるわけなんです。この文章をもってしっかりとお答え願いたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 ご承知だと思いますけれども、我々政治に携わります者は、挨拶状は禁止をされております。その中で、市長選挙の期日後の市長就任の挨拶状を市内外の市政運営に直接あるいは間接にかかわる関係者、また諸団体に出すことは差し支えない、これは当時の自治省の見解の中にありますね。挨拶状禁止の中でもそういうことは差し支えないという根拠のもとに毎回挨拶状を出

しておるわけでございます。

私は、就任の挨拶をするときに、日ごろの御礼を言う、そして、就任に当たってのいきさつについてしたためる、これは別に社会通念上は問題ないのではないかと思っています。そして、締めくくりとして、日ごろ、いろいろとお世話になっておりますと、そして、就任をいたしましたという二つの文脈を最後に締めくくるのに、御礼と就任の挨拶といたしますとくくったわけでありまして、例えば、今、市民全員に知らせたらええやないかというお話がございましたが、自治省令によりまして、市長の日ごろの市政運営上関係のある諸官庁、そして諸団体に限る場合は差し支えないとあります。だから、そこまで絞ったといえますか、必要最小限度の行政の儀礼として行ったものでございます。不特定多数にこれを全部ばらまくなると、ご指摘のことに当たりますけれども、必要最小限のこれからの行政運営にかかわっていただくという方を対象に差し上げたわけでございまして、何らそこに選挙のお礼とか、そういう思いも考えもございません。あればもっと広げて出すわけでありまして、いろんな各市の礼状とかをもらうことも、ままありますけれども、ストレートにその中に選挙とか当選という言葉が入っておるのもありましたが、私はそういう言葉は一切使ってはいけませんと、逆に指示をしているほうでありますから、ご指摘のような意図は全くございまして、行政儀礼、行政行為として捉えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 先ほど、市長、三つにきちんと分けてわかりやすいように説明させていただいた。だから、あなたの今の答弁で

いいますと、最初の前段の1行と、それから、真ん中を抜いて「このうえは」ということから、その二つでいいわけです。あなたの今のご答弁の内容を見ますとね。でも、その真ん中の「このたび、市民の皆様をはじめ」で「このたび」が入っるとということは、この選挙ですよ。それと、時期的な問題もこれは大切なんです。それは、さっきも言いましたように、就任された前後とか直後、そういう形で出すんやったらその理屈が通るんですけど、これは9月中に出されたじゃないですか。あの時期を考え、そして「このたび」と考えたら、この真ん中の文章を見たら、これは選挙以外何物でもないわけですよ。MBSが取材に来たときに、そういう点で、取材でニュースの前に向こうの法的な専門家といろいろ話をされていまして。そのときに、これは急遽、相談したから、非常にグレーやなという話の中で取材されていまして。だから、あなた、言いわけするんやったら、この文章に基づいて言いわけをせなあかんわけであって、あなたの意図は後づけで言いわけされとるような状況です。この文書が先に出てしめて、これが公職選挙法違反じゃないかと指摘されとるわけですから。

今、文章を三つに分けましたね。ほんなら、それやったら三つに分けた文章を一つ一つ説明してください。

以上です。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 何度も言いますけれども、いろんな挨拶状を年間通じて出しますけれども、日ごろの御礼を言います。そして、その趣旨にのっとった至るまでの経緯について少ししたためます。そして、目的について最終述べます。だから、そういう意味では、今言われたように文脈が分かれております。

でも、最終には、トータル的にその御礼と、そして挨拶、両方ですという思いで送っているわけですから、私が分かっているはずがないですよ。そういう今言われている指摘をされることを思っていたら、それやったら、もっとストレートに文章の中に選挙や当選とか、そういうことを書いて出します。でも、そういう意味は全くないから、私はそういうことを逆に省いてと指示をしているわけでありますから、ご指摘の点については当たらないと思います。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 この文章に関して三つの段階において、きちっと説明してくれと言うたでしょう。それやったら、国語的に考えたら最後の御礼は要らないんですよ。就任のご挨拶でいいんですよ。最初にお礼を言うとするわけですから。過去において「お世話になりました」というお礼を最初に言うてるわけですから、最後の文脈のお礼は要らないんですよ、あなたのご答弁を聞いておりますと、その点が全く答えられてない。同じ答弁を繰り返してと言うより、きちっとその辺を三つに分けた、私はわかりやすくこれを三つに分けてやったわけです。あなたの言う答弁やったらこの真ん中は要らないわけです。だから、そのことをきちっと説明してほしいということを言うたわけです。そして、これは最後のお礼は要らないわけですよ。

○南野直司議長 渡辺議員、まだ質問中でございますけども、1回暫時休憩をさせていただきます。

(午前 11 時 51 分 休憩)

(午後 0 時 58 分 再開)

○南野直司議長 再開します。

渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 先ほど、私が質問したとおり、この文章に関して、三つの段階に応じて、きちっとご答弁してくださいという形で質問させていただきましたが、それに関してのご答弁がしっかりできていないことと、それから、私は時期的なことも言いましたでしょう。あなたが言う意図やったら、就任の前後、その直前か直後、そういう形の文書やったら、たしか10月12日に4期目の就任をなされたと思うんですけど、9月の段階でこの文書を出して、このような内容やったら、当然、選挙のお礼と捉えるわけですね。それで、私も多くの市民から「これはおかしいん違うか」ということを言われてきたわけです。多分、野口議員のところにも行ったと思うんですけど。だから、そういうことを考えて、まして1期目の市長ではないわけですから、市議会議員から府議会議員、そして市長になられて、選挙に関しては歴戦の勇士ですから、そういう点がわからんことはないわけですよ、こういうことに関してね。そういう点に関して、もう一遍きちっと三つの段階について「どのお礼がどれに当たっとなんねん」ということを、私は聞いているわけですから、そのことに関してご答弁をお願いしたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

一般的に挨拶状とかお礼状とかを出すときには、まず日ごろのお礼を申します。そして、さっきも言いましたけれども、この場合は挨拶状を出したいきさつを少しそこに書きます。何の挨拶状やわかりませんから。そういう意味での導入がそこに込められておると。で、最終的には就任ということについてのご挨拶をするという三つの文

脈になっております。それを、重ね重ねと
いいですか、日ごろのいろいろと行政運営
上お世話になっているお礼という、そうい
う気持ちを込めての挨拶状でございまして、
お礼があって、導入があって、それで挨拶
というこの三つの文脈、私はそういう意味
で出させていただきます。ではあります
けれども、いろんな見方といいですか、今
おっしゃったような観点からのご指摘、こ
んなものもございます。いま一度、専門家
の見解、意見といいですか、こういうもの
を一回しっかりと伺って、改めてまた精査
をしたいとは思っております。

それから、時期的なことでございますけ
れども、確かに私の任期は10月12日で
ございます。それは承知をいたしております。
行政といたしましては、当選証書付与、
即、次の任期のスタートを切ったつもりで
ございますので、9月中での発送になりました。
それ以上でもそれ以下でもございま
せん。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 答弁が不足でございまして、
それやったら、さっきも言いましたように、
真ん中の文章は要らんわけですわ。「この
たび」というのは、明らかに、これは選挙
のことなので、その御礼と、それから、
今言ったように三つに分けてきちっと解説
しましたよね。そういう文章は、重ね重ね
御礼することはないと思うんですよ。ほん
なら、この真ん中の「このたび」は要らん
わけですわ。あなたがそういうふうにして
国語的なことをしっかりと解説しながらこ
の文書をつくったことは非常に疑問を感じ
るわけでして、国語的に考えたら、このお
礼は、皆さんの応援によってこのたびの選
挙の4期目を果たすことができましたと、
最後の文脈はそれのお礼なんですよ。さっ

きも言いましたように、お礼という言葉は
2回も要らんわけです。就任のご挨拶、そ
れは最後の3分の1のときに言われた言葉
が就任のご挨拶なんです。これは基本的な
国語的な問題ですわ。

それから、専門家と言うてはりますけど、
あなたは市の顧問弁護士に相談しているん
じゃないんですか。相談した上でのご答弁
をされているでしょう。それも私は非常に
疑問があるわけなんです。「私こと」と書
いとる文章、これはあなたのことですよね。
市長ご自身のことですよね。それを何で市
の顧問弁護士に相談されるかということ自
体も、これは公私混同しとるん違うかと思
うんです。市の顧問弁護士の顧問料は市民
の税金から出されているわけでしょう。だ
から、例えば行政訴訟とか、今回の地下水
の汲み上げ問題とか、そういうさまざまな
市全般的なこと、それから市政相談とか、
そういうものに関して顧問弁護士が対応す
るというのはわかるんですけど、あなたの
個人的な文書批判ということに関して市の
顧問弁護士が携わるというのは、これはほ
んまに私的流用と違うかと私は疑問を感じ
るわけですけど、専門家と話をした中でそ
ういう4日からのご答弁をされていると私
は思いますけど、その辺は非常に疑問があ
りますけど、これは最終的に法的な一つの
ことになってきて、これから市民運動の中
にはこのことに関してしっかりとたださな
あかんという運動があると私は聞いており
ますので、どういう形になるかわからん。

それと、これは、これからまた違う弁護
士に相談されて、後日、この結論を我々に
報告してくれるというご答弁をされたん
ですけど、その辺に関してはしっかりとやっ
ていただけるかどうか。

それから、時期的な問題を言いますけど、

物事の慣例というのは、市長、これも釈迦に説法かもしれませんが、よくわかってはると思うんです。当選証書をもろたからすぐ出すじゃなくて、やっぱりその時期時期に応じて市民向けの文書を内容を検討して出すというのは、これは公の立場の人間としては当然な行為じゃないですか。そんなんは、勇み足でしょう。就任式は決まっとったけど、はっきり言ってまだどんなことがあるかわからんわけじゃないですか。その中で、きっちりとしたけじめがなった中で文書を出すというのはわかるけど、こんな9月の選挙が終わってから間なしにそういう形で出されることに関しては、非常に私は疑問を持つわけです。その点に関して再度お聞きしたいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

私こと、個人のことやないかというご指摘でございますけれども、これは、どなたが市長であろうとも、摂津市長〇〇という意味でございます、個人じゃないです。何度も言いますが、社会通念にのっとった行政儀礼としての行政行為として挨拶状を出したわけでありますから、個人がお金を出すとかはするべきものではないと、私はそういう認識を持っておりますので、だから、今おっしゃった顧問弁護士云々につきましても、これは行政としての対応でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

時期的なことについても言われましたけれども、何度も言いますが、四たびの当選証書の付与をいただいた、その時点で新たな任期のスタートを切ったという私の認識のもとでの挨拶状を発送することになりましたので、これもご理解いただきました。

と思います。

さらに、今おっしゃったような観点からのご意見もありますので、もう一度しっかりと精査をしていきたい、そのように思っております。

以上です。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 精査するとか、それやったら法的にきちっと、また宮崎顧問弁護士に相談しながらやるんですか。やっぱりこれはぐあい悪いですよ。これはひょっとしたら告発という形になる可能性もあるわけでしょう。そうなってきたら、市の顧問弁護士に相談というのはおかしい話ですよ。これはあくまでもあなたの選挙違反と違つかということになっとるわけですから、行政全般どうこうより個人の選挙違反ということになっとるわけですよ。これは行政が訴えられたのと違うんですからね。言うところ答弁が全然わからへんのですよ。

それと、あなたは市長なんですから、当選証書をもろたからすぐお礼の手紙を出すとかいうのは、社会通念上、普通そういうことはされへんのですよ。さっきも言いましたように、就任の間に何があるかわからんわけでしょう。どういう突発的なことがあるかわからんわけですから、きちっとその節目節目に対して対応するというのが公の人間のすることと違つかと思うんですよ。もう時間がないからあんまり言いませんけど、きちっとこれはほかの弁護士さんに相談されるなり、これからひょっとしたら市民団体のほうから、あなたが刑事告訴されるかもしれません。だから、これはあくまでも個人の問題ですよ。行政全般的な問題と違いますよ。勘違いしてもうたら困りますよ。うちの市の顧問弁護士はそのためにいるん違いますよ。わかってますか。

それから、あなたは、いろいろコンプライアンス、人間基礎教育云々どうこうを言うておられて、ルールを守る人づくり、この前の50周年のときにも力を入れてその説明をされていましたが、そんなことを考えたら、今、告発されるん違うかという中で、あなたのやっとなることは真逆なことであって、過去においたら、やっぱり職員がやめたり、市議会議員を辞職したり、そういうこともありましたね。そういうことも踏まえてしっかりこれから回答をいただきたいと思いますので、それを強く要望しておきます。

それから、選管なんですけど、一応今、選管として、これはやっぱり統括している流れをしっかりとつかんではと思うんですけど、もう一度選管としてどのような見解でおるか聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○南野直司議長 選挙管理委員会事務局長。

○井口選挙管理委員会事務局長 選管の見解ということで、再度のご質問でございます。

ただいまの質疑応答の中で徐々に中身が見えてきたわけですが、まだまだ十分ではございません。殊さらに当選または落選に関する挨拶状であったのかどうか、これが焦点かと思えます。

それからまた、先ほど市長からも紹介がありました当時の自治省の見解、市長就任の挨拶状は、市長が職務上の関係ある諸官庁その他団体宛てに出すものは差し支えないという見解も披露されましたけれども、果たしてそれに当たるのかどうか、これも総合的に判断すべき内容かと思えますので、ここで選挙管理委員会事務局としてなかなか見解しづらいんですけど、こういった問題が起こったということですので、より慎重に対応をしていただきたいと

思っております。

以上でございます。

○南野直司議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 選挙管理委員会は、全ての中立に立って、双方のことからしっかりと監視して指導するということをやってもらわなあかんわけであって、今回のことも当然把握されとると僕は思ってたんですけど、把握してなかったということです。だから、それは、しっかりと今後の推移を見定めて、それなりの対応をしていただきたい、そのように強く要望して質問を終わります。

○南野直司議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、観光による産業活性化について伺います。

まず、テレビの話題からですが、このごろ、テレビ番組「なるみ・岡村の過ぎるTV」で摂津市を取り上げていただくことがよくあります。本当にありがたいことです。その中で、「摂津市のイメージは」との問いに、「通り過ぎるだけのまち」、「幻のまち」、「マイナー過ぎる」、「何もない」、「食べる場所がない」、「特徴がない」、「何もないから好き」など、そして、「3ウエーあるので、栄えているところへどこへでも行けるので便利」という意見がありました。ここでいう3ウエーとは、摂津市の公共交通機関、阪急電車、JR、モノレールのことです。大阪や京都に行くには便利と言っていると思います。お勧めは新幹線基地、新幹線公園と、テレビで特徴がない、何もないと言われても、新幹線のイメージがしっかりあるということが大事なんです。

私は、常々、本市が最も誇るべき財産、

宝は鉄道だと思っております。以前、森山市長も、「新幹線基地を生かしたまちづくり」と過去に公約などと言ってこられたと思います。ただ、治安や安全面の問題から、ＪＲからいい返答はないと。現在、ＪＲと井戸の問題で係争中であることは十分に承知しています。しかし、現に今、新幹線鳥飼基地は９７％摂津市なんです。どないか違う角度からでも観光として生かせないかと思って今回取り上げさせていただきました。理解していただき、切り離して考えていただければと思います。

また、そのほかに、摂津市には阪急正雀工場があります。既に、ＪＲ、阪急双方とも、単独で一般客を対象にした見学ツアーを実施しています。新幹線鳥飼基地の場合、大阪中央環状線やモノレール車内から見るだけでも迫力があります。誰の許可も要りません。

そこで、新幹線鳥飼基地、阪急正雀工場を含めた現在の観光施策、また、近隣都市、北摂エリアと協働の取り組みなどについてお教え願います。

１回目、終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。市民生活部長。

（登阪市民生活部長 登壇）

○登阪市民生活部長 新幹線鳥飼基地と阪急正雀工場を含めた現在の摂津市の観光施策、及び近隣都市、北摂エリアとの協働の取り組みについてのご質問にお答えします。

新幹線公園、阪急正雀工場につきましては、阪急電鉄及び阪急京都線沿線の９自治体で組織する阪急京都線沿線観光あるき実行委員会が実施する事業において、本市の観光歩きルートに取り入れるなど、広くＰＲしているところでございます。市の観光施策につきましては、今申し上げました観

光あるき実行委員会や、大阪府、大阪観光局など、他団体と連携した広域での取り組みが中心となっております。

北摂エリアとの協働の取り組みにつきましては、現在、任意ではありますが、北摂各市の産業振興・観光関連部局の職員において、自治体の枠を超え、北摂地域を一体に見立て、その観光資源や魅力を発信し、全国から北摂に人を呼び込めないかなどについて意見交換をしているところでございます。

○南野直司議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、２回目、質問させていただきます。

先日、市制施行５０周年記念式典が行われました。そのときに市勢要覧をいただきました。その中で、新幹線基地や阪急正雀工場、モノレールの写真が見開きいっぱい載っていました。引き込まれるように本当にきれいに写っていました。題目は「いいとこ」と市勢要覧に載せているということは、鉄道をしっかりと摂津市の大事な主たるものとして認知しているということじゃないでしょうか。それじゃ、この現状を生かそうじゃないですか。企業のものかもしれないませんが、摂津市に存在しているんです。いいとこイコール観光資源として使いましょうよ。活用しなければもったいないと思います。行政として観光振興施策が行き詰まっているのであれば、民間やその他の団体に委ねるのも手ではないでしょうか。その一つに、日本版DMOがあると思います。鉄道を主軸に自治体単位の観光協会を立ち上げるのです。

今、政府は、観光ビジョン実現プログラム２０１６を決定し、訪日外国人旅行者数２，０００万人を目指していましたが、１０月３０日時点で２，００５万人を突破し

たと発表されました。さらに政府は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックのときには4,000万人を目標設定されています。また、外国人旅行者の不便や障害、不安等を徹底的に解消するとともに、インバウンド旅行者の満足度を一層高めることが重要だと。要するに、観光に政府を挙げて力を入れて取り組んでいるのです。

摂津市は、8万5,000人の小さな山もなければ谷もないコンパクトなまちです。しかし、他市に例を見ない鉄道車両基地が二つもある鉄道のまちなんです。新幹線鳥飼基地から、線路のゆがみぐあいや架線の状態を調べるドクターイエローや、山陽新幹線の全線開業から40周年記念で誕生したエヴァンゲリオンの新幹線が見れたらどうでしょうか。また、たまに摂津市内において、深夜、車両基地に輸送するときなどは、「電車が道路を走るまち」で十分観光になるんじゃないでしょうか。ワールドビジネスサテライトの情報では、鉄道ファンの人口は約200万人、マーケットが1,000億円と言われています。海外の鉄道ファンやインバウンドを呼び込んだら、はかり知れない経済効果が生まれるはずです。日本版DMOとしての取り組みなどをどう思うのか、認識をお教え願います。

2回目、終わります。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 日本版DMOとしての取り組みに関するご質問にお答えいたします。

日本版DMOとは、観光庁の定義によりますと、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づく

りを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人とされております。

大阪におきましては、大阪観光局が地域連携DMOとして日本版DMO候補法人として国に登録され、府域全域を対象とした多種多彩な事業に取り組まれています。

本市におきましては、現状では、関係者との協同、資金・人材面のいずれにおきましても、日本版DMO法人設立の基盤は整っていないものと認識しております。

○南野直司議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

観光庁の調査によると、2015年の訪日外国人一人当たりの旅行支出額は17万6,168円、旅行消費額は3兆4,771億円と推計されています。日本経済への影響も大きく、観光業界のみならず、百貨店をはじめ多くの業界から注目されるようになっていきます。中国人観光客の購買現象をあらわした「爆買い」が流行語大賞になり、民泊が国家戦略特区の施策になるなど、インバウンドの隆盛が新たな社会現象を生み出し、連日のようにメディアに取り上げられるようになっていきます。

インバウンドへの取り組みは、電鉄会社も専門担当部門を設置しています。これから日本は、2019年、ラグビーワールドカップが東大阪市で、2020年、東京オリンピック・パラリンピック、2025年、大阪万博やカジノ構想も審議が始まっております。世界中から人が集まってくるんです。だからこそ、インバウンド、訪日外国人旅行による集客を真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。

摂津市は、大阪と京都のほぼ中心で、交通の便はいいはずです。大都市観光のつい

でに立ち寄っていただいたとしたらありがたいと思いませんか。インバウンドによる産業振興をどのように認識しているのか、お教え願います。

3回目、終わります。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 インバウンド、訪日外国人旅行によります産業振興についてのご質問にお答えいたします。

商業施設や宿泊施設が集中する都市部やいわゆる観光地では、海外からの観光客による大量消費で大きな経済効果が認められています。しかしながら、商業施設も少なく宿泊施設もない本市のような地域では、都市部や観光地とは条件が異なるため、これらとの差別化が必要であると考えております。本市として、いかに魅力を発信し、外国人旅行者を呼び込み、商業振興あるいは市の活性化につなげていくかにつきましては、今後の検討課題であると認識しているところでございます。

○南野直司議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、4回目、質問させていただきます。

仮にインバウンドで摂津市に来訪者が増えてきた場合、ホテル、旅館など宿泊施設がありません。今、世間では、個人宅をホテルがわりに使用する民泊という新たなビジネスが誕生しつつあります。大阪市内の空家を利用した民泊は連日満室です。空家利用なども含め、摂津市の民泊に対する認識をお教え願います。

4回目、終わります。

○南野直司議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 民泊についてのご質問にお答えいたします。

冒頭に議員がおっしゃいましたように、ＪＲ、阪急、モノレールが本市には通って

おり、京都や大阪へのアクセスもよく、摂津市内におきましても、企業による民泊施設、また、個人による空家を利用した民泊が増えるものと予想されます。民泊に関しましては、さまざまな課題も報告されております。今後、大阪府と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

私の思い、感情が入りますが、例えば、インバウンド観光のために、コミプラに鉄道の観光サテライトブースをつくるのはどうでしょうか。コミプラの前に阪急電車の車両を展示したらどうでしょうか。また、明和池公園の線路側に電車を並べ、ＪＲ東海道線から見られるようにしたら、もっと集客になり、宣伝になるんじゃないでしょうか。桜とマッチングしたら、新幹線公園以上ににぎやかになるんじゃないでしょうか。日本版DMOが厳しければ、摂津市、阪急電鉄、ＪＲと共同運営するのはどうでしょうか。世界中に新幹線を売り込んでいっている日本にとって、摂津市にとっても外国人の方々に親しんで新幹線をＰＲすることができるのではないのでしょうか。本当は国策です。

また、市勢要覧に戻りますが、市勢要覧の中の「市のあらまし」がすごく的を射ていて、私は好きになりました。「大阪のハート、大阪府の真ん中のちょっと上、ハート型、人と人とのつながりを大切にする温かいまち摂津市」、「大阪や京都の中心まで電車一本、伊丹空港までモノレール一本、関西国際空港へも高速道路一本、とても便利なまち摂津市」と、このフレーズが摂津市の全ての状況を物語っているのではないのでしょうか。国内、世界に向けて、摂津市

のよさをもっと発信していきましょうよ。鉄道と共存している摂津市をもっともっとPRしましょうよ。夢を持ちましょうよ。その夢を現実に変えましょうよ。いろんな方々に来ていただきましょうよ。観光するところがないんじゃないんです。資源、魅力がないんじゃないんです。見えていないだけなんです。気づいていないだけなんです。手段、方法は必ず見つかります。今ならまだ間に合います。10年、20年先を見据えて動きましょうよ。市民の方々にも行政が動き出しているというメッセージが伝われば、安心感が広がり、産業活性化につながり、お店も動くはずですよ。

最後に、市長の観光に対する思いをお教えます。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 中川議員の質問にお答えをいたします。

何度も言ってる話なんですけれども、摂津市はちいちゃな地域です。山も谷もない、その中に一級河川、幹線道路、また鉄軌道、これですたずたになっている。これだけ聞くと、えっという印象ですが、どちらかといえばハードで粗削りな、そういう地形にあることは間違いございません。その中に、これといった歴史的な建物とか、それから名所旧跡というんですか、ないことはないんですけれども、ほとんどと言っていいほどないわけですね。そんな中で、これからの観光のあり方をどう考えていくか、これは非常に大切なことなんですけれども、難しいことでもあります。

さっき言いました地形の状況から、摂津のまちは毎日他市から約5万人ぐらいの人が来られているんですね。企業市民といいますけれども。そういう意味では、摂津市

は、北摂きつてのある意味では産業都市、世界に通ずる技術者、またそういった工場が実はたくさんあるわけですね。で、毎日5万人ぐらいの人が来られている。こういう状況、これもしっかり目を向けておくと。

最近、市内の大手企業は、数社、技術の研究部門を全てこの摂津市に集積されておる企業がございます。ある企業では、1日約500名の技術者の方、これも日本でも有数の研究者が摂津市に集まってこれると聞いております。日本中から来られる、もしかしたら世界からも来られているかもわかりませんが、そういうことで、摂津のまちに研究機関、事業所が集積されておる、こういう事実もあるんですね。私は、この状況をほっとく手はないぞと、こういった環境は逆に摂津のまちを発信する一つの手段にもなり得るんだらうと、一方にこういうことがあります。

今、中川議員がおっしゃいました鉄道については、もっともっと活用して考えていくべきではないかと。観光資源ははっきり言うてそんなにないんですね。なければ生み出すという気持ちを持って、今ある資源をどう生かすかと。で、きつての産業都市、この特徴とうまくマッチングといいますか、コラボというんですか、そうしたことなどを併せて、今後、観光ということについては目を向けたいと思っています。

大阪府が民泊条例をつくりました。各市町村に民泊条例に参加するかせんかという話があったんですね。各市温度差があります。庁内でいろいろ協議をしたんですけれども、そのときも、はっきり言うて、この条例に参加しても何にもないぞという話もありました。でも、それだけに、逆にこの条例から逃げるんじゃないかと、遠ざけるんじゃないかと、呼び込む一つの手段として民

泊条例、これもしっかり捉えようということで参加することになりました。そういう意味で、あらゆる角度からこれからの観光産業にくみするように、また市内協議も進めていきたいと思っています。

以上です。

○南野直司議長 中川議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

日程 2、議案第 59 号など 6 件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 59 号、平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分、議案第 70 号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第 71 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上 3 件について、10月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第 59 号所管分及び議案第 71 号については委員長裁決をもって可決すべきもの、議案第 70 号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長 建設常任委員長。

(野原修建設常任委員長 登壇)

○野原修建設常任委員長 ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 59 号、平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分について、10月20日、委員 1 名

欠席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○南野直司議長 文教常任委員長。

(安藤薫文教常任委員長 登壇)

○安藤薫文教常任委員長 ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 59 号、平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分、議案第 68 号、財産の無償譲渡の件及び議案第 70 号、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上 3 件について、10月21日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告をいたします。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 59 号、平成 28 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分、議案第 60 号、平成 28 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 61 号、平成 28 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、以上 3 件について、10月20日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。（「議事進行」と増永和起議員呼ぶ）

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 民生常任委員会で、私、議案第 59 号、民生常任委員会の所管分に反対いたしました。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午後 1 時 3 6 分 休憩)

(午後 1 時 3 7 分 再開)

○南野直司議長 再開します。

民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 失礼いたしました。今の民生常任委員会の審査報告について訂正がありました。いずれも全員賛成ということで申し上げましたけども、議案第 5 9 号、平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算(第 3 号)所管分については、賛成多数をもって可決すべきものと決定しましたので、修正いたします。

○南野直司議長 上村議員の発言訂正を許可します。

○南野直司議長 次に、駅前等再開発特別副委員長。

(渡辺慎吾駅前等再開発特別副委員長 登壇)

○渡辺慎吾駅前等再開発特別副委員長 ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10 月 1 9 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 5 9 号、平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算(第 3 号)所管分について、10 月 2 4 日、委員長欠席のもとに委員会を開催し、審査した結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。山崎

議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 それでは、日本共産党議員団として、議案第 5 9 号、議案第 6 8 号及び議案第 7 1 号について反対討論を行います。

最初に、議案第 5 9 号についてです。

本議案には、今年 1 0 月からゼロ歳児に対する B 型肝炎が定期接種となることに伴う委託料などが計上されているものの、最大の問題は旧味舌小学校跡地に関する予算であります。この間、跡地に関する方針が二転三転しました。跡地活用に伴う関係法律への対処もこれまで中途半端でありました。そして、幾つかの状況の変化も加わり、今日の事態を招いたと考えております。

こうした経過から、市としてどういう教訓を導き出すかということが今問われていると思います。これまでも指摘しておりますが、まず、地元住民への情報公開と市民参加を保障して、何事も真摯に対応すること、拙速に進めないこと、現在利用されている方々の要望にきちんと応えること、避難地として指定していることに対して責任を持って取り組むこと等々であります。跡地は市民の共有の財産です。この意味をきちんと受けとめるべきです。トップダウン、市がフリーハンドで進めるのではなく、ともに跡地の活用を進めていく立場に立つべきです。こうした整理をしないで、解体する方向で物事を進めていくという今日の状況について反対をするものです。

もう一つ申し上げたいのは、市庁舎への E S C O 事業導入のための債務負担行為が計上されている問題です。今回、市庁舎の中央監視システム、照明、空調設備、熱源機などを対象に、2 年後に改修し、1 5 年間、民間の業者に管理、メンテナンスをゆ

だねるものです。公的施設の設備の改修、管理を民間に任せるというシステムであります。業者の選定における公正さをはじめ、多額の税金が投入されるのに地元業者への還元はなしなど、さまざまな問題について不透明な点がまだまだ多いと思います。ぜひそれぞれの動きについて検証し、その情報を公開することを求めます。

次は、議案第68号についてです。

本議案は、市立正雀保育所の民営化に当たり、その建物、附属設備及び備品を学校法人成晃学院に無償譲渡するというものです。当初、受け入れ保育事業者として決定した社会福祉法人桃林会がみずからの不祥事を理由に辞退したため、同財産の無償譲渡を譲渡先をかえて再提案されたものです。前回の議決の際にも申し上げたとおり、公立保育所の民営化は、保育の公的責任を投げ出すものです。同時に、正雀保育所の民営化をめぐる混乱は、民営化の矛盾を改めて浮き彫りにしたのではないのでしょうか。待機児解消のための定員増、園舎の老朽対策及び耐震化のための園舎建て替えの財源を国の保育所施設整備費補助金に頼ることが民営化の大きな理由の一つでしたが、民間事業者の都合で民営化が1年延び、保護者や園児に大きな負担とともに、定員増と園舎の整備もおくれました。さらに、旧味舌小学校跡地活用の見直しなどが園舎の建て替えに影響を与え、今後、最低でも2年間は定員が90名のまま、そして、古くて耐震強度の低い園舎のもとで保育が実施されることになります。了解済みの無償譲渡であれ、当然、今後の安全確保の施設整備の責任は成晃学院にあります。公立保育所が抱えてきた課題を丸投げし、民間に任せていいのか、責任分担が曖昧なままでいいのか、割り切れない思いが広がります。

安心・安全の保育環境整備という本質的な検討と財源手当を優先した民営化との矛盾を指摘せざるを得ません。また、老朽化、耐震強度不足の保育施設はまだ残されており、緊急に公的な責任を果たすことを強く求めたいと思います。

次に、議案第71号についてです。

本議案は、昨年1月1日から能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度を課長級以上の職員に導入したことに加えて、今度は係長級以上にも拡大しようとするものです。この間、課長級以上にこの制度が導入されて2年目となりますが、その状況は、5段階評価の導入によって、それまで毎年4号給まで自動的に平等に昇給していたものが、対象者の中で8.8%の職員が高い賃金となり、85.1%の職員がこれまでと変わらず、6.1%の職員が低い賃金になったとのこと。同じ身分の職員の中で、人事評価制度によって賃金に違いのある人が存在することになりました。それぞれの目標管理を伴う業績評価を賃金に反映させることは、公務員職場にはなじみません。間違った目標管理が行われ、重大な人権侵害を起こした北九州市の生活保護行政では、全国的に大きな問題になりましたが、住民の生活保護申請を制限して、餓死者や自殺者を出しました。このように、人事評価制度は、全体の奉仕者として住民に寄り添い、問題を解決していくという本来の地方自治体のあり方をゆがめる方向に拡大することにつながるのではないのでしょうか。生活保護行政や税、保険料等の徴収業務などでは、権利侵害や福祉切り捨てが一層深刻な事態になることにつながっていく危険があることを申し上げておきます。

以上、反対討論といたします。

○南野直司議長　ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 以上で討論を終わります。

議案第５９号、議案第６８号及び議案第
７１号を一括採決します。

本３件について、可決することに賛成の
方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本３件は可決されました。

議案第６０号、議案第６１号及び議案第
７０号を一括採決します。

本３件について、可決することに異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、本３件は
可決されました。

日程３、議会議案第１３号など２件を議
題とします。

お諮りします。

本２件については、提案理由の説明を省
略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう
に決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終
わります。

お諮りします。

本２件については、委員会付託を省略す
ることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのよう
に決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終
わります。

議会議案第１３号及び議会議案第１４号
を一括採決します。

本２件について、可決することに異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、本２件は
可決されました。

以上で、本日の日程は終了し、これで散
会します。

（午後１時４８分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長

南 野 直 司

摂津市議会議員

増 永 和 起

摂津市議会議員

弘 豊

摂津市議会継続会会議録

平成28年11月8日

(第4日)

平成28年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年11月8日(火曜日)
午後2時58分開議場
摂津市議会

1 出席議員 (19名)

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員 (1名)

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘 守
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁 司
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
	消 防 長 樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

- | | | |
|----------------|--|--------------------|
| 1, | | 議長辞職許可の件 |
| 2, 議 選 第 2 号 | | 議長選挙の件 |
| 3, 議 選 第 3 号 | | 副議長選挙の件 |
| 4, 議 案 第 7 2 号 | | 監査委員の選任について同意を求める件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後 2 時 5 8 分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山崎議員及び水谷議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後 2 時 5 8 分 休憩)

(午後 2 時 5 9 分 再開)

○野原修臨時議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま南野議長から議長辞職願が提出されました。

地方自治法第 107 条の規定により、年長の故をもちまして臨時議長を務めさせていただきます。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

南野議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職のあいさつを受けます。南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年 9 月、皆様方の真心のご推挙をいただきまして 1 年と 1 か月、議長という大

役を務めさせていただくことができました。まことにありがとうございました。これもひとえに、議員の皆様、そして市長はじめ市職員の皆様、そして市民の皆様のご協力とご理解、そしてご指導とご鞭撻のたまものでございます。まことに、ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

さて、私たちが暮らします摂津市は、1 1 月で市制施行 50 周年という大きな大きな節目の年、歴史の 1 ページを市民の皆様とともに晴れやかに迎えることができました。私自身、この大きな節目の年に議長という大役を仰せつかり、経験させていただきましたことを、今後の議員活動にさらに生かしてまいりたいと思っております。

摂津市が目指しますまちづくりの将来像は、「みんなが育む つながりのまち 摂津」でございます。この目指すまちづくりの将来像の実現に向け、何よりも市民の皆さんお一人お一人の声を大切に、市政運営にしっかり反映してまいり所存でございます。

最後に、今後も皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。議長退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○野原修臨時議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修臨時議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、議選第 2 号、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

(議場閉鎖)

○野原修臨時議長 ただいまの出席議員は19人です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○野原修臨時議長 配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○野原修臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。また、白票は無効として取り扱います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席順に投票願います。

(投票)

○野原修臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修臨時議長 投票漏れなしと認め、投票を終了します。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○野原修臨時議長 開票を行います。

立会人に嶋野議員及び渡辺議員を指名しますので、立ち会いをお願いします。

(開票)

○野原修臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、そのうち有効投票18票、無効投票1票、有効投票中、野原議員16票、森西議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であり、野原議員が議長に当選しました。

○野原修議長 議長当選を承諾し、議長就任の挨拶をします。

(野原修議長 起立)

○野原修議長 このたび、皆様のご推挙をいただきまして、議長に就任することにな

りました野原修でございます。よろしくお願い申し上げます。

また、議長席にて、座って挨拶させていただきます。

(野原修議長 着席)

○野原修議長 本年11月には、市制施行50周年を迎えることができ、本当に先人の方々に感謝しております。まだ、我がまち摂津には、さまざまな問題点がございすが、福祉、少子・高齢化、環境など、一つ一つ確実に、この問題点を解消していきたいと思います。

また、我が市には大きないろいろな夢があります。国立循環器病研究センター移転に伴う健都のまちづくり、総合体育館の建築、また連立事業など、多くの夢を確実に実現してまいりたいと思います。

微力ではありますが、先ほど、前議長の南野議員も言われました「つながりのまち摂津」、それぞれがつながれる、それぞれが思いやれるまちづくりに全力投球していきたいと思います。それには、皆様のご協力をいただきたいと思います。

1年間、精いっぱい頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上、挨拶とさせていただきます。(拍手)

暫時休憩します。

(午後3時12分 休憩)

(午後3時14分 再開)

○野原修議長 再開します。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、副議長の選挙を行

います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

野口議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました野口議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、野口議員が副議長に当選されました。

野口議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。野口議員。

（野口博議員 登壇）

○野口博議員 一言御礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位のご推挙をいただきまして、1年間、副議長としてお世話になります。野原議長ともども、1年間、どうぞよろしくお願いをいたします。

お話にありますように、市制施行50周年を迎えました。市政全般にわたって、50年間の歴史について、いろんな形で発信もされておりますが、二元代表制の一つを担う地方議会として、議会の50年についてもお互いに振り返りながら、今日的な役割をいかに果たしていくのかという点で一緒に取り組みを進めていければと思って

おります。

地方自治の役割は住民生活の向上であります。この基本点を押さえながら、議会の民主的な運営に努めながら、皆さんと一緒にさまざまな方向で改善を求めて、取り組みを進めていきたいと思っております。1年間、お世話になりますけども、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○野原修議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第72号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議案第72号を議題とします。

本件の除斥に該当する藤浦議員の退席を求めます。

（藤浦雅彦議員退席）

○野原修議長 提案理由の説明を求めます。市長。

（森山市長 登壇）

○森山市長 議案第72号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成28年11月8日付の弘豊氏の辞職に伴いまして、藤浦雅彦氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 討論なしと認め、以上で討論を終わります。

議案第72号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(藤浦雅彦議員着席)

○野原修議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時19分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 南 野 直 司

摂津市議会臨時議長 野 原 修

摂津市議会新議長 野 原 修

摂津市議会議員 山 崎 雅 数

摂津市議会議員 水 谷 毅

摂津市議会継続会会議録

平成28年11月9日

(第5日)

平成28年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年11月9日(水曜日)
午後2時57分開議
摂津市議会議場

1 出席議員 (19名)

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員 (1名)

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘 守
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁 司
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
	消 防 長 樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1, | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2, | 特別委員会委員選任の件 |
| 3, 議 選 第 4 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件 |
| 4, | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件 |
-

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後 2 時 5 7 分 開議)

○野原修議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、南野議員及び嶋野議員を指名します。

日程 1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、木村議員、渡辺議員、藤浦議員及び野原議員から駅前等再開発特別委員会委員を、渡辺議員、村上議員及び嶋野議員から総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員を辞任したい旨の願い出があり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員及び総合計画及び総合戦略等調査特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 3、議選第 4 号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

この選挙の方法は、指名推選で行うこと

に異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

森西議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました森西議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、森西議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

森西議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程 4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件について、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成 28 年第 3 回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後 3 時 1 分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

摂津市議会議長 野 原 修

摂津市議会議員 南 野 直 司

摂津市議会議員 嶋 野 浩一朗

☆ 添 付 資 料

平成 2 8 年第 3 回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
10 / 19	水	本会議（第 1 日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
20	木		建設常任委員会（第一委員会室） 民生常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
21	金		総務常任委員会（第一委員会室） 文教常任委員会（第二委員会室） (一般質問届出締切 12:00)	10:00 10:00
22	⊕			
23	⊕			
24	月		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
25	火			
26	水			
27	木			
28	金			
29	⊕			
30	⊕			
31	月			
11 / 1	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
2	水			
3	⊕			
4	金	本会議（第 2 日）	一般質問	10:00
5	⊕			
6	⊕			
7	月	本会議（第 3 日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
8	火	本会議（第 4 日）	役員改選	15:00
9	水	本会議（第 5 日）	役員改選 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 8 年第 3 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 4 号 平成 2 7 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 59 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分
- 議案 第 70 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（別表第 1 項及び附則中（摂津市 E S C O 提案審査会）に関する部分）
- 議案 第 71 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 2 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定 第 5 号 平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 59 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分
- 議案 第 67 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件

〈文教常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 59 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分
- 議案 第 68 号 財産の無償譲渡の件
- 議案 第 70 号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（別表第 1 項及び附則中（摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会）に関する部分）

〈民生常任委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定 第 3 号 平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 6 号 平成 2 7 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 7 号 平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定 第 8 号 平成 2 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案 第 59 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分
- 議案 第 60 号 平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案 第 61 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

〈議会運営委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案 第 59 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）所管分

平成 28 年 第 3 回 定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	水谷毅議員	2 番	増永和起議員	3 番	藤浦雅彦議員
4 番	上村高義議員	5 番	村上英明議員	6 番	嶋野浩一郎議員
7 番	野口博議員	8 番	三好義治議員	9 番	山崎雅数議員
10 番	福住礼子議員	11 番	安藤薫議員	12 番	市来賢太郎議員
13 番	渡辺慎吾議員	14 番	中川嘉彦議員		

【注】 囲み数字は一問一答方式（1 回目は一括質問一括答弁方式で 2 回目から一問一答方式）、囲みのない数字は一括質問一括答弁方式での質問になります。

1 番 水谷毅議員

- 1 駅周辺駐輪場の利用状況について
- 2 避難所施設での運営模擬訓練について
- 3 不登校について
- 4 待機児童について

2 番 増永和起議員

- 1 介護保険の新しい総合事業と介護保険給付費準備基金について
- 2 マイナンバー制度の摂津市での運用と特別徴収事務における事業所への個人番号通知について
- 3 別府コミュニティセンターと市営住宅跡地等の活用、市民サービスコーナーについて

3 番 藤浦雅彦議員

- 1 一般廃棄物処理の広域化と課題整理について
- 2 千里丘駅連絡通路の不衛生な天井面の改善について
- 3 フードバンクの活用で食品ロスの減少と生活困窮者施策の充実を求めることについて
- 4 千里丘小学校区にある竹之鼻ガード周辺を通る通学路の安全対策について
- 5 旧三宅小学校の跡地について地域のニーズを踏まえて、有効活用する方向を検討することについて
- 6 千里丘公民館駐車場の跡地及び、別府コミュニティセンターの残地を地域のニーズを踏まえて有効活用することについて

4 番 上村高義議員

- 1 都市計画道路新在家鳥飼上線の整備について
- 2 府道大阪高槻線の整備について
- 3 阪急摂津市駅周辺への郵便ポスト設置について

5 番 村上英明議員

- 1 食品などの出張販売について
- 2 窓口業務の休日開庁について
- 3 地下鉄延伸について

6 番 嶋野浩一朗議員

- 1 安威川以南の雨水対策について
- 2 労働条件審査の導入について
- 3 2025年問題への備えについて

7 番 野口博議員

- 1 9月の市長選挙後に市長名で配付された挨拶状について
- 2 北摂地域で一番高い上下水道料金の引き下げについて
- 3 旧三宅小学校跡地の活用について

8 番 三好義治議員

- 1 摂津市環境の保全及び創造に関する条例について
- 2 小型家電リサイクル推進について
- 3 子ども、子育て支援について
- 4 水道事業会計について

9 番 山崎雅数議員

- 1 旧味舌小学校跡地活用における市民合意のあり方について
- 2 生活保護の家賃扶助引き下げにより生活費が削減されている問題について

10番 福住礼子議員

- 1 介護保険の新しい総合事業の進捗状況について
- 2 子育て世代包括支援センターの開設と産後ケアの取り組みについて
- 3 B型肝炎ワクチン定期予防接種について
- 4 女性の活躍推進により策定された第3次摂津市特定事業主行動計画の取り組みについて

11番 安藤薫議員

- 1 大阪府の中学生チャレンジテストの中止を求めることについて
- 2 学童保育の民間委託問題について
- 3 J R東海新幹線鳥飼車両基地における井戸掘削の差止等を求める裁判について

12番 市来賢太郎議員

- 1 学習意欲の向上について
- 2 ごみ行政について
- 3 消防行政について

13番 渡辺慎吾議員

- 1 市長のコンプライアンス意識について

14番 中川嘉彦議員

- 1 観光による産業活性化について

平成28年第3回定例会

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
総務常任委員会	三好 義治	福住 礼子	野口 博	村上 英明	中川 嘉彦
建設常任委員会	弘 豊	南野 直司	木村 勝彦	山崎 雅数	野原 修
文教常任委員会	市来賢太郎	東 久美子	安藤 薫	水谷 毅	渡辺 慎吾
民生常任委員会	上村 高義	増永 和起	藤浦 雅彦	嶋野浩一郎	森西 正

《議会運営委員会》

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
議会運営委員会	嶋野浩一郎	弘 豊	上村 高義 森西 正	東 久美子	南野 直司

特別委員会委員選任の件

委 員 会 名	委員長	副委員長	委 員		
駅前等再開発 特別委員会	上村 高義	森西 正	三好 義治 市来賢太郎	弘 豊	南野 直司
総合計画及び 総合戦略等調査 特別委員会	三好 義治	水谷 毅	上村 高義 森西 正	安藤 薫	市来賢太郎

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(平成 2 8 年第 3 回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
議案 第 62 号	副市長の選任について同意を求める件	1 0 月 1 9 日	同意
議案 第 63 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	1 0 月 1 9 日	同意
議案 第 64 号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	1 0 月 1 9 日	同意
議案 第 65 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	1 0 月 1 9 日	同意
議案 第 66 号	監査委員の選任について同意を求める件	1 0 月 1 9 日	同意
認定 第 1 号	平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 2 号	平成 2 7 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 3 号	平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 4 号	平成 2 7 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 5 号	平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 6 号	平成 2 7 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 7 号	平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
認定 第 8 号	平成 2 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
議案 第 67 号	平成 2 7 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件	1 0 月 1 9 日	閉会中の 継続審査
報告 第 6 号	平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 2 号）専決処分報告の件	1 0 月 1 9 日	承認
報告 第 7 号	平成 2 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	（1 0 月 1 9 日 報告）	
議案 第 69 号	損害賠償の額を定める件	1 0 月 1 9 日	可決
議案 第 59 号	平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 3 号）	1 1 月 7 日	可決
議案 第 60 号	平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	1 1 月 7 日	可決
議案 第 61 号	平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 1 月 7 日	可決
議案 第 68 号	財産の無償譲渡の件	1 1 月 7 日	可決
議案 第 70 号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 月 7 日	可決
議案 第 71 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 1 月 7 日	可決
議会議案 第 13 号	返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の件	1 1 月 7 日	可決
議会議案 第 14 号	「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書の件	1 1 月 7 日	可決
	議長辞職許可の件	1 1 月 8 日	可決
議選 第 2 号	議長選挙の件	1 1 月 8 日	決定
議選 第 3 号	副議長選挙の件	1 1 月 8 日	決定
議案 第 72 号	監査委員の選任について同意を求める件	1 1 月 8 日	同意

	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	1 1 月 9 日	選任
	特別委員会委員選任の件	1 1 月 9 日	選任
議 選 第 4 号	淀川右岸水防事務組合理議会議員補欠選挙の件	1 1 月 9 日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	1 1 月 9 日	閉会中の 継続審査